

令和8年第8回武蔵村山市教育委員会定例会議事日程

令和8年8月21日（金）

午前9時30分開議

- 1 会期の決定
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育長報告
- 4 議案第42号 武蔵村山市立図書館協議会委員の任命に係る臨時代理の承認について
- 5 議案第43号 令和8年度教育予算の補正（第3号）の申出について
- 6 議案第44号 武蔵村山市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について
- 7 議案第45号 令和8年度実施 令和7年度教育委員会事務事業点検・評価報告書について
- 8 その他

議案第45号
資 料
（別冊）

議案第42号

武蔵村山市立図書館協議会委員の任命に係る臨時代理の承認について

武蔵村山市立図書館協議会委員の任命について、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会の承認を求めます。

令和8年8月21日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷 光二

(提案理由)

武蔵村山市立図書館協議会委員の辞任に伴い、後任の委員を任命する必要があり、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理したので、本案を提出します。

1 武蔵村山市立図書館協議会委員

2 任 命 年 月 日 令和8年7月1日

3 任 期 令和8年7月1日から令和9年12月31日まで

4 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
内野 康之	小平市栄町	学校教育の関係者

議案第43号

令和8年度教育予算の補正（第3号）の申出について

令和8年度教育予算の補正の申出について、別紙のとおり申出をするため、教育委員会の議決を求めます。

令和8年8月21日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷 光二

（提案理由）

令和8年度教育予算について、歳入で国庫補助金、都補助金及び寄附金、歳出で教育総務費、小学校費、社会教育費及び保健体育費に補正の申出をする必要があるので、本案を提出します。

1 歳 入

(単位:千円)

款	項	目	補正前の 予 算 額	補 正 予算額	補正後の 予 算 額
15	国庫支出金		5,304	△ 572	4,732
	2	国庫補助金	5,304	△ 572	4,732
		6 教育費国庫補助金	5,304	△ 572	4,732
16	都支出金		417,364	26,834	444,198
	2	都補助金	412,224	26,834	439,058
		8 教育費都補助金	397,366	26,834	424,200
18	寄附金		0	1,000	1,000
	1	寄附金	0	1,000	1,000
		3 教育費寄附金	0	1,000	1,000
歳 入 合 計			521,169	27,262	548,431

2 歳 出

(単位:千円)

款	項	目	補正前の 予 算 額	補 正 予算額	補正後の 予 算 額
9	教育費		3,546,629	6,629	3,553,258
	1	教育総務費	724,849	△ 23,180	701,669
		5 教育援助費	119,484	△ 23,180	96,304
	2	小学校費	606,304	1,256	607,560
		1 学校管理費	595,915	1,256	597,171
	5	社会教育費	512,711	25	512,736
		3 図書館費	187,242	25	187,267
	6	保健体育費	1,340,276	28,528	1,368,804
		1 保健体育総務費	39,295	213	39,508
		4 学校給食費	727,083	28,139	755,222
		5 防災食育センター費	427,499	176	427,675
	歳 出 合 計		3,601,430	6,629	3,608,059

令和８年度教育予算 第３号補正参考資料

１ 歳 入

(単位：千円)

款	項	目	節	項 目	理 由	補正前	補正額	補正後	所管課
15	国庫支出金					5,304	△ 572	4,732	
	2	国庫補助金				5,304	△ 572	4,732	
		6	教育費国庫補助金		合計（１５・２・６）	5,304	△ 572	4,732	
			1	教育総務費補助金		4,729	△ 572	4,157	
				教育援助費補助金	国において小学校における給食費負担軽減事業が開始され、就学奨励費受給世帯もその対象となったことから、減額するものである。	4,729	△ 1,220	3,509	教育総務課 学事係
				理科教育設備整備費等補助金	学校の理科教育設備が国庫補助金の対象となったため、補正するものである。	0	648	648	教育総務課 教育政策係
16	都支出金					417,364	26,834	444,198	
	2	都補助金				412,224	26,834	439,058	
		8	教育費都補助金		合計（１６・２・８）	397,366	26,834	424,200	
			4	保健体育費補助金		230,821	26,834	257,655	
				公立学校給食費負担軽減事業補助金	国において小学校における給食費負担軽減事業が開始されたことに伴い、対象者の人数が増加したため、補正するものである。	227,396	26,834	254,230	学校給食課
18	寄附金					0	1,000	1,000	
	1	寄附金				0	1,000	1,000	
		3	教育費寄附金		合計（１８・１・３）	0	1,000	1,000	
			1	教育総務費寄附金		0	1,000	1,000	
				学校の楽器購入に対する指定寄付金	国際ソロプチミスト武蔵村山から寄附金の申出があったため、新たに寄附金を計上するものである。	0	1,000	1,000	教育総務課 教育政策係

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	目	項	目	理	由	補正前	補正額	補正後	所管課
9	教育費						3,546,629	6,629	3,553,258	
	1	教育総務費					724,849	△ 23,180	701,669	
		5	教育援助費			合計（9・1・5）	119,484	△ 23,180	96,304	
			就学援助経費			小学校分について、国の給食費負担軽減事業の対象となったことに伴い、学校給食費（負担金）へ移行するため、減額するものである。	119,484	△ 23,180	96,304	教育総務課 学事係
	2	小学校費					606,304	1,256	607,560	
		1	学校管理費			合計（9・2・1）	595,915	1,256	597,171	
			第一小学校運営経費			令和8年6月11日付けで国際ソロプチミスト武蔵村山から寄附金の申出があったため、第一小学校及び第二小学校の楽器を購入する費用について補正するものである。	18,527	607	19,134	教育総務課 教育政策係
			第二小学校運営経費			令和8年6月11日付けで国際ソロプチミスト武蔵村山から寄附金の申出があったため、第一小学校及び第二小学校の楽器を購入する費用について補正するものである。	17,317	649	17,966	教育総務課 教育政策係
	5	社会教育費					512,711	25	512,736	
		3	図書館費			合計（9・5・3）	187,242	25	187,267	
			雷塚図書館施設整備事業費			令和8年5月28日付け武契第819号で契約した雷塚図書館ほか6施設変圧器等更新工事の履行中、雷塚図書館屋上の変電設備内で新たに高圧コンデンサーが確認されたことから、PCB含有調査を行う必要が生じたため、補正するものである。	0	25	25	図書館

(単位：千円)

款	項	目	項	目	理	由	補正前	補正額	補正後	所管課	
	6	保健体育費					1,340,276	28,528	1,368,804		
		1	保健体育総務費				合計（９・６・１）	39,295	213	39,508	
			学校校庭等開放経費	遊び場開放事業で児童がけがをした場合に、全国市長会総合賠償保険の適用にならないことが判明したため、補正するものである。				3,846	213	4,059	スポーツ振興課 スポーツ振興係
		4	学校給食費				合計（９・６・４）	727,083	28,139	755,222	
			一般事務経費	小学校分について、就学援助費及び就学奨励費受給世帯が国の給食費負担軽減事業の対象となったことに伴い、就学援助経費から移行するため、補正するものである。				288,192	28,139	316,331	学校給食課
		5	防災食育センター費				合計（９・６・５）	427,499	176	427,675	
			防災食育センター維持管理経費	ヤスデの大量発生に伴い不快害虫駆除委託を実施したところ、秋頃にも駆除を要することが想定されるため、補正するものである。				112,238	176	112,414	学校給食課

議案第44号

武蔵村山市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置
実施計画について

武蔵村山市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和8年8月21日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷 光二

(提案理由)

武蔵村山市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について策定する必要があるので、本案を提出します。

武蔵村山市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画
(令和8年度～令和11年度)

令和8年8月
武蔵村山市教育委員会

目 次

1	計画の趣旨、現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・・・	3
5	関連する取組、今後のフォローアップについて・・・・・・・・	6

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

令和7年6月、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号。以下「給特法等一部改正法」という。）が公布され、令和8年4月1日（一部の規定については、公布の日又は令和8年1月1日）から施行されました。給特法等一部改正法第1条において、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。）第8条第1項が新設され、教育委員会は、文部科学大臣が給特法第7条に基づき定める指針に即して、業務量管理・健康確保措置実施計画を定めることとされました。

教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、武蔵村山市立学校における教育の質の維持向上を図ることを目指し、本計画を策定します。

(2) 本市の現状

本市では、令和元年6月に「武蔵村山市立学校教職員の働き方改革実行イレブンプラン」を策定、令和4年3月には、「武蔵村山市立学校職員の在校等時間の上限に関する方針」を定め、学校における働き方改革を推進し、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできました。

ア 時間外在校等時間

これまでの取組として、出退勤システムを導入し、勤務時間管理の徹底を図り、教育委員会及び学校において勤務実態の把握に努め、時間外在校等時間が多い学校に対し、ヒアリングや指導を行ってきました。また、校務支援システム等のICTの活用による業務の効率化を図ってきました。こうした取組の結果、本市における教職員の令和7年度時間外在校等時間の状況は、次のとおりとなりました。

【本市における教育職員の時間外在校等時間の状況（令和7年度）】

種 別	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	32時間31分	25.7%	1.4%
中学校	37時間43分	31.5%	3.8%

時間外在校等時間が45時間を超える割合が小学校では25.7%、中学校では31.5%であり、解消には至っていません。

また、教育職員の業務は、授業準備に加え、各種報告書の作成や校務分掌による業務、部活動指導等により、日常的に業務負担が大きくなっているため、校務のDX、人的措置の拡充、部活動の地域連携・地域展開等を行い、効率的な校務処理を実現することにより、教育職員の業務に、教育の質向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要です。

令和８年度以降は、上記の状況を踏まえた上で、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第８条に基づき計画的に推進します。

イ ストレス状況及び要因

これまでの取組として、ストレス状況を調査し、ストレス要因を分析し、教職員にとってストレス要因となっている業務等の把握に努め、それらの業務等の改善や支援に取り組んできました。こうした取組の結果、本市における教職員の令和７年度ストレス状況・要因の状況は、以下のとおりとなりました。

【本市における教育職員のストレスチェックの高ストレス者の割合（令和７年度）】

年 度	割合（％）
令和７年度	１５．７

【本市における教育職員のストレスチェックの健康リスクの値（令和７年度）】

年 度	値※
令和７年度	８４

※ 全国平均を１００とした場合の値

【本市における教育職員のストレス要因（令和７年度）】

ストレスチェックの結果は、各質問を関連項目ごとに集計し、厚生労働省の素点換算表に基づいて１～５の段階で評価されます。この評価では、１が最も悪い状態を示し、５が最も良い状態を示しています。評価値の平均が「３」であり、これを基準とし、平均値３を下回る項目については、特に注意が必要であると判断されます。

ストレス要因	評価値
仕事の量的負担	２．５
仕事の質的負担	２．３
仕事の身体的負担	２．２
対人関係	３．４
職場環境	３．１
コントロール	３．４
技能の活用度	３．１
仕事の適正	３．５
働きがい	３．８

２ 計画の期間

本計画の期間は、令和８年度から令和１１年度までの４年間とします。

ただし、計画期間の３年間に於いて、国や東京都の動向に大きな変化等があった場合は、必要に応じて見直しを行います。

3 計画の目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりです。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

ア 1か月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。

イ 1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にします。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

ア ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%以下にします。

イ ストレスチェックにおける健康リスクの値を80以下にします。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組みます。

(1) 学校以外が担うべき業務

業務名	取組内容	業務の3分類対応
登下校時の通学路における日常的な見守り活動等	各地域の実情を踏まえつつ、地域コーディネーターや地域住民の協力を得て、通学路の見守り活動を推進します。	①関係
放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童・生徒が補導された時の対応	放課後から夜間における見回りについては、学校における自主的な見回りは原則行わないこととします。 また、学校警察連絡協議会等において、補導された児童・生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて周知・啓発します。	②関係
学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）	業務の効率化に向けた学校徴収金システムの導入、外部委託、将来的な公会計化等について検討します。	③関係
地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等	学校運営協議会及び学校支援地域組織を通じて、保護者や地域住民の理解や啓発を推進し、地域全体で学校教育を支援する体制づくりなど、地域との連携強化を図ります。	④関係
保護者からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応	保護者等に対して教育委員会や相談窓口（教育相談室）の周知徹底を図るとともに、学校が苦情や不当要求に対応できる体制の構築を検討します。	⑤関係

(2) 教師以外が積極的に参画すべき業務

業務名	取組内容	業務の3分類対応
調査・統計等への回答	校務支援システムの活用や、教員の専門性に深く関わるものを除き、事務職員、副校長補佐等が中心となって回答するなど事務負担の軽減を図ります。	⑥関係
学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理	学校において行う業務は、事務職員及びスクール・サポート・スタッフ、副校長補佐等の支援スタッフ事務職員等が積極的に参画し、必要に応じて学校ICT支援員を活用します。	⑦関係
ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理	教育委員会と連携し、学校ICT支援員が中心となって行います。	⑧関係
部活動	週当たり2日以上の子活動休業日を設けることにより、教員の負担を軽減させます。また、令和11年度までに「休日における部活動を地域クラブへ移行」することを目指します。	⑬関係

(3) 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

業務名	取組内容	業務の3分類対応
授業準備	教材の印刷など補助的業務を行う「スクール・サポート・スタッフ」等の配置により、教員が児童・生徒への指導や授業準備等に注力できる環境を整備します。	⑮関係
学習評価や成績処理	校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減させます。また、業務の効率化に資する様々なツールの導入や効果的な活用について、引き続き検討を進めます。	⑯関係
学校行事の準備・運営	修学旅行その他の学校行事に係る関係機関との日程調整、物品の準備等の業務について、教員と事務職員及びスクール・サポート・スタッフ等の支援スタッフとの協働を促進します。	⑰関係
支援が必要な児童・生徒及び家庭への対応	不登校の状況になった児童・生徒や問題行動等のある児童生徒に対する支援を総合的・専門的に行うため、スクールソーシャルワーカーの配置を継続して実施します。	⑲関係

【学校と教師の業務の3分類】

学校と教師の業務の3分類
別添4

▶ 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
 ▶ 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

学校以外が担うべき業務

- 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を促しながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、繪巻等を促進
- 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

まず取り組めること・取り組むべきことは何か、話し合うことが大切です。

出展：文部科学省「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法 等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定等について（通知）」

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

取組の着実な実行のため、各学校の教員の在校等時間を把握し、毎年度市公式ホームページで公表するとともに、教育委員会及び総合教育会議で報告します。

時間外在校等時間の目標達成状況は、出退勤管理システムにより確認、ワーク・ライフ・バランスや働きがい等の目標は、ストレスチェック等の結果から把握します。また、市教育委員会は、各学校の状況を確認し、長時間勤務が常態化している教員がいる場合には、学校管理職より状況や課題を聞き取り、改善が進むよう個別指導を実施するとともに、必要に応じて市教育委員会においても指導を行います。

引き続き、働き方改革の推進に向け、本計画の周知や管理職研修の充実など支援を強化し、各学校では管理職のリーダーシップの下、学校運営協議会の協議を踏まえて取組を進めます。

本計画への理解促進のため、保護者や地域に「業務の3分類」等、業務量管理や健康確保措置を周知し、協力を得られるよう取り組みます。

武蔵村山市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画
(令和８年度～令和１１年度)

発行年月／令和８年８月

発 行／武蔵村山市教育委員会

編 集／武蔵村山市教育部教育指導課

〒208-8501

武蔵村山市本町一丁目１番地の１

TEL 042 (565) 1111 (代表)



武蔵村山市教育委員会

議案第45号

令和8年度実施 令和7年度教育委員会事務事業点検・評価報告書について

令和8年度実施 令和7年度教育委員会事務事業点検・評価報告書について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和8年8月21日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池 谷 光 二

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定に基づき、教育委員会事務事業点検・評価報告書を作成する必要があるので、本案を提出します。

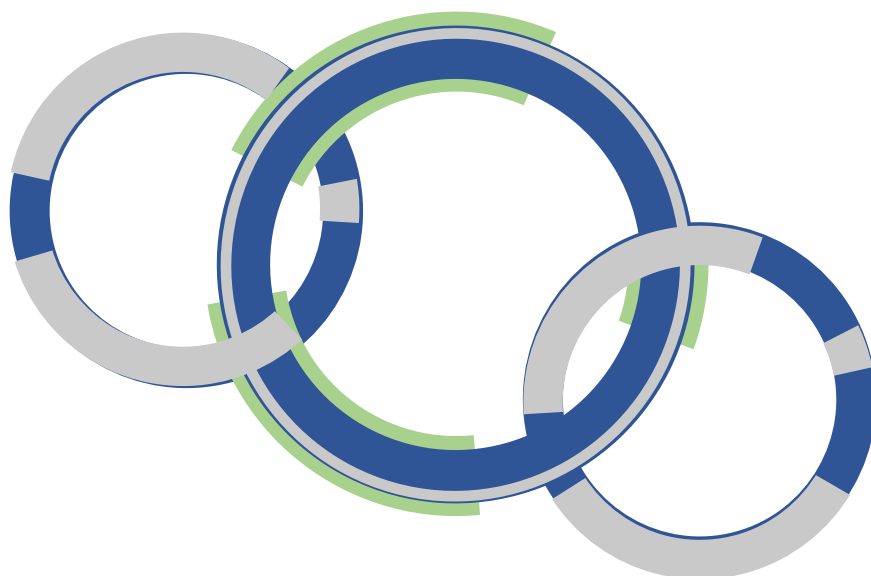
議案第45号

資料

(別冊)

(案)

令和8年度実施 令和7年度教育委員会事務事業点検・評価報告書



令和8年 月
武蔵村山市教育委員会

はじめに

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務付けられています。

また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされています。

武蔵村山市教育委員会は、この規定を受け、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について報告書をまとめるとともに、これを公表します。

《地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）》

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

目 次

項 目	頁
1 実施方法	1
(1) 点検及び評価の対象について	1
(2) 評価結果の取扱いについて	1
(3) 評価実施の流れについて	1
(4) 点検及び評価に関する有識者について	2
2 点検及び評価結果	5
有識者による二次評価実施事業	9
有識者の評価のまとめ	4 4
事業所管課による一次評価事業	4 5
3 教育委員会の活動状況	1 1 0
《資料》	
資料 1 武蔵村山市教育委員会の教育目標	1 1 9
令和 7 年度武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業	1 2 0
資料 2 令和 7 年度武蔵村山市教育委員会の重点項目	1 2 2
資料 3 武蔵村山市第三次教育振興基本計画 施策体系	1 2 4
資料 4 武蔵村山市教育委員会組織一覧	1 2 8
資料 5 教育部各課（館）の事務分掌	1 2 9
資料 6 令和 7 年度一般会計予算（目的別歳出）内訳	1 3 2

1 実施方法

(1) 点検及び評価の対象について

点検及び評価は、事業所管課による一次評価では令和4年3月に策定した武蔵村山市第三次教育振興基本計画に定める全ての具体的施策を対象とし、有識者による二次評価では同計画の基本施策の中から有識者の意見を聴いた上で教育委員会が選定した5つの基本施策を対象とする。

(2) 評価結果の取扱いについて

教育委員会が行う事務事業の点検及び評価に関する結果を報告書として取りまとめ、毎年9月開会の市議会定例会に提出し公表するとともに、翌年度における施策、事業の改善に役立てるものとする。

(3) 評価実施の流れについて

ア 一次評価（事業所管課）

令和4年3月に策定した武蔵村山市第三次教育振興基本計画に定める具体的施策、全50事業（5～7ページ参照）について、一次評価を行う。

なお、一次評価は、事業所管課が各活動及び施策の目的に対して、有効性・有効率・達成度等を総合的に判断し、次に示す5区分により達成率を評価する。

評 価		達成状況（達成率）の基準
S	目標以上の成果があった。	○ 活動及び施策の目的達成に向けて目標以上の成果があった。
A	おおむね取組目標を達成した。	○ 取組を行い、活動及び施策の目標達成に向けて一定の成果をあげた。 ○ 大きな課題や問題点は特にない。
B	目標以下の結果であった。	○ 取組を行ったが、活動及び施策の目的達成に向けて成果があがらなかった。 ○ 課題や問題点がある。
C	実施できなかった。	○ 取組を行わなかった。 ○ 活動及び施策の目的達成に向けて成果があがらなかった。 ○ 大きな課題や問題点が残った。
—	評価不能	○ やむを得ない事情により未実施となった等

イ 二次評価（有識者）

一次評価を行った事業のうち、有識者において特に重要と考えられる 17 事業について選定し、基本施策 5 施策ごとに包括的に有識者による二次評価を行う。

ウ 教育委員会における協議・議決

令和 8 年第 8 回武蔵村山市教育委員会定例会において協議し、議決する。

エ 議会への報告書の提出及び公表

教育委員会において点検及び評価を行い、その結果を取りまとめた報告書を議会に提出するとともに、市民へ公表する。

(4) 点検及び評価に関する有識者について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 2 項の規定に基づき、教育委員会が行った事務事業の点検及び評価の結果については、有識者から意見をいただくこととした。

有識者の区分、会議の開催状況等については、次のとおりである。

ア 有識者名簿

（敬称略）

氏 名	区 分	備 考
そめや よしゆき 染谷 由之	学識経験者	元大学教授
はらだ かな 原田 加奈	教育に関し識見を有する市民	
こむかい かなえ 小向 加苗	公募による市民	

イ 有識者会議開催状況

回	開催期日	内 容
1	4 月 1 6 日（木）	事務事業点検・評価の実施方法について
2	6 月 1 8 日（木）	各委員からの質問事項に対する所管課からの説明
3	7 月 2 2 日（水）	事務事業点検・評価報告書（案）について

平成20年10月 8日

教委訓令（乙）第33号

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第26条の規定に基づき武蔵村山市教育委員会（以下「委員会」という。）が行うその権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「点検及び評価」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（点検及び評価の対象）

第2条 点検及び評価の対象とする事務は、点検及び評価を行う年度の前年度の武蔵村山市教育委員会の基本方針に定める施策に関する事務のうち教育行政の推進上重要な課題に係るものその他点検及び評価を行うことが必要と認める事務として委員会が選定したもの（以下「対象事務」という。）とする。

2 委員会は、前項の規定による対象事務を選定しようとするときは、あらかじめ、第4条第1項の規定により置く武蔵村山市教育委員会事務事業点検及び評価に関する有識者（同項を除き、以下「有識者」という。）の意見を聴くものとする。

（点検及び評価の実施）

第3条 委員会は、点検及び評価として、毎年度1回、対象事務の取組の状況並びに対象事務の実施による成果及び課題を整理して、委員会の権限に属する事務の今後の取組の方向性を明らかにするものとする。

2 委員会は、前項の規定による点検及び評価の結果を取りまとめるときは、あらかじめ、その内容について、有識者の意見を求めるものとする。

（事務事業点検及び評価に関する有識者）

第4条 教育に関する学識経験を有する者等の知見の活用を図り、点検及び評価の客観性を確保するため、武蔵村山市教育委員会事務事業点検及び評価に関する有識者を置く。

2 有識者は、委員会の求めに応じ、委員会が行う対象事務の選定並びに委員会が行った点検及び評価の結果について意見を述べるものとする。

3 有識者の定数は、3人とし、教育に関し学識経験を有する者、教育に関し識見を有する武蔵村山市民及び公募に応じた保護者（法第4条第5項に規定する保護者をいう。）である武蔵村山市民のうちから委員会が委嘱する。

4 有識者の任期は、3年とする。

5 有識者は、再任されることができる。

6 有識者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

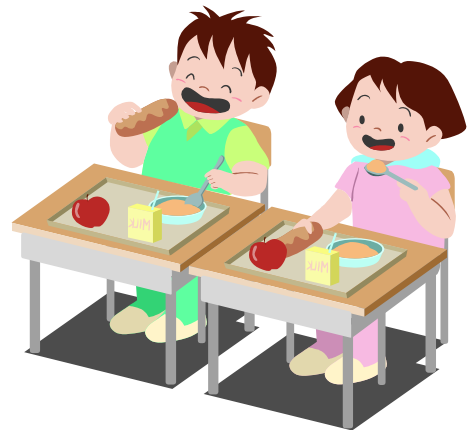
第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。



2 点検及び評価結果

武蔵村山市第三次教育振興基本計画に定める具体的施策50施策のうち、有識者が点検及び評価を行うことが必要と認める事務事業等を点検及び評価の対象事務事業とし、事業所管課において一次評価を行った。

二次評価については、一次評価を行った具体的施策の中から、有識者において、特に重要と考えられる12施策について選定し、当該17施策に係る5つの分野（「健康な身体や体力を育む教育の推進」、「開かれた学校づくりの推進」、「学校経営力の充実」、「学校教育環境の充実」、「郷土を愛し、理解を深める文化財の保護・活用」）について、包括的に評価を行った。

《令和8年度実施（令和7年度評価）点検及び評価対象事業一覧》

評価 番号	具体的施策	事業所管課	頁	二次評価 実施年度	
				R6	R7
1	人権教育の推進	教育指導課 指導係	47	●	
2	道徳教育の充実	教育指導課 指導係	49	●	
3	体験・鑑賞活動の充実	教育指導課 指導係	51	●	
4	確かな学力の定着	教育指導課 指導係 文化振興課 生涯学習係	53		●
5	読書活動の推進と言語能力の育成	教育指導課 指導係	57		●
⑥	体力向上策の推進	教育指導課 指導係	11		
⑦	食育の充実	教育指導課 指導係 学校給食課	13		
⑧	心と身体の健康管理の充実	教育総務課 学事係 教育指導課 指導係	15		
9	安全教育の充実	教育指導課 指導係 教育総務課 学事係	59		
10	GIGAスクール構想の推進	教育指導課 指導係 教育総務課 教育政策係	63		
11	国際理解教育の充実	教育指導課 指導係	65		
12	日本の伝統・文化教育の充実	教育指導課 指導係	67		
13	キャリア教育の充実	教育指導課 指導係	69		
14	特別支援教育の充実	教育指導課 教育支援係	71	●	
15	不登校への対応・適応指導の充実	教育指導課 教育支援係	74	●	
16	学校における教育相談体制の整備	教育指導課 教育支援係	76	●	

評価 番号	具体的施策	事業所管課	頁	二次評価 実施年度	
				R6	R7
17	「学校2020レガシー」の構築に向けた取組の推進	教育指導課 指導係	78		●
⑮	コミュニティ・スクールの充実	教育指導課 指導係	18		
⑯	学校公開等の実施	教育指導課 指導係	19		
⑰	広報の充実	教育総務課 教育政策係	21		
21	新・放課後子ども総合プラン事業の推進	文化振興課 生涯学習係	79		●
22	家庭教育の支援	文化振興課 生涯学習係 教育指導課 指導係	80		●
23	カリキュラム・マネジメントの推進	教育指導課 指導係	81		●
24	児童・生徒の安全確保	教育総務課 学事係 教育指導課 指導係	82		●
25	小中一貫教育・小中連携教育の推進	教育指導課 指導係	85	●	
26	一校一研究の推進	教育指導課 指導係	88	●	
27	部活動等の充実	教育指導課 指導係	89	●	
28	教職員研修・研究の充実	教育指導課 指導係	91		●
29	授業改善の推進	教育指導課 指導係	93		●
30	教員の「働き方改革」の推進	教育総務課 教育政策係 教育指導課 指導係 教育指導課 教職員係	94		●
⑳	人材育成の推進	教育総務課 指導係 教育指導課 教職員係	23		
㉑	学校評価の充実	教育指導課 指導係 教育指導課 教職員係	25		
㉒	学校施設・設備の整備	教育総務課 教育施設維持係 教育総務課 教育施設整備係 教育総務課 教育政策係	28		
㉓	教育機器・教材の整備	教育総務課 教育政策係	30		
㉔	学校ICT環境の整備	教育指導課 教育政策係	31		
㉕	学校規模適正化の推進	教育総務課 学事係	33		
㉖	通学区域と中学校学校選択制の推進	教育総務課 学事係	34		
㉗	学校給食の充実	学校給食課	35		
㉘	(仮称) 防災食育センターの整備と小学校学校給食調理等業務の民間委託	学校給食課	37		
㉙	経済的支援の実施	教育総務課 学事係	38		
41	生涯学習の推進	文化振興課 生涯学習係	95	●	

評価 番号	具体的施策	事業所管課	頁	二次評価 実施年度	
				R6	R7
42	生涯学習情報の提供と学習機会の充実	文化振興課 生涯学習係	97	●	
43	生涯学習施設・設備の整備	文化振興課 生涯学習係	99	●	
44	図書館運営の充実	図書館	101	●	
45	スポーツの推進	スポーツ振興課 スポーツ振興係	103		●
46	スポーツ施設・設備の整備	スポーツ振興課 スポーツ振興係	105		●
④7	文化財の調査、保護・活用	文化振興課 資料館係	40		
48	新・放課後子ども総合プラン事業の推進に伴う施設の有効活用	文化振興課 生涯学習係	107		
49	校庭・屋内運動場開放の推進	スポーツ振興課 スポーツ振興係	108		
50	生涯学習施設・設備の整備	文化振興課 生涯学習係	109		

※ 評価番号の○は、令和8年度二次評価実施事業であることを表す。

※ 令和6年度以降は、令和9年度までの4年間を通じて全50具体的施策の二次評価を行うこととした。

有識者による二次評価実施事業

《健康な身体や体力を育む教育の推進》

主 管 課		教育指導課 指導係		
具体的施策	番号	体力向上策の推進		
	6			
予 算 額 (決算額)	令和 6 年度		令和 7 年度	令和 8 年度（当初）
	0 千円 (0 千円)		0 千円 (0 千円)	0 千円
趣旨・概要	・ 児童・生徒一人一人の体力の向上及び健康の保持増進を図るため、学校・家庭及び地域が連携した体力向上策を推進する。 ・ 東京都教育委員会と連携し、体力テストを実施し、「体力向上全体計画」を作成するとともに、体育授業の改善に役立てる。 ・ 各校の「体力向上全体計画」を踏まえ、体力の向上及び健康の保持増進を図るため、体育の時間内で運動量を増やすなど、指導法の工夫・改善を図る。			
一 次（内部）評価				
NO	事業名	取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等		評価
	事業概要			
1	東京都統一体力テストの実施・分析	全校 1 学期中に体力テストを実施し、自校の体力課題を把握するとともに、結果を分析し、授業改善推進プランを作成している。また、次年度の自校の体力向上の取組に反映することとした。		A
	東京都教育委員会と連携し、体力テストを実施することにより、児童・生徒の体力の実態を把握し、実態に応じた「体力向上全体計画」を作成するとともに、体育授業の改善に役立てる。 (教育指導課)			
2	体力向上に向けた指導法の工夫・改善	各小・中学校で作成した体力向上全体計画を基に、体力向上及び健康の保持増進に係る取組を推進した。また、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育むための体育及び保健体育の授業改善に努めた。		A
	各校の「体力向上全体計画」を踏まえ、体力の向上及び健康の保持増進を図るため、体育の時間内で運動量を増やすなど、指導法の工夫・改善を図る。 (教育指導課)			
総合評価※				
A	A：一次（内部）評価における S 及び A の割合が 5 割以上			
	B：一次（内部）評価における B の割合が 5 割以上			
	C：一次（内部）評価における C の割合が 5 割以上			

今後の方針		
	拡充	≪ 説明 ≫ No.1 : 東京都教育委員会と連携した体力テストを実施し、市全体及び各学校の体力の変化を経年で分析し、それぞれの取組の成果と課題を検証するとともに、今後の体力向上に向けた取組に資する分析を行っていく。 No.2 : 各小・中学校の体力向上全体計画を踏まえた取組、体育及び保健体育における指導法の一層の充実を図るとともに、保護者への啓発を継続していく。
○	現状維持	
	縮小・見直し	
	廃止・休止	

主 管 課		教育指導課 指導係・学校給食課		
具体的施策	番号	食育の充実		
	7			
予 算 額 (決算額)	令和 6 年度		令和 7 年度	令和 8 年度（当初）
	4,250,775 千円 (4,123,597 千円)		208,626 千円 (208,626 千円)	211,376 千円
趣旨・概要		「健やかプラン（第三次健康増進計画・第三次食育推進計画・第二次母子保健計画）」を踏まえ、学校、家庭及び地域等と連携し、食育を推進する。 - 各学校では、「食に関する指導全体計画」に基づき、食育リーダー及び食育推進チームを中心とした指導体制を一層充実するとともに、食品ロスの削減に向けた取組や、望ましい食習慣など健康的な生活習慣の形成を促進する。 - 老朽化した学校給食センターに代わる施設として、「防災まちづくり構想」に基づき、災害時は応急給食などを行う防災拠点として稼働し、平常時は学校給食の提供などを行う「（仮称）防災食育センター」を整備する。		
一次（内部）評価				
NO	事業名		取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評価
	事業概要			
1	「健やかプラン」の推進		生涯にわたって健康で生き生きとした生活を送ることを目指し、児童一人一人が望ましい食生活の基礎・基本と食習慣を身に付け、食事を通じて自らの健康管理ができることを目指した食に関する全体指導計画を市内全校が作成し、計画に基づく食育指導を行った。	A
	健やかプラン（第三次健康増進計画・第三次食育推進計画・第二次母子保健計画）を踏まえ、各学校で食育リーダーを選任し、食に関する指導全体計画を作成し、家庭へ情報発信を行うほか、学校給食を通じて食育を推進する。 （教育指導課）			
2	（仮称）防災食育センターの整備		令和 7 年 4 月に防災食育センターの稼働を開始した。平常時は、市内小学校の給食調理業務を行い、同時に応急給食用の食材等を備蓄し、災害時には応急給食の調理・配送や救援物資の受入れなど防災拠点として稼働していく。	A
	災害時は応急給食などを行う防災拠点として稼働し、平常時は学校給食の提供などを行う「（仮称）防災食育センター」を整備する。 （学校給食課）			
総合評価※				
A		A：一次（内部）評価における S 及び A の割合が 5 割以上		
		B：一次（内部）評価における B の割合が 5 割以上		
		C：一次（内部）評価における C の割合が 5 割以上		

今後の方針		
	拡充	≪ 説明 ≫ No.1：食に関する指導全体計画を作成し、家庭へ情報発信を行うほか、学校給食を通じて食育を推進する。 No.2：防災食育センターについて、令和7年度に稼働を開始し、整備を進めることができたため、廃止とする。
○	現状維持	
	縮小・見直し	
○	廃止・休止	

主 管 課		教育総務課 学事係・教育指導課 指導係		
具体的施策	番号	心と身体の健康管理の充実		
	8			
予 算 額 (決算額)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度（当初）	
	35,146 千円 (33,765 千円)	37,413 千円 (34,528 千円)	37,037 千円	
趣旨・概要	・ 学校生活に必要な健康の保持増進を目的として、学校保健安全法に基づく定期健康診断や健康相談を実施するとともに、保健室の利用環境の向上などにより、児童・生徒の健康管理の充実を図る。 ・ 各学校において、病気の予防やけがの応急手当などについて、正しい知識を身に付けられるように保健指導を充実を図る。 ・ 児童・生徒の悩みや課題にきめ細かく対応していくため、スクールカウンセラーによる全員面接を実施し、児童・生徒が相談しやすい環境を整備することにより、悩みや不安について早期に対応し、心の健康管理を充実を図る。 ・ 「第三次学齢期における歯の健康づくり推進プラン」を推進し、学齢期の歯と口の健康づくりに努める。			
一 次（内部）評価				
NO	事業名	取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評価	
	事業概要			
1	定期健康診断・就学時健康診断の実施	学校保健安全法に基づく定期健康診断を実施し、児童・生徒の健康管理の充実を図った。 また、発達障害の早期発見に繋げられるよう就学時健康診断で知能検査を実施し、学校長等への相談体制を整備した。	A	
	児童・生徒の心と身体の健康管理のため、定期健康診断を行うとともに、発達障害の早期発見にも留意した就学時健康診断を実施する。 (教育総務課)			
2	保健指導の充実	感染症や虫歯の予防等について学校掲示物の掲示や便りの発行、保健や保健体育科保健分野の授業を通じて、児童・生徒が正しい知識を身に付け、実践できるよう保健指導を行った。	A	
	各学校において、保健指導を充実させ、病気の予防やけがの応急手当などについて、正しい知識を身に付けられるようにする。 (教育指導課)			
3	心の健康管理の充実	各学校にスクールカウンセラーを 1 名配置（第五中学校のみ 2 名）し、相談体制を整備するとともに、小学 5 年生及び中学 1 年生を対象としてスクールカウンセラーによる全員面接を実施した。	A	
	各学校にスクールカウンセラーを配置し、相談体制を整備するとともに、小学 5 年生及び中学 1 年生を対象としてスクールカウンセラーによる全員面接を実施するなど、教育相談を充実させる。 (教育指導課)			

4	「第三次学齢期における歯の健康づくり推進プラン」の推進	令和6年度から令和10年度を計画期間とする、第四次学齢期における歯の健康づくり推進プランに基づき、未就学児の保護者に対する啓発活動等を行った。	A
	「第三次学齢期における歯の健康づくり推進プラン」を踏まえ、学齢期の歯と口の健康づくりを推進する。 (教育総務課)		
総合評価※			
A		A：一次（内部）評価におけるS及びAの割合が5割以上	
		B：一次（内部）評価におけるBの割合が5割以上	
		C：一次（内部）評価におけるCの割合が5割以上	
今後の方針			
	拡充	≪説明≫ No.1：児童・生徒の心と身体の健康管理のため、定期健康診断を行うとともに、発達障害の早期発見にも留意した就学時健康診断を実施する。 No.2：病気の予防やけがの応急手当などについて、児童・生徒が正しい知識を身に付けられるように保健指導の充実を図る。 No.3：引き続き、各学校にスクールカウンセラーを配置し、相談体制を整備する等、教育相談の充実を図る。 No.4：「第四次学齢期における歯の健康づくり推進プラン」を踏まえ、学齢期の歯と口の健康づくりを推進する。	
○	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

健康な身体や体力を育む教育の推進に関する二次評価

- 体力向上策については、現在行われている各学校での取組を継続しつつ、市教研体育部との連携を図りながら、体育授業の改善を図ったり、各学年別の数値目標などを具体的に設定したりしていくことが望まれる。
- 食育については、栄養教諭や栄養士の力を借りながら、各学校で、特別活動（２）の指導として各学年で計画的に取り組んでほしい。
- 敏捷性・持久力系種目が全国・都平均を下回る傾向が複数年にわたり継続している点について、各校で持久走月間・長縄週間等の取組が行われていることは確認した。しかし、これらは従来からの取組であり、課題種目の数値改善に直結しているかは調書・数値目標の進捗状況から読み取ることが難しい。数値目標の指標（小５シャトルラン・中２持久走）は令和４年度以降目標値を達成できていない状況が続いており、取組の「実施」と「成果」の乖離が続いている。今後は、課題種目に重点を絞った取組と、その効果を数値で検証するＰＤＣＡを校長への呼びかけも含めて組織的に推進していただきたい。
女子の運動参加については、女子に限定した特別な取組はないとの回答であった。課題の認識はあるものの、対策が「授業の工夫」にとどまっている。中学校での男女合同体育など新たな試みは評価するが、女子の体力向上・運動参加意欲の向上に向けたより積極的な取組を期待する。
- 食育授業は栄養教諭の専門性に依拠する部分が大きく、不在時のバックアップ体制を恒常的に整備することが必要である。東京都への栄養教諭の増員要望を継続するとともに、市独自の食育推進体制の強化を検討してほしい。
防災食育センターの備蓄食材（６万食分・ローリングストック）については、応急給食の実効性の観点から適切な体制と評価する。
- 心と身体健康管理については、予算を確保し、スクールカウンセラーの中学校での１名常駐を実現することが重要であると考えます。
- スクールカウンセラーは週１回配置であり、いじめの早期発見には効果を発揮していないと事務局自身が認めた。不登校への対応でも、週１回では日程の調整が困難であることが示された。スクールソーシャルワーカーが昨年度から各校半日滞在となったことは前進として評価する。引き続き、スクールカウンセラーの配置日数増に向けた都への働きかけと、スクールソーシャルワーカーとの役割分担の明確化を求める。
- 児童・生徒が学校外で日常的に運動に親しむ街全体での環境づくりとして非常に重要な役割を担っていると評価する。今後は体力向上を目的とした直接の事業はないという現状に留まらず、教育委員会、学校現場とスポーツ振興課、さらには地域のスポーツ団体が双方向の連携を更に強化し、これらの既存の取り組みを児童・生徒の体系的な体力向上へと戦略的に結びつけていく視点が必要だと思う。
行政が枠組みを提供するだけでなく、学校・家庭・地域が一体となって児童・生徒の健康な身体を育めるよう、持続可能な体制の拡充・予算・人員の確保を最重要改善項目だと思う。

《開かれた学校づくりの推進》

主 管 課		教育指導課 指導係	
具体的施策	番号	コミュニティ・スクールの充実	
	1 8		
予 算 額 (決算額)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度（当初）
	0 千円 (0 千円)	0 千円 (0 千円)	0 千円
趣旨・概要	- 保護者や地域住民などが学校運営協議会を通じて、一定の権限と責任をもって学校運営に参画するコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）等を充実させ、学校・家庭及び地域等が連携して、共に児童・生徒を育てるという視点に立った学校づくりを一層推進する。 - 学校評議員及び学校関係者評価委員会は、学校運営協議会がその機能を併せ持つ組織として運営していく。		
一次（内部）評価			
NO	事業名	取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評価
	事業概要		
1	コミュニティ・スクールの充実 コミュニティ・スクールとしての特色を生かした学校運営を推進し、中学校区を中心に、地域と学校が連携した児童・生徒の育成を一層充実させる。 (教育指導課)	定期的に行われる学校運営協議会において、地域と学校との積極的な情報交換が行われている。学校運営協議会主催の行事等も発案・企画されるなど、地域とともに教育活動が展開されている。また、学校評価に委員の意見を反映させることで、次年度への取組に向けて改善を図ることができている。	A
総合評価※			
A		A：一次（内部）評価におけるS及びAの割合が5割以上	
		B：一次（内部）評価におけるBの割合が5割以上	
		C：一次（内部）評価におけるCの割合が5割以上	
今後の方針			
	拡充	≪説明≫ No.1：引き続き、コミュニティ・スクールを実施し、地域に開かれた学校運営を目指す。また、学校運営協議会の発案による、新たな教育施策の推進も図る。	
○	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

主 管 課		教育指導課 指導係		
具体的施策	番号	学校公開等の実施		
	1 9			
予算額 (決算額)	令和 6 年度		令和 7 年度	令和 8 年度（当初）
	0 千円 (0 千円)		0 千円 (0 千円)	0 千円
趣旨・概要	・ 保護者や地域とともに、より良い学校づくりを推進するため、市内全小・中学校における学校公開を実施し、児童・生徒の学習状況などを公開する。 ・ 学校だよりや学校ホームページなどを活用し、各学校の学校経営方針や教育活動などを保護者及び地域に積極的に公開・公表する。 ・ 小・中学校における道徳科の時間の充実を図るとともに、道徳授業を保護者及び地域に公開することにより、家庭、学校及び地域社会が連携して子供たちの豊かな心を育む。			
一次（内部）評価				
NO	事業名	取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等		評価
	事業概要			
1	学校公開等の実施	各学校の学校経営方針や教育活動などの情報を広く保護者・地域等に発信するため、学校公開を各校で実施した。		A
	保護者や地域とともに、より良い学校づくりを推進するため、市内全小・中学校で学校公開を実施する。また、各学校の学校経営方針や教育活動などの情報を広く保護者・地域等に発信していく。 (教育指導課)			
2	保護者・地域への授業公開	ゲストティーチャーを招いての授業を土曜日に実施するなど、各校において工夫して授業公開を実施した。		A
	各学校の実態に合わせて、定期的に保護者・地域への授業公開を行う。また、ゲストティーチャーを招いての授業を土曜日に実施するなど、工夫して実施する。 (教育指導課)			
3	道徳科及び道徳授業地区公開講座の充実	各学校において道徳授業地区公開講座を実施し、保護者及び地域に特別の教科 道徳の授業を参観いただいた。また、授業後は参観された保護者等を交えた意見交換会を実施した。		A
	小・中学校における道徳科の充実を図るとともに、道徳科の授業を保護者及び地域に公開することにより、家庭、学校及び地域社会が連携して子供たちの豊かな心を育めるようにする。 (教育指導課)			

総合評価※		
A		A : 一次（内部）評価におけるS及びAの割合が5割以上
		B : 一次（内部）評価におけるBの割合が5割以上
		C : 一次（内部）評価におけるCの割合が5割以上
今後の方針		
	拡充	《説明》 No.1 : 保護者や地域とともに、より良い学校づくりを推進するため、市内全小・中学校で学校公開を実施する。また、各学校の学校経営方針や教育活動などの情報を広く保護者・地域等に発信する。 No.2 : 各学校の実態に合わせて、定期的に保護者・地域への授業公開を行う。また、ゲストティーチャーを招いての授業を土曜日に実施するなど、工夫して実施する。 No.3 : 小・中学校における道徳科の充実を図るとともに、道徳科の授業を保護者及び地域に公開することにより、家庭、学校及び地域社会が連携して子供たちの豊かな心を育めるようにする。
○	現状維持	
	縮小・見直し	
	廃止・休止	

主 管 課	教育総務課 教育政策係		
具 体 的 施 策	番 号	広報の充実	
	2 0		
予 算 額 (決算額)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度 (当初)
	0 千円 (0 千円)	0 千円 (0 千円)	0 千円
趣旨・概要	・ 学校行事などのタイムリーな話題をはじめ、特色ある様々な学校の情報を、保護者、地域の方々に分かりやすく発信するため、学校ホームページの充実に努める。 ・ 学校だよりや一斉配信メールにより、各校の教育情報を迅速・的確に発信する。		
一 次 (内 部) 評 価			
NO	事業名	取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評価
	事業概要		
1	学校ホームページの充実	学校ホームページや学校からの X (旧 Twitter)等を活用することにより、学校で行われている行事や日常について周知を図ることができ、保護者や地域の方々に学校に関するタイムリーな情報を発信することができた。	A
	学校行事などのタイムリーな話題をはじめ、特色ある様々な学校の情報を、保護者、地域の方々に分かりやすく発信するため、学校ホームページの充実を図る。 (教育総務課)		
2	一斉配信メールの実施	保護者連絡アプリや学校だより等により学校から家庭に速やかに連絡できるよう連絡体制を敷いている。	A
	教育情報を迅速かつ的確に家庭へ提供し、学校と家庭の円滑な連絡体制を構築する。 (教育総務課)		
総 合 評 価 ※			
A		A : 一 次 (内 部) 評 価 に お け る S 及 び A の 割 合 が 5 割 以 上	
		B : 一 次 (内 部) 評 価 に お け る B の 割 合 が 5 割 以 上	
		C : 一 次 (内 部) 評 価 に お け る C の 割 合 が 5 割 以 上	
今 後 の 方 針			
	拡 充	≪ 説 明 ≫ 引き続き学校の出来事について広く周知を図るとともに、学校と家庭との連絡体制の充実に努める。	
○	現 状 維 持		
	縮 小 ・ 見 直 し		
	廃 止 ・ 休 止		

開かれた学校づくりの推進に関する二次評価

- 武蔵村山市は都内でかなり早い時期からコミュニティ・スクールに取り組んでいる。コロナにより縮小されてしまった地域が中心となったイベントなどを復活させてほしい。そのために必要な最低限の予算を確保して欲しい。また、コミュニティ・スクールの仕組みについては改めて市民に説明して欲しい。
- 学校公開については、教員の負担軽減を考えると学校公開週間はなくてもよいのではないかと。むしろ授業を参観したいならばいつでも学校に申し入れて欲しいというスタンスでよいと思う。
- 広報については、より使いやすいものになるよう、定期的にチェックし更新して欲しい。
- 学校運営協議会の委員選出について、「公募」となっているが実態は学校側からの推薦がほとんどであることが確認された。保護者が参加を希望しても、定員が埋まっている限り入れない構造的な問題があることも率直に認められた。「地域と保護者が混ざった状態が理想」との事務局の認識は共有するが、現状は保護者代表（194人中15人）の割合が低く、保護者のリアルな声が届きにくい状態である。委員の定員枠の拡大と、協議会委員の募集案内を全保護者に周知する仕組みの整備をしていただきたい。
教育課程・学校行事の変更については、「事前に協議会で承認を得ている」との説明があった。一方で、急な変更については一斉配信メールで事後通知されるということであり、保護者全体への事前説明が十分に行われているかについては引き続き注視が必要である。
- 学校公開等の実施は、教育委員会として学校別の参加者数・参加率を集約・分析していないとの回答であった。「参加率の高低のみで課題とは捉えない」との立場は理解するが、実態把握なくして改善もできない。各校の参加状況を把握し、参加を促す取組の効果検証を行ってほしい。
- 保護者連絡アプリの登録率は最低でも95%以上とのことで、高水準を維持していることは評価する。ホームページの更新基準は設けていないとのことであり、学校間のばらつき解消のため、最低限の更新基準の設定を要望する。
- 中学校区ごとにイベントや清掃活動などを通じて小・中学校がしっかりと連携されていること、また土曜日公開などで「参加しやすさ」を工夫されていることは、地域に根ざした温かい学校づくりとして大変素晴らしい取り組みだと感じる。ぜひ今後も続けて、更に充実させていただければと思う。
今後は、こうした対面での良いつながりを大切にしながら、仕事や体調などの事情で学校に足を運ぶことが難しい保護者や地域の方々も、同じように学校の様子を知ることができるような工夫が進むことを期待している。
オンライン配信における個人情報の保護はもちろん最優先であるが、できないと慎重になりすぎるのではなく、例えばどのような方法やルールなら安全に共有できるかを地域全体で一緒に前向きに考えていけると良いと思う。リアルとデジタルの両方の良さを上手に活かしながら、誰一人取り残されることなく、みんなで児童・生徒を温かく育ていけるような優しい連携の仕組みが整っていくことを願っている。

《学校経営力の充実》

主 管 課		教育指導課 指導係・教職員係		
具体的施策	番号	人材育成の推進		
	3 1			
予 算 額 (決算額)	令和 6 年度		令和 7 年度	令和 8 年度（当初）
	0 千円 (0 千円)		0 千円 (0 千円)	0 千円
趣旨・概要		・ 教職員の質・能力を向上させるため、東京都教員人材育成基本方針及びＯＪＴガイドラインを踏まえ、ＯＪＴ実施体制、実施方法などを確立し、各校において、校内研修を中心に、日常的な職務を通しての人材育成を推進する。 ・ 学校の組織的な課題解決能力の向上を目指し、主幹教諭及び主任教諭を育成し、学校マネジメントの強化を図るとともに、将来の教育管理職候補者の育成を行う。 ・ 法定研修以外に、トレーナースタディ（７年次）、リーダースタディ（９年次）、管理職向け研修を実施し、市全体として計画的な人材育成を推進する。 ・ ＯＪＴの推進に当たっては、自己申告及び業績評価による人事考課制度を活用し、成果と課題について検証するとともに、必要な改善を行い、次の計画に反映していく。		
一次（内部）評価				
NO	事業名		取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評価
	事業概要			
1	ＯＪＴの推進		各学校において日常的な職務を通してのＯＪＴを推進学校全体の教育力の向上及び組織的な課題解決を図ってきた。	A
	学校全体の教育力の向上及び組織的な課題解決のため、各学校において日常的な職務を通してのＯＪＴを推進する。 (教育指導課)			
2	主幹教諭及び主任教諭の育成・活用		「輝け！未来の管理職候補者研修」を通じて、主幹教諭及び主任教諭の資質・能力を育成し、学校の組織的な課題解決能力の向上を図ってきた。	A
	学校の組織的な課題解決能力の向上を目指し、主幹教諭及び主任教諭を育成し、学校マネジメントの強化を図る。また、将来の教育管理職候補者の育成を行う。 (教育指導課)			
3	人事考課制度を活用した人材育成の推進		校長ヒアリング等を通して、各教員のキャリアプラン等を把握するとともに、各種選考を受験する教員の掘り起こしを行った。 また、各学校においては、人事考課制度を活用し、キャリアプランを形成させ、それに基づき指導育成を行った。	A
	自己申告、業績評価による人事考課制度を活用し、個々の教員の資質向上・能力開発に役立てる。 (教育指導課)			

総合評価※		
A		A : 一次（内部）評価におけるS及びAの割合が5割以上
		B : 一次（内部）評価におけるBの割合が5割以上
		C : 一次（内部）評価におけるCの割合が5割以上
今後の方針		
	拡充	《説明》 No.1 : 学校全体の教育力の向上及び組織的な課題解決のため、各学校において日常的な職務を通してのOJTを推進する。 No.2 : 学校の組織的な課題解決能力の向上を目指し、主幹教諭及び主任教諭を育成し、学校マネジメントの強化を図るとともに、将来の教育管理職候補者の育成を行う。 No.3 : 引き続き教員のキャリアプラン等を把握するとともに、各種選考を受験する教員の掘り起こしを行っていく。また、各学校においては、キャリアプランを形成させ、それに基づき指導育成を行っていく。
○	現状維持	
	縮小・見直し	
	廃止・休止	

主 管 課		教育指導課 指導係・教職員係		
具体的施策	番号	学校評価の充実		
	3 2			
予 算 額 (決算額)	令和 6 年度		令和 7 年度	令和 8 年度（当初）
	0 千円 (0 千円)		0 千円 (0 千円)	0 千円
趣旨・概要	・ 各学校では、教育目標の達成に向け、校長の学校経営方針を一層明確にするとともに、進行管理を徹底し、学校全体でその具現化を図る。			
	・ 学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果を学校運営の改善に生かすとともに、評価結果等については、広く保護者等に公表する。			
	・ 学校が行う自己評価の客観性・透明性を高めるため、学校運営協議会を活用するとともに、評価結果を公表し、学校・家庭及び地域の共通理解を深め、相互の連携を一層促進する。			
	・ 教育活動が組織的かつ機能的に行われるよう、校長、副校長、主幹教諭及び主任教諭による組織マネジメントの強化を図るとともに、P D C A サイクルを確立し、教育活動の改善に取り組む。			
一次（内部）評価				
NO	事業名		取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評価
	事業概要			
1	学校経営方針の作成・推進		各学校において、教育目標の達成及び特色ある学校づくりの推進を図るために、校長は学校経営方針を作成し、その具現化に向けて短期的・中期的・長期的目標に基づいた学校経営を実施してきた。また、学校運営協議会で出された意見や学校評価の結果を踏まえ、年間を通して経営方針の内容の見直しを図りながら、地域に根差した特色ある学校づくりを推進してきた。	A
	各学校における教育目標の達成及び特色ある学校づくりの推進に向け、校長の学校経営方針を一層明確にするとともに、学校経営方針に基づいた進行管理表を作成し、学校全体でその具現化を図る。 (教育指導課)			
2	学校評価による経営改善の推進		全ての小・中学校において、教育活動及びその他の学校運営の状況について自己評価及び学校関係者評価を行い、家庭学習の定着や読書活動の充実等、課題となった項目に対して次年度の教育課程編成に具体的に反映をさせた。また、評価結果については、各小・中学校のホームページに掲載するとともに、学校だより等において広く公表をした。	A
	学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果を学校運営の改善に生かす。また、評価結果等については、広く保護者等に公表する。 (教育指導課)			
3	学校運営協議会の活用		全ての小・中学校において、教育活動及びその他の学校運営の状況について自己評価結果の共有を図り、学校・家庭及び地域の共通理解を深め、相互の連携を一層促進することがで	A
	学校運営の改善に向け、学校運営協議会を活用し、学校が行う自己評価の客観性・透明性を高めるととも			

	に、評価結果を公表することにより、学校・家庭及び地域の共通理解を深め、相互の連携を一層促進する。 (教育指導課)	きた。	
4	P D C A サイクルの徹底 学校評価を踏まえた P D C A サイクルを徹底し、教職員、児童・生徒、保護者及び地域が学校教育目標の達成に向けて関わりを深めながら教育活動の改善に取り組む。 (教育指導課)	中期的・長期的視点からは、学校運営協議会での意見や学校評価の結果を踏まえ、年度の教育活動を評価し、次年度の教育課程の編成に生かし、各学校の教育目標の実現に生かしてきた。 短期的視点からは、全体計画及び年間指導計画に基づく毎日の授業において、児童・生徒の実態やクラスの状態を踏まえながら学習活動・生徒指導の在り方を適宜見直しながら、教育目標の実現を図ってきた。	A
総合評価※			
A		A：一次（内部）評価における S 及び A の割合が 5 割以上	
		B：一次（内部）評価における B の割合が 5 割以上	
		C：一次（内部）評価における C の割合が 5 割以上	
今後の方針			
	拡充	≪説明≫ No.1：引き続き各学校において、具体的な学校経営方針を作成し、短期的・中期的・長期的目標に基づいた学校経営を実施するとともに、学校運営協議会や学校評価における地域等の意見を十分に踏まえ、地域に根差した特色ある学校づくりを推進していく。 No.2：引き続き学校内外からの学校評価を通して、各学校において、必要とされる教育機能を適切に果たし、地域に根差した特色ある教育活動が行えているか等について、客観的・総合的に分析し、教育活動全般の改善を図っていく。 No.3：引き続き学校内外からの学校評価を通して、学校・家庭及び地域の相互の一層の連携を図る。 No.4：短期的・中期的・長期的な視点からの P D C A サイクルを徹底し、学校評価を踏まえ、保護者及び地域との連携を図りながら、全教職員が、学校教育目標の達成に向けた教育活動の改善に引き続き取り組んでいく。	
○	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

学校経営力の充実に関する二次評価

- 人材育成については、教員採用試験受験者数の減少により、教師としての資質能力が十分でない若手教員が増えている現状を鑑み、若い教師の育成を学校に任せるのではなく、教育委員会で早期に個別の課題を捉え指導できる仕組みを作って欲しい。また、指導教諭や主任教諭を各校にバランスよく配置できるようにすることも重要であるとする。
- 学校評価については、アンケート結果の数値よりも、それを受けてどう改善していくのかという点を重視して欲しい。また、改善策がうまくいった例などは各校で共有していくことが大切である。
- 「教育課題夏季研修」（旧「輝け！未来の管理職候補者研修」）に令和7年度は延べ109名が参加したことは評価する。女性管理職育成についても、都のロールモデル動画活用や「学校リーダー育成プログラム」での取組が紹介されたが、本市における女性管理職の実数・割合の把握と、具体的な目標設定を検討してほしい。
- 学校評価の閲覧状況を教育委員会として把握していないとの回答であった。ホームページへの公表が形式的なものにとどまらないよう、保護者や地域住民への積極的な周知をしてほしい。
学校運営協議会での意見が評価に反映された事例（いじめ防止の自己評価項目化、SNSトラブル防止等）があることは評価する。
一方、校長の交代によって特色ある教育活動が引き継がれないリスクについては、事務局も「組織として引き継いでいくことが重要」と認識を示したが、実際に村山学園の校長交代を機に小学部の定期考査や小学部・中学部の連携行事が保護者への説明なく廃止されたことがあるため、学校運営協議会がこうした変更を事前に把握・承認していたのか、また、保護者への周知がどのように行われたのかについて疑問が残る。「組織として引き継ぐ仕組みの一つとして学校運営協議会がある」との説明にとどまらず、実際に機能しているかを教育委員会が確認・検証する仕組みの整備をしてほしい。
- 多様な研修の充実や、学校運営協議会を活用して地域と共に組織として教育方針を引き継いでいくという持続可能な学校経営へ取り組まれていることは、大変素晴らしいことだと感じる。ぜひ今後もこうした良いつながりを大切に、更に充実させていただければ良いと思う。一方で、取り組みや研修が多様化するからこそ、現場を支える先生方の働きやすさや心身の健康との両立が何よりも不可欠である。どんなに素敵なお方針や学びの機会があっても、先生方が無理なく笑顔でいられる環境があって初めて、質の高い教育が継続できるのだと思う。
今後は、教職員アンケート等を通じて現場の負担感もしっかりと可視化し、児童・生徒のための教育活動の充実と先生方の負担軽減のどちらも大切にできるような温かい体制づくりを、重要な評価の視点として一緒に進めていきたい。

《学校教育環境の充実》

主 管 課		教育総務課 教育施設維持係、教育施設整備係・教育総務課 教育政策係		
具体的施策	番号	学校施設・設備の整備		
	3 3			
予 算 額 (決算額)	令和 6 年度		令和 7 年度	令和 8 年度（当初）
	530,319 千円 (421,135 千円)		738,189 千円 (608,591 千円)	353,073 千円
趣旨・概要	・ 児童・生徒の安全確保や災害時の避難場所としての機能を高めるため、学校施設・整備の改修整備を計画的に行い、教育環境の向上を図る。 ・ 大規模災害発生時に児童・生徒等を学校施設内に待機させるなどの措置を講じて安全確保をする必要があることから、待機時に必要な水や食料等を備蓄する。			
一 次（内部）評価				
NO	事業名		取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評価
	事業概要			
1	学校施設長寿命化計画に基づく施設整備		日常の維持管理、点検は専門技術者による法定点検（建築基準法第 12 条に基づく点検）と施設管理者による点検を効果的に併用しながら行った。	A
	学校施設を長く健全に使用するため、点検により劣化状況を的確に把握し、予防保全を行う。 （教育総務課）			
2	学校施設（校舎・体育館、プール等）整備の改修		（事業委託）第十小学校及び第五中学校 LED 化事業委託 （実施設計）第十及び雷塚小学校屋内運動場屋根及び外装改修工事に伴う実施設計委託ほか （工事）第九小学校及び第一中学校屋上防水改修工事、第三中学校照明器具 LED 化工事ほか	A
	学校施設の改修等を計画的に行い、教育環境の向上を図る。 （教育総務課）			
3	校庭芝生の活用		芝生整備後、各学校で芝生維持管理組織（グリーンサポーター）を構築し維持管理業者等の指導を受けながら、芝刈り作業、散水、備品の整備等を行い、適切な芝生の管理に努めている。	A
	情操教育、環境教育、体力向上等の視点から、芝生を有効に活用した教育活動を推進する。 （教育総務課）			
4	災害対策用備蓄物資の備蓄		備蓄しているアルファ米及び飲料水の入替を計画的に行っており、令和 7 年度も行った。 今後、令和 9 年度にかけて賞味期限を迎える備蓄物資が発生するため、入替えを行う予定である。	A
	大規模災害発生時に児童・生徒等を学校施設内に待機させるなどの措置を講じて安全確保をする必要があるため、災害対策用の物資を備蓄する。 （教育総務課）			

総合評価※		
A		A：一次（内部）評価におけるS及びAの割合が5割以上
		B：一次（内部）評価におけるBの割合が5割以上
		C：一次（内部）評価におけるCの割合が5割以上
今後の方針		
	拡充	≪説明≫ 各事業については、おおむね問題なく計画どおり完了したことから、今後も現状維持で事業に取り組みたい。 引き続き、計画的に備蓄物資の入替えを行い、大規模災害に備える。
○	現状維持	
	縮小・見直し	
	廃止・休止	

主 管 課		教育総務課 教育政策係	
具 体 的 施 策	番 号	教育機器・教材の整備	
	3 4		
予 算 額 (決算額)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度（当初）
	8,450 千円 (6,806 千円)	7,832 千円 (7,103 千円)	10,015 千円
趣旨・概要	・ 学習指導要領に基づき、教育内容、指導方法の多様化に対応した適切な学習環境を確保することから、授業などで使用する教育機器、教材等の整備を行う。		
一 次（内部）評価			
NO	事業名	取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評価
	事業概要		
1	教育機器・教材等の整備	授業で使用する楽器（オルガン、アコーディオン等）、顕微鏡、書画カメラ、プロジェクター及びミシン等の備品を購入することで、教育機器、教材等の整備を行った。	A
	学習指導要領に対応した授業を円滑に実施するため、教育機器・教材等の整備を行う。 （教育総務課）		
総合評価※			
A	A：一次（内部）評価における S 及び A の割合が 5 割以上		
	B：一次（内部）評価における B の割合が 5 割以上		
	C：一次（内部）評価における C の割合が 5 割以上		
今後の方針			
	拡充	≪説明≫ No.1：引き続き、教育内容、指導方法の多様化に対応した適切な学習環境の整備に努める。	
○	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

主 管 課		教育総務課 教育政策係・教育指導課 指導係		
具体的施策	番号	学校 I C T 環境の整備		
	3 5			
予 算 額 (決算額)	令和 6 年度		令和 7 年度	令和 8 年度（当初）
	186,782 千円 (177,256 千円)		338,726 千円 (336,084 千円)	112,494 千円
趣旨・概要	・ G I G A スクール構想に係る一人 1 台端末などの教育用コンピュータなどの教育情報機器やネットワーク環境を計画的に整備し、I C T を活用した分かる授業を通じて児童・生徒の学習課題への興味・関心を高め、学習内容のより深い理解を促す。 ・ インターネットを介した児童・生徒との個別のやり取りや、端末を活用した学級内での意見集約など、授業における指導スキルを向上させるだけではなく、学校での校務における活用スキルの向上にも努める。 ・ 教員が児童・生徒一人一人と向き合う時間を確保するとともに、情報の共有化、校務の効率化、セキュリティの強化等を図るため、校務支援システムの適切な運用を図る。			
一次（内部）評価				
NO	事業名	取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等		評価
	事業概要			
1	教育用及び児童・生徒用コンピュータの整備	令和 7 年度は、令和 6 年度に東京都の共同調達会議にて決定した新端末の導入を行った。令和 8 年 4 月の更新に向けて、教育用ソフト及び設定等を行う導入事業者を令和 7 年 1 0 月にプロポーザル方式にて決定し、令和 8 年 3 月に各学校へ新端末の導入を完了した。		A
	G I G A スクール構想に係る児童・生徒一人 1 台タブレット端末の更新に向けて準備を進める。 (教育総務課)			
2	校務用コンピュータの整備	令和 6 年度に導入した校務用コンピュータの適切な維持管理を行った。また、校務用コンピュータを児童・生徒への指導のための活用を推進するため、校内ネットワークの課題調査を行った。令和 7 年度は、改善に向けた検討を進める。		A
	更なる校務の効率化や教職員の負担軽減を図るため、校務だけでなく、児童・生徒への指導のための機能も兼ね備えた新たな校務用コンピュータへの更新を行う。 (教育総務課)			
3	校務支援システムの活用	令和 6 年度に導入した校務システムの適切な運用を図るため、教育情報セキュリティポリシーの策定をした。また、校務用コンピュータ及び校務支援システムの学校外での利用を開始し、校務の効率化を推進した。		A
	全校に導入している校務支援システムを活用し、校務の効率化を積極的に推進し、児童・生徒と向き合う時間、教材作成の時間等を生み出すため、適切な運用を図る。 (教育総務課)			

4	デジタル教科書の活用	小中学校の英語と算数・数学において児童・生徒用のデジタル教科書を段階的な導入・活用が進んでいる。より効果的な活用方法の検討や、教師用デジタル教科書等の教材の整備を図っていくことが課題である。	A
	デジタル教科書実証モデル事業を通して、成果と課題を分析し、効果的な活用の在り方を検討していく。 （教育指導課）		
総合評価※			
A		A：一次（内部）評価におけるS及びAの割合が5割以上	
		B：一次（内部）評価におけるBの割合が5割以上	
		C：一次（内部）評価におけるCの割合が5割以上	
今後の方針			
	拡充	≪説明≫ 令和7年度までに児童・生徒用コンピュータ及び教職員の校務用コンピュータ、校務支援システムの更新整備が完了したため、今後は、更なる活用推進が図れるよう、校内ネットワークの改善等の環境整備を進める。	
○	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

主 管 課		教育総務課 学事係		
具 体 的 施 策		番 号	学校規模適正化の推進	
		3 6		
予 算 額 (決算額)		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度 (当初)
		0 千円 (0 千円)	0 千円 (0 千円)	0 千円
趣旨・概要		・ 児童・生徒にとって望ましい教育環境を確保していくため、通学環境や地域の実情などを考慮しながら、学校の適正配置を進めるとともに、各学校の児童・生徒数の推移などに注視しながら、学校規模の適正化を図る。 ・ 児童・生徒一人一人の実態に応じたきめ細やかな指導に向けて、国における学級編成の標準の引下げを受け、小学校全学年で35人の学級編成を進める。		
一 次 (内 部) 評 価				
NO	事業名	取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評 価	
	事業概要			
1	学校規模等適正化基本方針の改定	学校規模等適正化基本方針の改定に向けて、国や他自治体の状況を確認したが、改定までの検討は実施できなかった。	B	
	児童・生徒により良い学習環境を提供するため、国等の今後の動向を踏まえ、学校規模等適正化基本方針を改定する。 (教育総務課)			
2	少人数学級編成への対応	令和7年度から東京都の基準に基づき小学校全学年で35人の学級編制を実施した。	A	
	児童・生徒一人一人の実態に応じたきめ細やかな指導に向けて、各学校の少人数学級編成への対応を図る。 (教育総務課)			
総 合 評 価 ※				
B		A : 一 次 (内 部) 評 価 に お け る S 及 び A の 割 合 が 5 割 以 上		
		B : 一 次 (内 部) 評 価 に お け る B の 割 合 が 5 割 以 上		
		C : 一 次 (内 部) 評 価 に お け る C の 割 合 が 5 割 以 上		
今 後 の 方 針				
	拡 充	≪ 説 明 ≫ No.1 : 児童・生徒により良い学習環境を提供するため、国等の今後の動向を踏まえ、学校規模等適正化基本方針を改定するか検討する。 No.2 : 児童・生徒一人一人の実態に応じたきめ細やかな指導に向けて、各学校の少人数学級編成への対応を図る。		
○	現 状 維 持			
	縮 小 ・ 見 直 し			
	廃 止 ・ 休 止			

主 管 課		教育総務課 学事係	
具体的施策	番号	通学区域と中学校学校選択制の推進	
	3 7		
予 算 額 (決算額)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度（当初）
	50 千円 (40 千円)	49 千円 (49 千円)	50 千円
趣旨・概要	・ 教育活動の効果を高めるため、通学環境や地域の実情を考慮し、通学区域の再編を検討する。 ・ 教育を受ける側のニーズを尊重するとともに、特色ある学校づくりを推進するため、引き続き中学校学校選択制を実施する。		
一次（内部）評価			
NO	事業名	取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評価
	事業概要		
1	通学区域の再編	学校規模等適正化検討委員会の結果を踏まえ、小中一貫校間の指定校変更の際に見学をしてもらうよう学校と調整を図り、保護者へ周知し、実施した。	A
	地域の実情を考慮し、通学区域の再編を検討する。 (教育総務課)		
2	中学校学校選択制の実施	保護者の意向に配慮するとともに、特色ある学校づくりを推進するため学校選択制を実施した。	A
	中学校による学校選択制を実施する。 (教育総務課)		
総合評価※			
A	A：一次（内部）評価における S 及び A の割合が 5 割以上		
	B：一次（内部）評価における B の割合が 5 割以上		
	C：一次（内部）評価における C の割合が 5 割以上		
今後の方針			
	拡 充	≪ 説 明 ≫ No.1：学校規模等適正化検討委員会を開催し、地域の実情を考慮し、通学区域の再編を検討する。 No.2：保護者の意向に配慮するとともに、特色ある学校づくりを推進するため学校選択制を実施する。	
○	現 状 維 持		
	縮 小 ・ 見 直 し		
	廃 止 ・ 休 止		

主 管 課		学 校 給 食 課	
具 体 的 施 策	番 号	学 校 給 食 の 充 実	
	3 8		
予 算 額 (決 算 額)	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度	令 和 8 年 度（当初）
	※地場食材購入額 8,423 千円	※地場食材購入額 8,608 千円	※地場食材購入額 — 千円
趣 旨 ・ 概 要	・ 学 校 給 食 に 地 場 食 材 を 積 極 的 に 取 り 入 れ る 。 ま た 、 児 童 ・ 生 徒 に 身 近 な 教 材 で あ る 学 校 給 食 を 通 し て 、 食 料 の 生 産 ・ 流 通 や 地 域 の 食 文 化 及 び 適 正 な 食 生 活 の 理 解 を 深 め る 。 ・ 学 校 給 食 費 の 収 納 率 の 向 上 に よ り 、 給 食 費 会 計 の 公 平 化 ・ 公 正 化 を 図 る 。		
一 次 （ 内 部 ） 評 価			
NO	事 業 名	取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評 価
	事 業 概 要		
1	学 校 給 食 の 充 実	地 元 農 業 者 の 協 力 を 得 て 、 地 元 産 の 野 菜 ・ 果 物 等 23 品 目 、 31,882kg（ 児 童 ・ 生 徒 1 人 当 た り 6.76kg） を 学 校 給 食 で 使 用 し た 。	A
	地 元 農 業 者 の 協 力 を 得 て 、 地 元 産 の 野 菜 ・ 果 物 等 を 学 校 給 食 で 使 用 す る 。 （ 学 校 給 食 課 ）		
2	学 校 給 食 の 充 実	地 域 の 食 文 化 や 適 正 な 食 生 活 の 理 解 を 深 め る た め 、 行 事 食 な ど を 実 施 す る と と も に 、 毎 月 の 予 定 献 立 表 に お い て 、 食 に 関 す る 情 報 提 供 を 行 っ た 。 ま た 、 小 学 校 の 協 力 を 得 て 、 食 育 の 一 環 と し て 「 と う も ろ こ し の 皮 む き 」 の 体 験 授 業 を 実 施 し た 。	A
	毎 月 の 献 立 表 を 活 用 し た 食 に 関 す る 情 報 の 提 供 、 旬 の 食 材 の 使 用 や 行 事 食 ・ 郷 土 食 を 献 立 に 取 り 入 れ る な ど 、 学 校 給 食 を 生 き た 教 材 と し て 活 用 し た 食 育 を 推 進 す る 。 （ 学 校 給 食 課 ）		
3	学 校 給 食 費 の 負 担 の 公 平 化 ・ 公 正 化	教 職 員 等 の 給 食 費 に つ い て は 「 未 納 の お 知 ら せ 」 を 各 学 校 に 送 付 し 、 収 納 率 の 向 上 に 努 め た 。	B
	学 校 給 食 費 の 収 納 率 の 向 上 に よ り 、 給 食 費 の 負 担 の 公 平 化 ・ 公 正 化 を 図 る 。 （ 学 校 給 食 課 ）		
総 合 評 価 ※			
A	A ： 一 次 （ 内 部 ） 評 価 に お け る S 及 び A の 割 合 が 5 割 以 上		
	B ： 一 次 （ 内 部 ） 評 価 に お け る B の 割 合 が 5 割 以 上		
	C ： 一 次 （ 内 部 ） 評 価 に お け る C の 割 合 が 5 割 以 上		

今後の方針		
	拡充	≪説明≫ No.1: 今後も地元農業者の協力を得ながら、地元産の野菜・果物等を積極的に学校給食に取り入れていく。 No.2: 引き続き、学校給食を生きた教材として活用した食育の推進や食に関する情報提供を行っていく。 No.3: 引き続き、未納となっている学校給食費の収納率を向上させるための取り組みを行っていく。
○	現状維持	
	縮小・見直し	
	廃止・休止	

主 管 課		学校給食課		
具 体 的 施 策	番 号	(仮称) 防災食育センターの整備と小学校学校給食調理等業務の		
	3 9	民間委託		
予 算 額 (決算額)	令和 6 年度		令和 7 年度	令和 8 年度 (当初)
	4,250,775 千円 (4,123,597 千円)		208,626 千円 (208,626 千円)	211,376 千円
趣旨・概要		・ 「防災まちづくり構想」に基づき、災害時は応急給食などを行う防災拠点として稼働し、平常時は学校給食の提供などを行う「(仮称) 防災食育センター」を整備し、併せて小学校学校給食調理等業務を民間に委託する。		
一 次 (内 部) 評 価				
NO	事 業 名		取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評 価
	事 業 概 要			
1	防災食育センター整備事業		令和 7 年 4 月に防災食育センターの稼働を開始した。平常時は、市内小学校の給食調理業務を行い、同時に応急給食用の食材等を備蓄し、災害時には応急給食の調理・配送や救援物資の受入れなど防災拠点として稼働していく。	A
	災害時は応急給食などを行う防災拠点として稼働し、平常時は学校給食の提供などを行う「(仮称) 防災食育センター」を整備する。 (学校給食課)			
2	小学校給食の民間委託		令和 7 年 1 月に株式会社東洋食品と委託契約を締結し、小学校学校給食調理等業務を民間に委託した。	A
	小学校学校給食調理等業務を民間に委託する。 (学校給食課)			
総 合 評 価 ※				
A		A : 一 次 (内 部) 評 価 に お け る S 及 び A の 割 合 が 5 割 以 上		
		B : 一 次 (内 部) 評 価 に お け る B の 割 合 が 5 割 以 上		
		C : 一 次 (内 部) 評 価 に お け る C の 割 合 が 5 割 以 上		
今 後 の 方 針				
	拡 充		≪ 説 明 ≫ No.1 : 防災食育センターについて、令和 7 年度に稼働を開始し、整備を進めることができたため、廃止とする。 No.2 : 小学校学校給食調理等業務の民間委託について、令和 13 年 7 月までの契約となっており、今後も継続していくことから現状維持とする。	
○	現 状 維 持			
	縮 小 ・ 見 直 し			
○	廃 止 ・ 休 止			

主 管 課		教育総務課 学事係	
具 体 的 施 策	番 号	経済的支援の実施	
	4 0		
予 算 額 (決算額)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度（当初）
	81,463 千円 (71,690 千円)	74,307 千円 (72,580 千円)	75,930 千円
趣旨・概要	・ 義務教育を受ける中で、誰もが質の高い教育が受けられるように、保護者に対し、教育費の援助を行う。 ・ 経済的理由で修学が困難であっても、高等教育機関等で学ぶ機会が得られるよう奨学金制度を実施します。また、今後の在り方について検討していく。		
一次（内部）評価			
NO	事業名	取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評価
	事業概要		
1	就学援助の実施	経済的な理由で小・中学校への就学が困難な家庭に教育費の一部を援助した。	A
	誰もが質の高い教育が受けられるように、保護者に対し、教育費の援助を行う。 (教育総務課)		
2	奨学金制度の実施	奨学金制度が令和 7 年度末で廃止となり、代替として就学援助費において高等学校進学等支援金を中学 3 年生に対し支給した。	A
	経済的理由で修学が困難であっても、高等教育機関等で学ぶ機会が得られるよう奨学金制度を実施する。 (教育総務課)		
総合評価※			
A		A：一次（内部）評価における S 及び A の割合が 5 割以上	
		B：一次（内部）評価における B の割合が 5 割以上	
		C：一次（内部）評価における C の割合が 5 割以上	
今後の方針			
	拡充	≪説明≫ No.1：経済的な理由で小・中学校への就学が困難な家庭に教育費の一部を援助する。 No.2：引き続き、就学援助費において高等学校進学等支援金を中学 3 年生に対し支給する。	
○	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

学校教育環境の充実に関する二次評価

- 学校施設・設備や教育機器・教材等の改善については、限られた予算の中で、何を優先していくのか、学校現場の意見を十分聞いて実現していった欲しい。
- 学校規模の適正化については、モノレール延伸の状況による人口増加をきちんと見極め行っていく欲しい。
- 中学校の学校選択制については、コミュニティ・スクールの趣旨からも廃止について検討していく欲しい。
- 学校給食や防災食育センターについては更なる工夫改善を期待する。
- 経済的支援については、どの児童生徒にも質の高い教育が受けられるよう予算措置を継続していく欲しい。
- 令和8年度の主な工事内容（体育館床改修・屋上防水・LED照明）が確認できた。資材調達に若干の懸念があるとのことで、進捗状況を注視していただきたい。熱中症対策については、冷水機の増設・塩分タブレット備蓄ともに現時点では予定がないとの回答であったが、夏季の酷暑が年々深刻化している中、子どもの健康・安全を最優先に水分補給に関して検討していただきたい。
- GIGA端末（2代目）の修理費保護者負担について、「故意又は明らかな不注意による破損・紛失の場合に保護者負担を想定」としており、保険・補償制度の導入は「保険費用が高額」として現時点では検討していないとの回答であった。保護者にとって、「故意又は明らかな不注意」の判断基準が不明確なまま負担が生じることへの不安は大きい。判断基準の明確化と保護者への丁寧な周知をしていただきたい。
- 施設一体型校（村山学園）に特有の課題（授業時間のずれ等）については「把握しているが基本方針への改善策の盛り込みは予定しない」との回答であった。小学部（45分授業）と中学部（50分授業）の授業時間の違いにより、授業の開始・終了タイミングがずれ、廊下の移動音等が互いの学習環境に影響しているという実態は、施設一体型校として整備した以上、当初から想定し得た課題である。しかしながら、把握している課題を基本方針に反映しない理由について明確な説明はなかった。学校規模等適正化基本方針は本市の学校のあり方を規定する基盤的な文書であり、施設一体型校特有の課題を明記し改善策を盛り込むことは、同方針が本来果たすべき役割に沿うものである。早期に具体的な検討に着手していただきたい。
- 指定校変更申請者数が令和7年度は153人であること、小中一貫校への就学希望も変更理由の一つであることが確認できた。中学校選択制については、村山学園第二中学校の希望者が0人であるなど、学校間の志願状況に大きな差があることも明らかになった。学校選択制とコミュニティ・スクールの理念との整合性については、引き続き検討を求める。令和8年度から新小学1年生全家庭への小中一貫校案内通知が開始されることは評価する。

- 給食費については児童・生徒分が無償化されているが、教職員の未納が継続していることが確認されたため、より厳格な対応を求める。アレルギー対応については、令和 8 年 1 月から卵除去食の提供が開始されたことは評価する。今後、除去食の種類増加に伴う対応人数の増加が課題とのことで、体制の計画的な整備をしていただきたい。

防災食育センターについて、定期的な評価・報告の仕組みを設ける予定はないとの回答であった。民間委託施設として令和 13 年度まで運営が続く中、品質管理の透明性確保のため、何らかの形での定期報告の検討をしていただきたい。

- 就学援助の認定率は令和 6・7 年度ともに 11.9%（約 711～731 人）で横ばいである。奨学金廃止後の高校進学等支援金は 1 人当たり 15,000 円（一括支給）であり、旧奨学金制度（高校 3 年間で総額 18 万円）と比較して 1 人当たりの支援額は大幅に減少している。定員制限がなくなり要件を満たす全員が受給できる点は改善であるが、支援を必要とする家庭への実質的な支援水準が低下していないか、制度変更の影響を継続的に把握・検証をしていただきたい。

- 定期的なエアコン点検や、デジタル教科書を活用した児童・生徒の理解度向上への取り組み、また、給食の安定提供に向けた事前の体制づくりなど、日々の安心・安全な教育環境の維持に努められていることを大変心強く感じる。

一方で、近年の夏の厳しい酷暑を踏まえると、学校側からの要望を待つだけでなく、熱中症対策の備蓄（経口補水液や塩分タブレット等）の検討や、水道水が苦手な児童・生徒への水分補給の工夫など、現代の環境に合わせた一歩踏み込んだ環境整備や予算の裏付けが今後は更に不可欠になってくる。

今後は、こうした維持管理や衛生・保守といった基盤の安定を大前提としつつ、デジタル環境の拡充も含めて、それらが実際に児童・生徒の安心感や学習意欲の向上にどうつながったかを検証する、成果分析を主体とした温かい施策評価へとシフトしていくことを期待する。

《郷土を愛し、理解を深める文化財の保護・活用》

主 管 課		文化振興課 資料館係		
具体的施策	番号	文化財の調査、保護・活用		
	4 7			
予 算 額 (決算額)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度（当初）	
	24,926 千円 (21,705 千円)	27,814 千円 (24,803 千円)	35,927 千円	
趣旨・概要	・ 市内に所在する各種文化財や収蔵資料等を市民団体等と連携を図りつつ調査、記録、保護するとともに、展示や講座などを実施し文化財の活用に努める。			
一次（内部）評価				
NO	事業名	取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評 価	
	事業概要			
1	文化財の調査・研究	市内埋蔵文化財包蔵地内の調査はおおむね終了したが、包蔵地内やその周辺での宅地開発等が増加しており、立会調査等の指導について、それぞれの案件に沿って適切に行った。	A	
	市内に所在する各種文化財等の総合調査（研究）を実施し、その種別、内容、分布を把握し、文化財として位置付けていく調査・研究に努める。 （文化振興課）			
2	文化財の保護の充実	歴史散策コースに係る案内標柱等の維持管理を行うとともに、ガイドマップ「むさしむらやま歴史散策コース」の頒布を行い、市の文化財及び歴史散策コースの周知を図った。また、市指定文化財の新たな指定候補について審議した。	A	
	文化財保護審議会からの市指定文化財としての答申内容を踏まえ、市文化財の指定を行うことにより文化財の保護の充実に努める。 （文化振興課）			
3	関係団体・人材の育成	郷土の歴史について、郷土の会など外部の方々との協力体制により、専門的な助言や情報提供を得ることで調査研究の内容をより深化させることができた。	A	
	郷土の歴史、伝統芸能などの伝承に関する講座の開催、市民プログラムの充実等により、文化財保護活動に参加するボランティア及びボランティア組織の育成や交流の促進に努める。 （文化振興課）			
4	歴史民俗資料館の運営の充実	市指定文化財をはじめとする文化財を、インターネットを通じて閲覧できるよう、デジタルアーカイブ化に向けた準備を行った。	A	
	来館者の学習環境の向上を図るため、歴史民俗資料館及び分館の適切な運営に努めるとともに、文化財の適正な収集・管理の充実に努める。 （文化振興課）			
総合評価※				
A	A：一次（内部）評価における S 及び A の割合が 5 割以上			
	B：一次（内部）評価における B の割合が 5 割以上			
	C：一次（内部）評価における C の割合が 5 割以上			

今後の方針		
○	拡充	≪説明≫ 令和７年度は、収蔵品の整理を中心に事業を行ったため、例年より事業が少なくなった。今後、資料のデジタル化を進め、デジタルアーカイブを中心に事業の拡大を継続して実施していく。
	現状維持	
	縮小・見直し	
	廃止・休止	

郷土を愛し、理解を深める文化財の保護・活用に関する二次評価

- 豊かな自然と様々な文化財のある武蔵村山市の魅力をよりアピールして
いって欲しい。

デジタルアーカイブも小・中学校でどのように活用できるのか、具体的な
方法をより多くの学校に伝えていってほしい。

- 令和８年度内に市指定文化財等の準備が整ったものからデジタルアーカ
イブの公開を開始し、マイクロフィルム約３００本のデジタル化を順次進め
るとのことで、具体的なスケジュールが示されたことは評価する。

学校教育との連携については、「インターネット環境があればどこからで
もアクセスできる特性を活かし、教育指導課や学校現場とも連携を図ってい
きたい」との回答であった。「図っていききたい」という段階にとどまってい
るため、来年度の調書では具体的な連携の進捗状況を報告していただきたい。

体験機会の拡充については、令和８年度の草木染体験講座など既存の取組
が好評とのことで引き続き期待する。キッズ向けデジタルコンテンツについ
ては現時点では予定にないが、今後のデータ活用の中で参考にするとのこと
であり、中長期的な検討を期待する。

また、予算増加分（約８００万円）がほぼデジタルアーカイブ化に係るも
のであることが確認できた。

- 膨大な資料のデジタル化を最優先に進め、デジタルならではの多様な利活
用の土台を作っていくという着実な取り組みを高く評価する。

今後はこのデータ蓄積の進捗に合わせ、児童・生徒が地元の歴史や文化に
親しみと誇りを持てるような「キッズ向けコンテンツ」の充実をぜひ具現化
していただきたいと感じる。行政が資料を保存するだけで終わらせず、次世
代を担う児童・生徒の学びや興味にどう還元していくかという「成果分析や
活用方法の検証」も視野に入れ、地域全体で郷土愛を育む温かいデジタルア
ーカイブ施策へと発展させていくことを期待する。

有識者の評価のまとめ

- 武蔵村山市第三次教育振興基本計画に基づき、教育委員会の事務局が中心となって様々な施策を着実に取り組まれていることが再確認できた。
未来の武蔵村山市をつくる、児童・生徒からは「武蔵村山市に住んでいてよかった」、「武蔵村山市ではこんな学びができる」という声が、教員からは「武蔵村山市ですずっと働きたい」という声が、市民からは「学校と一緒に子どもたちを育てていきたい」といった声があがるようになってほしい。
そのためには、厳しい財政であるのは承知しているが、教育関係の予算を少しでも多く確保し、教育環境を充実させ、様々な教育プランを実現していくことが大切だと思う。
- 今年度の二次評価を通じて、各課から丁寧な説明をいただき、施策の実態について理解を深めることができた。以下に全体を通しての意見を述べる。
第一に、取組の「実施」と「成果」を明確に区別した評価の必要性である。今回の評価対象施策の多くはA評価であるが、数値目標の進捗状況を見ると、体力テスト・英語検定受験率・不登校支援率など、目標値を大幅に下回り続けている指標が複数見られる。このため、取組の実施状況だけでなく、成果の観点から評価軸を見直すことが必要であると考えます。
次に、学校規模等適正化基本方針について、施設一体型校（村山学園）に特有の教育環境上の課題（授業時間のずれ等）への対応は、人口動態の見通しとは切り離して検討できるはずであり、早期の着手を強く求める。
次に、学校評価・コミュニティ・スクール制度の実効性について、村山学園では令和3年度の校長交代を機に小学部の定期考査や小中連携行事が廃止された経緯がある。学校運営協議会が本来の機能を果たしていれば防ぎ得た事態であり、制度が形式的な運用にとどまっていなかったか教育委員会が確認・検証する仕組みの整備が必要であると考えます。あわせて、保護者代表が194人中15人とどまる現状を改善し、保護者の声が実質的に届く協議会のあり方を検討していただきたい。
最後に、GIGA端末の修理費保護者負担について、「故意又は明らかな不注意」の判断基準が不明確なまま保護者に費用負担が生じる可能性があり、判断基準の明確化と丁寧な周知が必要であると考えます。
全体として、教育委員会の各課が真摯に取り組を進めていることは評価する。今後は取組の「量」から「質」と「成果」へと評価の重点を移し、児童・生徒の学びと育ちに直結する改善が着実に進むことを期待する。
- 子どもを持つ親として、学校と家庭だけでなく、行政と地域が一体となって児童・生徒を支えようとする取り組みがみられる内容だと思う。児童・生徒の体力向上へ向けての地域の課題も見つかり今後改善していただけたらと思う。また、家族や地域みんなで温かく児童・生徒を育ていけるよう、ぜひ今後もこの素晴らしい取り組みを向上し持続・発展させていきたい。

事業所管課による一次評価事業

主 管 課		教育指導課 指導係		
具体的施策	番号	人権教育の推進		
	1			
予 算 額 (決算額)	令和 6 年度		令和 7 年度	令和 8 年度（当初）
	0 千円 (0 千円)		0 千円 (0 千円)	0 千円
趣旨・概要		- いじめ防止対策推進条例に基づき、いじめの未然防止及び早期発見、早期解決に向けた取組を推進する。また、あらゆる偏見や差別をなくすため、全ての教育活動を通して人権教育を推進するとともに、学校・家庭・地域、関係機関と連携し、児童・生徒 にいじめは絶対に許されないことを徹底して指導する。 - 性別、年齢、障害の有無、国籍、宗教及び価値観などは多様であることを理解し、相互に尊重する態度や行動を促すダイバーシティ教育を推進する。		
一次（内部）評価				
NO	事業名		取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評価
	事業概要			
1	人権教育の推進		平成 24 年実施の「武蔵村山市立学校 生徒会・児童会 いじめ撲滅サミット」において採択された「いじめ撲滅宣言」を基に、児童・生徒自らがいじめを根絶していくための自治的活動を、生徒会・児童会が中心となり、全小・中学校で取り組んでいる。また、若手教員育成研修などの機会を捉え、児童・生徒に対する人権教育が適正に行われるよう、教職員の人権感覚を養っている。	A
	学校・家庭・地域、関係機関の連携の下に、児童・生徒に、いじめは絶対に許されないことを徹底して指導するとともに、あらゆる偏見や差別をなくすため、全ての教育活動を通して人権教育を推進する。 (教育指導課)			
2	人権教育全体計画の作成		全ての小・中学校において、毎年、人権教育全体計画及び年間指導計画を作成し、それに基づいた人権教育を全ての教育活動を通して実施している。また、より充実をさせていくため、人権教育推進委員会を年 5 回実施し、東京都教育委員会作成の「人権教育プログラム」及びDVDの具体的な活用方法や、授業実践の情報交換等を行い、同全体計画及び年間指導計画の内容を不断に見直す機会を設け、充実を図っている。	A
	児童・生徒が自分の人権のみならず、他人の人権についても正しく理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さが認められるよう、全ての小・中学校において人権教育全体計画を作成する。 (教育指導課)			
3	ダイバーシティ教育の推進		多様性を認めることの重要性を理解し、児童・生徒が更に活躍できるようダイバーシティ教育を推進している。	A
	多様性を認め、児童・生徒一人一人が、性差や人種、障害等にとらわれず活躍できる教育を推進する。 (教育指導課)			

総合評価※		
A		A : 一次（内部）評価における S 及び A の割合が 5 割以上
		B : 一次（内部）評価における B の割合が 5 割以上
		C : 一次（内部）評価における C の割合が 5 割以上
今後の方針		
	拡充	≪説明≫ No.1 : 道徳教育をはじめとする小・中学校 9 年間の教育活動全般を通して、意図的・計画的・継続的にいじめ撲滅に向けての取組及び指導を推進していく。また、同様に全ての教育活動を通して人権教育を推進していく。 No.2 : 引き続き、計画内容を不断に見直す機会を設け、更なる充実を図る。 No.3 : 引き続き、ダイバーシティ教育を推進していく。
○	現状維持	
	縮小・見直し	
	廃止・休止	

主 管 課		教育指導課 指導係		
具体的施策	番号	道徳教育の充実		
	2			
予 算 額 (決算額)	令和 6 年度		令和 7 年度	令和 8 年度（当初）
	0 千円 (0 千円)		0 千円 (0 千円)	0 千円
趣旨・概要		・ 学校・家庭及び地域がそれぞれの役割を発揮し、相互の緊密な連携の下、地域ぐるみで、児童・生徒一人一人を見守り、育てる環境を整備するとともに、様々な学校教育活動を通し、心の教育の充実を図る。 ・ 毎年度「道徳授業地区公開講座」を実施し、家庭や地域と連携して子供たちの豊かな心を育むとともに、道徳教育の一層の充実を図る。 ・ 学習指導要領の改訂や義務教育における道徳の教科化を踏まえ、各学校における「特別の教科 道徳」（以下「道徳科」という。）を道徳教育の要の時間と位置付け、各教科等における道徳教育との密接な関連を図りながら、計画的、発展的に道徳的価値や人間としての生き方について自覚を深められるようにするとともに、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育成する。		
一次（内部）評価				
NO	事業名		取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評価
	事業概要			
1	道徳科及び道徳授業地区公開講座の充実		各学校における道徳の時間を要とした道徳教育を充実していくため、平成 24 年度から平成 31 年度まで、各学校の道徳教育推進教師を対象とした「道徳教育推進委員会」を年 3 回設定し、道徳教育推進教師の資質向上に係る研修や、具体的な取組についての情報交換を行ってきた。また、平成 25 年度から令和元年度まで、道徳教育推進委員会において授業実践を通じた研究協議を行い、道徳の時間の在り方についても、小中連携で進めている。 「道徳授業地区公開講座」については、各学校で全学級の道徳の時間の授業を実施し、教員、保護者、地域の方々等が連携して子供たちの豊かな心を育むための機会として、意見交換会を実施したところである。	A
	小・中学校における道徳科の充実を図るとともに、道徳科の授業を保護者及び地域に公開することにより、家庭、学校及び地域社会が連携して子供たちの豊かな心を育めるようにする。（教育指導課）			
2	各教科等における道徳教育の推進		小学校では平成 30 年度から、中学校では令和元年度から「特別の教科 道徳」として教科化され、授業を要とする道徳教育を各校で推進する中で、道徳教育推進委員会で各校の情報共有及び連携を進め、道徳教育	A
	各学校における道徳科を道徳教育の要の時間と位置付け、各教科等における道徳教育との密接な関連を図			

	りながら、計画的、発展的に道徳的価値や人間としての生き方について自覚を深められるようにするとともに、道徳的実践力を育成する。 (教育指導課)	推進教師のスキルアップを図ってきた。道徳の教科化により、令和２年度で推進委員会は中止とした。令和７年度はこれまでの取り組みを活かして道徳授業を推進した。	
総合評価※			
A	A：一次（内部）評価におけるＳ及びＡの割合が５割以上		
	B：一次（内部）評価におけるＢの割合が５割以上		
	C：一次（内部）評価におけるＣの割合が５割以上		
今後の方針			
	拡充	≪説明≫ No.1：子供たちの豊かな心を育むため、引き続き意見交換会等の機会を設けていく。 No.2：各校の情報共有及び連携を進めつつ道徳的実践力を育成していく。	
○	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

主 管 課		教育指導課 指導係		
具体的施策	番号	体験・鑑賞活動の充実		
	3			
予 算 額 (決算額)	令和 6 年度		令和 7 年度	令和 8 年度（当初）
	6,418 千円 (6,210 千円)		6,132 千円 (5,991 千円)	6,513 千円
趣旨・概要	・ 地域の自然や歴史、文化などに直接触れる郷土学習や福祉の心を育てるボランティア活動に参加させるとともに、小学校での「水田学習」や「移動教室」、中学校での「職場体験」や「修学旅行」などを通し、子供たちの発達段階に応じた体験活動の充実を図る。 ・ 豊かな心や感性を育むために、子供たちの「音楽鑑賞・芸術鑑賞」の充実を図る。			
一次（内部）評価				
NO	事業名		取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評価
	事業概要			
1	小学校での水田学習の実施		水田を活用した自然体験・勤労体験・児童の健全育成を水田学習により実施した。	A
	野山北公園の水田を活用し、体験学習の一環として、市内全小学校5年生による水田学習を実施する。 （教育指導課）			
2	小学校での移動教室の実施		令和7年6月及び7月に市内各小学校において、2泊3日の日光移動教室を実施した。	A
	集団での宿泊体験を通して、より良い人間関係を築くとともに、思いやりの心や諦めない気持ちを育むため、市内全小学校6年生による日光移動教室を実施する。 （教育指導課）			
3	小・中学校での生産体験の実施		学校農園又は近隣の農園等を活用してさつまいもやじゃがいも等の野菜を栽培する生産活動を行った。	A
	小・中学校において、学校農園や近隣の農園等を活用して、生産活動を行う。 （教育指導課）			
4	中学校での移動教室・修学旅行の実施		令和7年9月及び10月に市内各中学校において、第3学年を対象とした2泊3日の修学旅行（京都・奈良）を実施した。また、令和8年1月及び2月に第1学年を対象としたスキー教室を実施した。	A
	自然との関わりを深めるとともに、最後まで努力する態度を育むため、市内全中学校でスキー教室及び修学旅行を実施する。 （教育指導課）			

5	音楽鑑賞・芸術鑑賞の実施	東京都交響楽団を市民会館に招き、令和7年5月に市内小学校第6学年の児童が音楽鑑賞をした。	A
	日頃、接することの少ないオーケストラの生演奏及び演劇の舞台を鑑賞し、豊かな心情を育てるとともに、鑑賞態度を学ぶために、小学校において音楽鑑賞・芸術鑑賞を実施する。 (教育指導課)		
総合評価※			
A		A：一次（内部）評価におけるS及びAの割合が5割以上	
		B：一次（内部）評価におけるBの割合が5割以上	
		C：一次（内部）評価におけるCの割合が5割以上	
今後の方針			
	拡充	≪説明≫ No.1：市内全小学校5年生による水田学習を実施する。 No.2：市内全小学校において日光移動教室を実施する。 No.3：市内全小・中学校において生産体験活動を実施する。 No.4：中学校第3学年を対象とした修学旅行及び第1学年を対象としたスキー移動教室を実施する。 No.5：小学校第6学年を対象とした音楽鑑賞教室を実施する。	
○	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

主 管 課		教育指導課 指導係、文化振興課 生涯学習係			
具体的施策	番号	確かな学力の定着			
	4				
予 算 額 (決算額)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度（当初）		
	26,295 千円 (20,226 千円)	38,801 千円 (32,611 千円)	40,087 千円		
趣旨・概要	・ 「全国学力・学習状況調査」並びに東京都及び本市による「児童・生徒の学力向上を図るための調査」等を通して、児童・生徒の学力の定着状況及び「学びに向かう力」等に関する意識を把握・分析する。				
	・ 各学校が学力に関わる諸調査の結果及び授業評価に基づいて「授業改善推進プラン」を作成し、授業の質的改善を図るとともに、基礎的、基本的な知識・技能の確実な定着を図るなど、確かな学力の定着を目指す。また、児童・生徒一人一人に確かな学力を身に付けさせる基盤となる学習意欲の向上及び学習規律の確立を図るため、自由な心を伸ばし、長所を引き出す指導、児童・生徒に向上心を高く持つ指導など、常に指導方法を工夫・改善し、子供の特性や習熟の程度に応じた学習集団を編成するなど、指導体制の工夫・改善に努める。				
	・ 学力向上策の一環として、小学校漢字検定及び中学校英語検定を実施する。				
	・ 変化の激しい時代を生き抜き、生涯にわたり主体的に学び続ける児童・生徒を育成するために、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組み、質の高い授業の展開を図る。				
	・ 家庭での学習が困難又は、学習習慣が十分に身につけていない児童・生徒を対象に、地域住民等の協力により「地域未来塾」事業を推進し、学習支援を実施する。				
	・ 少人数指導、習熟度別指導、ティーム・ティーチングやG I G Aスクール構想の推進による一人 1 台端末を活用するなど、個別最適化の学びを実現し、個に応じた指導に努める。				
	・ 小・中学校で教科学習や様々な体験活動等を実施するに当たり、地域のボランティアの方の知識・技能の提供を受けることにより、学校教育の一層の充実を図るとともに、地域に開かれた学校づくりの充実を図る。				
	・ 市内全小学校に多様な経験を有する方を補助教員として派遣し、一人一人に目の行き届いた教育を実現するとともに、地域で学校を支える体制づくりに努める。				
	一次（内部）評価				
	NO	事業名	取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等		評価
事業概要					
1	学力調査の実施	国、市調査を実施し、その成果を検証するとともに、教育委員会定例会で報告を行った。 引き続き各学力調査を実施するとともに、その成果検証を各学校における授業改善の具体的手立てへとつ		A	
	児童・生徒の学力向上を図るために、「児童・生徒の学力向上を図るための調査（市調査）」、「全国学力・学習状況調査（国調査）」を实				

	施し、成果を検証するとともに、課題の把握・分析をする。 (教育指導課)	なげていく。また、市調査については、国の調査と合わせて計画的・継続的な学力の向上を狙いとし、令和5年度より実施学年を小学校第4・5学年及び中学校第1・2学年に変更・拡大した。	
2	授業改善推進プランの作成・活用 国、本市の学力調査の結果及び児童・生徒の実態等に基づき、各学校において「授業改善推進プラン」を作成し、授業の質的向上を図るとともに、児童・生徒一人一人の学力向上を目指す。 (教育指導課)	授業改善推進プランについては児童・生徒の日頃の学習状況から見取り作成を行い、各学校のホームページで公開した。個々の教員が授業改善推進プランを作成することを通して、児童・生徒の実態を踏まえた日々の授業改善及び個に応じた指導の充実が図られた。 引き続き諸学力調査の結果分析を通して把握した各学年の実態を踏まえ、授業改善推進プランを作成・活用することで、一人一人の児童・生徒に応じた指導の充実を図っていく。	A
3	小学校漢字検定の実施 小学校4年生及び6年生の児童に、学力向上策の一環として、市独自の漢字検定を受験させることにより、目標に向かって努力する態度を育むとともに、学習習慣の定着を目的として実施する。 (教育指導課)	漢字検定事業は、平成17年度から小学校第3学年及び第4学年の全児童を対象とし、財団法人日本漢字能力検定協会が実施する漢字検定を受検させ、児童に技能検定試験合格という具体的な努力目標をもたせることで、学習に対する意欲の向上と基礎的・基本的な学力の定着を図ることを目的とし、実施してきたが、平成28年度からは本予算を縮小し、小学校第4学年全児童を対象として実施してきた。 平成30年度からは市独自の「武蔵村山市漢字検定」を作成し、小学校第4学年と第6学年を対象に、学習の定着が十分見込める2月に実施している。合格の児童には、市から合格証を渡すことにしている。	A
4	中学校英語検定の実施 中学校3年生の生徒に、学力向上策の一環として、英語検定を受験させることにより、目標に向かって努力する態度を育むとともに、学習習慣の定着を目的として実施する。 (教育指導課)	中学校生徒の学力向上策の一環として、平成27年度から英語検定事業を実施している。中学校第3学年の生徒を対象に英語検定を受検させた。受検をきっかけに英語学習についてキャリアを深め、高等学校入試に活用することができた。	A
5	「主体的・対話的で深い学び」からの授業改善	1年次から3年次の教員を対象とした若手教員育成研修等において受	A

	児童・生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現を目標として、授業改善を図る。 （教育指導課）	講者が主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業研究を行い、授業改善を図った。	
6	地域未来塾の実施 家庭での学習が困難又は、学習習慣が十分に身につけていない児童・生徒を対象に、地域住民等の協力により学習支援を実施し、学習習慣の確立や基礎学力の定着を図る。 （文化振興課）	市内小中学校全校で実施。各学校、地域住民と連携を図り、安定した運営を行うことができています。 学習意欲や学力の向上が見られたとの声も頂いている。	A
7	個に応じた指導の実施（少人数指導・習熟度別指導・チーム・ティーチング） 児童・生徒の学習意欲の向上や学力の向上を図るため、少人数指導、習熟度別指導、チーム・ティーチング等による個に応じたきめ細やかな指導を実施する。 （教育指導課）	少人数指導により、一人一人の児童・生徒に対して教員が丁寧に説明でき、児童・生徒の理解が深まったり、理解に時間のかかる児童・生徒が習熟度別指導によって意欲的に取り組んだりするなど、具体的な児童・生徒の姿として、その成果が表れていた。	A
8	教育ボランティアの派遣 小・中学校で教科学習や様々な体験活動等を実施するに当たり、支援者として地域からボランティアを募り、その方の知識・技能の提供を受けることにより、学校教育の一層の充実を図るとともに、地域に開かれた学校づくりに寄与する。 （教育指導課）	全小・中学校に教育ボランティアを派遣し、授業等を含めた様々な場面において活用した。令和7年度は、市内全小・中学校に延べ2,418日の教育ボランティアを派遣した。授業等において個に応じた指導を充実させ、児童・生徒の基礎的・基本的な知識・技能の定着が図られた。	A
9	小学校補助教員の派遣 市内全小学校に多様な経験を有する方を補助教員として派遣し、その知識、経験を児童の指導等に活用することにより、一人一人に目の行き届いた教育の実現に資するとともに、地域で学校を支える体制づくりを支援する。 （教育指導課）	児童の実態に即した指導が徹底されている。個別の支援が必要な児童にきめ細かな指導ができています。基礎・基本の定着が図られている。個別に配慮を要する児童の生活習慣や規範意識の形成が推進されている。	A

総合評価※		
A		A : 一次（内部）評価におけるS及びAの割合が5割以上
		B : 一次（内部）評価におけるBの割合が5割以上
		C : 一次（内部）評価におけるCの割合が5割以上
今後の方針		
	拡充	《説明》 No.1 : 学力調査の実施学年を小学校第4・5学年及び中学校第1・2学年とする。なお、令和6年度より都調査は実施しないため、そうした動向を踏まえ、市調査の実施内容についても検討する。 No.2 : 授業改善推進プランを作成・活用することで、一人一人の児童・生徒に応じた指導の充実を図っていく。 No.3 : 「武蔵村山市漢字検定」の実施を継続するとともに、児童に検定合格という具体的な努力目標をもたせ今後も実施していく。 No.4 : 引き続き中学校第3学年生徒を対象として実施する。英語検定を通じて、小・中学校9年間を通して学習意欲の向上と基礎的・基本的な英語力の定着を図っていく。 No.5 : 児童・生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指し、授業改善を図る。 No.6 : 引き続き安定した運営に努める。 No.7 : 引き続き、全小・中学校において、児童・生徒への個に応じたきめ細やかな指導を通して、学習意欲の向上や学力の向上を図るための少人数指導、習熟度別指導、ティーム・ティーチング等による指導を実施していく。 No.8 : 地域人材等を活用し、個に応じた指導を一層充実させ、児童・生徒の基礎的・基本的な知識・技能の定着及びそれらを活用した思考力・判断力・表現力の育成を図る。 No.9 : 各学校におけるエデュケーション・アシスタント（補助教員）の活用状況を精査し、より有効かつ効率的な運用を図っていく。
○	現状維持	
	縮小・見直し	
	廃止・休止	

主 管 課		教育指導課 指導係		
具体的施策	番号	読書活動の推進と言語能力の育成		
	5			
予 算 額 (決算額)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度（当初）	
	15,006 千円 (14,686 千円)	15,947 千円 (15,704 千円)	16,370 千円	
趣旨・概要	- 各校で「学校図書館活用計画」を作成し、学校図書館担当教員、司書教諭、学校司書、ボランティア等が連携し、各学校で「読み聞かせ」を実施するなど、児童・生徒の読書活動を一層推進する。 - 学校図書館と市立図書館の連携を強化するとともに、電子図書の導入を検討し、児童・生徒に読書活動を通して考える力や豊かな感性、情緒などを身に付けさせ、人間力の基礎となる「言語力」の育成を図る。また、学校図書館の利便性が高まるよう、環境整備を検討する。 - 市内全小・中学校に 1 名ずつ専任の学校司書を配置し、学校における読書活動を推進する。			
一次（内部）評価				
NO	事業名	取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等		評価
	事業概要			
1	読み聞かせの実践	小学校においては年間を通じて学級担任や学校司書による児童への読み聞かせを行った。		A
	学級担任や上級生、ボランティア等により、各学校で「読み聞かせ」を実施し、読書への関心を高める。 (教育指導課)			
2	学校図書館の利用促進	学校司書連絡会を 3 回開催し、各校で作成した学校図書館活用計画に基づいた学習支援及び利用促進活動について指導主事より助言を行った。		A
	児童・生徒に親しまれる図書や調べ学習に役立つ図書資料を充実させるとともに、学校図書館の利用促進を図るための利用指導を行う。 (教育指導課)			
3	学校司書の配置と活用の推進	市内全小・中学校に 1 名ずつ専任の学校司書の配置を行い、図書の貸出しや蔵書の整理等、円滑な学校図書館の運営ができています。		A
	市内全小・中学校に 1 名ずつ専任の学校司書を配置し、学校における読書活動を推進し、児童・生徒に豊かな感性や情緒を身に付けさせるとともに、言語力の育成を図る。 (教育指導課)			

総合評価※		
A		A：一次（内部）評価におけるS及びAの割合が5割以上
		B：一次（内部）評価におけるBの割合が5割以上
		C：一次（内部）評価におけるCの割合が5割以上
今後の方針		
	拡充	≪説明≫ No.1：学級担任や上級生、ボランティア等により、各学校で「読み聞かせ」を実施し、読書への関心を高める。 No.2：児童・生徒に親しまれる図書や調べ学習に役立つ図書資料を充実させるとともに、学校図書館の利用促進を図るための利用指導を行う。 No.3：学校図書館の円滑な運営を行い、児童・生徒の読書活動の推進を図る。
○	現状維持	
	縮小・見直し	
	廃止・休止	

主 管 課		教育指導課 指導係・教育総務課 学事係		
具体的施策	番号	安全教育の充実		
	9			
予 算 額 (決算額)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度（当初）	
	0 千円 (0 千円)	0 千円 (0 千円)	0 千円	
趣旨・概要	・ 新型コロナウイルス感染症などの感染症の学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続していく必要があるため、学校における感染症対策などの衛生管理に努める。 ・ 児童・生徒が自分で自分の身を守れるようにするため、各校の安全指導計画や自然災害を含めた避難訓練実施計画等に基づき、家庭や地域との連携により、生活安全、災害安全及び交通安全の3領域について、計画的な指導を行う。 ・ 大規模災害等の発生時に、保護者・地域との連携により、児童・生徒の安全確保ができる体制の確立に努める。 ・ 非行や犯罪から身を守るためのセーフティ教室の実施や地域安全マップの作成、交通安全意識の向上等を目的としたスクアード・ストレイト教育技法による交通安全教室など、地域や関係機関と連携した安全教育の充実に努めるとともに、登下校時における防犯ブザーの携行、スクールガード・リーダーによる巡回指導などを推進する。			
一次（内部）評価				
NO	事業名	取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評価	
	事業概要			
1	学校における衛生管理の充実	児童・生徒が健康で安全な生活を送れるよう、学級活動等において基本的な感染症予防の正しい知識の普及を行った。	A	
	日常生活における健康観察や衛生管理を充実させ、児童・生徒が健康で安全な生活を送れるようにするとともに、感染症への正しい知識の普及と予防対策を実施する。 (教育指導課)			
2	学校安全計画の作成と安全指導の充実	各学校において、安全指導計画を作成するとともに、月1回実施する安全指導日等を通して、様々な想定により生活安全・災害安全・交通安全の3領域について計画的に指導し、児童・生徒が自分の身を自分で守れるよう指導した。	A	
	各学校において、安全指導計画を作成するとともに、月1回実施する安全指導日等を通して、様々な想定により生活安全・災害安全・交通安全の3領域について計画的に指導し、児童・生徒が自分の身を自分で守れるようにする。 (教育指導課)			

3	避難訓練の実施	各学校において、様々な想定に基づいた避難訓練を毎月1回実施し、児童・生徒が避難経路や避難方法を確実に学べるようにするとともに、自分や他者の安全を守ろうとする態度を育成した。	A
	各学校において、様々な想定に基づいた避難訓練を毎月1回実施し、児童・生徒が避難経路や避難方法を確実に学べるようにするとともに、自分や他者の安全を守ろうとする態度を育む。 (教育指導課)		
4	保護者・地域との連携による安全確保体制の確立	大規模災害等の発生時を想定した引き渡し訓練を実施し、非常時の対応について、保護者と連携を図った安全確保体制の構築に努めた。	A
	大規模災害等の発生時に、保護者・地域との連携により、児童・生徒の安全確保ができる体制を確立する。 (教育指導課)		
5	セーフティ教室の開催	各学校で年に1回、東大和警察署等と連携したセーフティ教室を実施し、交通事故防止やSNSの利用に関連した危険やトラブルを未然に防止するための安全指導を行った。	A
	児童・生徒が、交通事故や不審者、SNSなどを利用した犯罪、薬物乱用など、様々な危険に巻き込まれないよう、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、セーフティ教室を開催する。また、交通事故防止の意識を高めるため、主に中学生向けにスケアード・ストレイト教育技法による交通安全教室を開催する。 (教育指導課)		
6	小学生による地域安全マップの作成	小学校6校で都が作成した「地域安全マップづくり作成指導マニュアル」に基づき、地域安全マップを作成した。	A
	児童が生活安全・災害安全・交通安全の様々な視点から、危険な場所・安全な場所を自分で判断し、危険を回避するための力を身に付けられるようにするため、市内全小学校において、地域安全マップを作成する。 (教育指導課)		
7	スクールガード・リーダーによる学校安全巡回指導	令和5年度から始まった、東大和警察署との連携によるスクールサポーターの学校安全の巡回指導を令和7年度も引き続き実施し、安全に関する学校の取組への助言等を行った。	A
	児童・生徒を犯罪から守るため、スクールガード・リーダーが学校・通学路等の巡回、学校や児童・生徒、PTA及び地域の学校安全ボランティアへの指導、安全		

	に関する学校の取組への助言等を行う。 (教育総務課)		
8	交通安全教室・自転車安全教室の実施 東大和警察署との連携により、市内全小学校において、交通安全教室や自転車安全教室を実施し、交通安全への意識を高めさせるとともに、自転車運転免許証を発行して、交通ルールを遵守する指導の徹底を図る。 (教育指導課)	各学校で年に1回、東大和警察署等と連携したセーフティ教室を実施し、交通事故防止やSNSの利用に関連した危険やトラブルを未然に防止するための安全指導を行った。	A
総合評価※			
A		A : 一次(内部)評価におけるS及びAの割合が5割以上	
		B : 一次(内部)評価におけるBの割合が5割以上	
		C : 一次(内部)評価におけるCの割合が5割以上	
今後の方針			
	拡充	No.1 : 児童・生徒が健康で安全な生活を送れるようにするため正しい知識を身に付けられるようにする。 No.2 : 各学校において、安全指導計画を作成するとともに、月1回実施する安全指導日等を通して、様々な想により生活安全・災害安全・交通安全の3領域について計画的に指導し、児童・生徒が自分の身を自分で守れるようにする。	
○	現状維持	No.3 : 各学校において、様々な想定に基づいた避難訓練を毎月1回実施し、児童・生徒が避難経路や避難方法を確実に学べるようにするとともに、自分や他者の安全を守ろうとする態度を育む。 No.4 : 大規模災害等の発生時に、保護者・地域との連携により、児童・生徒の安全確保ができる体制を確立する。	
	縮小・見直し	No.5 : 児童・生徒が、交通事故や不審者、SNSなどを利用しての犯罪、薬物乱用など、様々な危険に巻き込まれないよう、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、セーフティ教室を開催します。また、交通事故防止の意識を高めるため、主に中学生向けにスクエアード・ストレイト教育技法による交通安全教室を開催する。 No.6 : 児童が生活安全・災害安全・交通安全の様々な視点から、危険な場所・安全な場所を自分で判断し、危	

	廃止・休止	険を回避するための力を身に付けられるようにするため、市内全小学校において、地域安全マップを作成する。 No.7：引き続き、スクールサポーターによる学校安全巡回指導を実施する。 No.8：東大和警察署との連携により、市内全小学校において、交通安全教室や自転車安全教室を実施し、交通安全への意識を高めさせるとともに、自転車運転免許証を発行して、交通ルールを遵守する指導の徹底を図る。
--	--------------	--

主 管 課		教育指導課 指導係		
具 体 的 施 策	番 号	G I G A スクール構想の推進		
	1 0			
予 算 額 (決算額)	令和 6 年度		令和 7 年度	令和 8 年度（当初）
	0 千円 (0 千円)		0 千円 (0 千円)	0 千円
趣旨・概要	・ 文部科学省が提唱する「G I G A スクール構想」の実現のために整備した、1 人 1 台端末や高速大容量の通信ネットワークを最大限に活用し、多様な子供たち一人一人に個別最適化された学びを提供し、資質・能力を一層確実に育成できる環境整備と、効果的な学習指導に努める。 ・ 1 人 1 台端末の活用に当たっては、日常の学習活動や生活の中で活用していくとともに、教員に対する研修を行ったり、学校間での情報共有を行ったりするなど、効果的な活用に努める。 ・ 学習指導要領において、プログラミング教育を推進することは、「コンピュータを理解し上手に活用していく力を身に付けることは、あらゆる活動においてコンピュータ等を活用することが求められる子供たちにとって極めて重要」とされていることから、1 人 1 台端末に整備されたアプリケーションを活用することはもとより、様々な教科等で指導するなど、プログラミング教育を充実を図る。 ・ 情報モラル及び情報リテラシー教育の徹底により、インターネットなどの正しい利用方法の指導を行うとともに、インターネット活用に関連する多種多様な危険や犯罪に巻き込まれないよう、情報教育を充実を図る。			
一次（内部）評価				
NO	事業名		取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評価
	事業概要			
1	小・中学校コンピュータ等の活用の推進		各校において、1 人 1 台端末の授業における様々な場面での活用や、持ち帰っての課題への取り組みを通じて、児童・生徒の情報活用能力を育成してきた。	A
	急速に進展する情報化社会において、コンピュータ等を利用した学習を通じ、児童・生徒に情報活用の基本的ルールを習得させるとともに、主体的に情報を収集・選択し、活用する能力を身に付けさせる。 (教育指導課)			
2	プログラミング教育の充実		各小学校において作成したプログラミング教育年間指導計画に基づき、各教科において1 人 1 台端末を活用する等して、物事を順序立てて論理的に考える力の育成を図った。	A
	1 人 1 台端末によるソフトの活用や、プログラミング教材を用いるとともに、様々な教科においてプログラミング的思考を育む。 (教育指導課)			

3	情報モラル及び情報リテラシー教育の充実	各学校においてSNS東京ノート等を活用し情報モラルを含む情報活用能力の育成を図った。	A
	コンピュータや図書館を利用した学習を通して、児童・生徒の情報活用能力を育成するとともに、情報モラル及び情報リテラシーについての指導を推進する。 (教育指導課)		
総合評価※			
A		A：一次（内部）評価におけるS及びAの割合が5割以上	
		B：一次（内部）評価におけるBの割合が5割以上	
		C：一次（内部）評価におけるCの割合が5割以上	
今後の方針			
	拡充	≪説明≫ No.1：引き続き、1人1台端末を利用した学習を通じ、児童・生徒に情報活用の基本的ルールを習得させるとともに、主体的に情報を収集・選択し、活用する能力を身に付けさせる。 No.2：一人1台端末によるソフトの活用や、プログラミング教材を用いるとともに、様々な教科においてプログラミング的思考を育む。 No.3：引き続き、児童・生徒の情報活用能力を育成するとともに、情報モラル及び情報リテラシーについて、SNS東京ノート等を活用し情報モラルを含む情報活用能力の育成を図る。	
○	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

主 管 課		教育指導課 指導係		
具体的施策	番号	国際理解教育の推進		
	1 1			
予 算 額 (決算額)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度（当初）	
	43,499 千円 (37,402 千円)	44,453 千円 (40,566 千円)	44,814 千円	
趣旨・概要	・ 外国の言語や文化について理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するため、中学校における A L T（外国語指導助手）などの活用を一層の推進を図る。 ・ 外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、話すことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を育成する外国語活動の充実を図る。 ・ 小学校においては、学習指導要領の趣旨を踏まえ、「武蔵村山市立小学校英語活動モデルカリキュラム」に基づいた指導や、A L T や英語活動支援員などを活用し、コミュニケーション能力の素地を養う指導の充実を図る。 ・ 帰国子女や外国籍の児童については、日本社会の生活に速やかに適応できるよう、日本語指導及び生活指導の充実を図る。 ・ 児童・生徒が様々な国の人々や文化に触れることができるように、国際姉妹校との連携による交流活動や、民間団体の国際交流活動との連携に努める。			
一次（内部）評価				
NO	事業名	取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等		評価
	事業概要			
1	A L T（外国語指導助手）の派遣・配置	A L T は、各中学校に 1 名ずつ、計 5 名を配置している。 中学校においては、英語科教員の助手としてティーム・ティーチングを通してコミュニケーション能力の向上を図っている。 小学校においては、週 1 ～ 2 日の派遣の中で、主に外国語活動の助手、さらには国際理解教育の促進に寄与している。		A
	外国語（英語）教育及び外国語活動（英語活動）の充実を図るとともに、国際理解教育を一層推進するため、「語学指導等を行う外国青年招致事業（J E T プログラム）」により、各小・中学校に A L T（外国語指導助手）を派遣・配置する。（教育指導課）			
2	小学校英語活動支援員の配置	令和 7 年度は英語活動支援員を各小学校に計 7 名を配置している。 児童が積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を補助し、英語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養っている。		A
	小学校における外国語活動（英語活動）を通して、コミュニケーションへの興味・関心を高め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するため、各小学校に英語活動支援員を配置する。			

	(教育指導課)		
3	帰国子女等指導助手の配置	小中一貫校村山学園に設置されている日本語学級に、帰国子女等指導助手を配置し、担任の助手として、帰国子女等に日本語を習得させるための指導・助言を行うとともに、日本の正しい生活習慣を身に付けさせるための指導・助言を行った。	A
	帰国子女や外国籍の児童が、学校生活に適應できるよう、小中一貫校村山学園小学部の「日本語学級」に、帰国子女等指導助手を配置し、日本語指導等を行う。 (教育指導課)		
4	国際姉妹校・国際交流活動との連携	第九小学校とトーマス・ジェファソン小学校が国際姉妹校としてつながりを有している。また、雷塚小学校が台湾の小学校とのオンラインでの国際交流を実施した。	A
	国際姉妹校との連携による交流活動や、民間団体の国際交流活動との連携を通して、児童・生徒が様々な国の人々や文化に触れることができるようする。 (教育指導課)		
総合評価※			
A		A：一次（内部）評価におけるS及びAの割合が5割以上	
		B：一次（内部）評価におけるBの割合が5割以上	
		C：一次（内部）評価におけるCの割合が5割以上	
今後の方針			
	拡充	《説明》 No.1：引き続き、ALTの派遣・配置を実施し、全小・中学校において、児童・生徒への個に応じたきめ細やかな外国語指導を通して、学習意欲の向上や学力の向上を図るためのチーム・ティーチング等による指導を充実させていく。 No.2：令和2年度から、小学校外国語科及び外国語活動の全面実施を開始した。全小学校において、児童への個に応じたきめ細やかな英語指導を通して、学習意欲の向上や学力の向上を図るためにチーム・ティーチング等による指導を充実させていく。 No.3：引き続き、帰国子女等指導助手の配置を実施し、帰国子女等への個に応じたきめ細やかな日本語指導等を通して、社会生活に速やかに適應するための指導を充実させていく。 No.4：引き続き、第九小学校とマクドナルドインターナショナルスクールとの交流・ホームステイ等の実施をはじめ、各校における国際交流活動による連携に努める。	
○	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

主 管 課		教育指導課 指導係		
具体的施策	番号	日本の伝統・文化教育の充実		
	1 2			
予 算 額 (決算額)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度（当初）	
	0 千円 (0 千円)	0 千円 (0 千円)	0 千円	
趣旨・概要	・ 国際社会で活躍する日本人の育成を図るため、児童・生徒の発達の段階を踏まえ、各教科等を通じて、日本の伝統や文化、東京都や本市の歴史と風土について学ぶ機会の充実を図る。 ・ 我が国や郷土を愛し、伝統や文化を継承・発展させようとするとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を育む教育を推進する。 ・ 体験活動を通し、日本の伝統や文化及び地域の歴史と風土について学ぶ機会の充実を図り、伝統や文化を継承する態度を育む。 ・ 郷土の特色を教材化した授業づくりを推進し、郷土武蔵村山市を愛する心や、伝統や文化を継承しようとする態度を育む。			
一次（内部）評価				
NO	事業名	取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評価	
	事業概要			
1	各教科等における日本の伝統・文化教育の推進	社会科等を中心に教育活動全体を通じて、我が国の歴史や文化を学ぶとともに、特別の教科道徳や特別活動等の学習を通じて、文化を継承しようとする気持ちを醸成してきた。	A	
	教育基本法、学校教育法、学習指導要領等の趣旨を踏まえ、各教科等において、日本の伝統・文化教育を推進し、児童・生徒が我が国の歴史や文化を継承していこうとする気持ちをもてるようにする。 (教育指導課)			
2	体験活動を通じた日本の伝統・文化教育の推進	餅つき、菊づくり、絵手紙づくり、箏（そう）演奏などの体験活動を通し、日本の伝統や文化及び地域の歴史と風土について学ぶ機会の充実を図り、伝統や文化を継承する態度を育んできた。	A	
	餅つき、相撲、菊づくり、絵手紙づくり、箏（そう）演奏などの体験活動を通し、日本の伝統や文化及び地域の歴史と風土について学ぶ機会の充実を図り、伝統や文化を継承する態度を育む教育を推進する。 (教育指導課)			
3	地域との連携による伝統・文化教育の推進	小学校において村山大島紬作り体験や茶摘み体験を実施する等、郷土の特色を教材化した授業づくりを推進し、伝統や文化を継承しようとする態度を育んできた。	A	
	地域の人材との連携により、村山大島紬やお茶、蚕、うどんなど、郷土の特色を教材化した授業づくりを推			

	進し、郷土武蔵村山市を愛する心や、伝統や文化を継承しようとする態度を育む。 (教育指導課)	
総合評価※		
A	A：一次（内部）評価におけるS及びAの割合が5割以上	
	B：一次（内部）評価におけるBの割合が5割以上	
	C：一次（内部）評価におけるCの割合が5割以上	
今後の方針		
	拡充	≪説明≫ No.1：各教科等において、日本の伝統・文化教育を推進し、児童・生徒が我が国の歴史や文化を継承していこうとする気持ちを持てるようにする。 No.2：餅つき、絵手紙づくり、箏（そう）演奏などの体験活動を通し、日本の伝統や文化及び地域の歴史と風土について学ぶ機会の充実を図り、伝統や文化を継承する態度を育む教育を推進する。 No.3：郷土の特色を教材化した授業づくりを推進し、郷土武蔵村山市を愛する心や、伝統や文化を継承しようとする態度を育む。
○	現状維持	
	縮小・見直し	
	廃止・休止	

主 管 課		教育指導課 指導係		
具 体 的 施 策	番 号	キャリア教育の充実		
	1 3			
予 算 額 (決算額)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度（当初）	
	3,521 千円 (2,875 千円)	3,521 千円 (2,902 千円)	3,739 千円	
趣旨・概要	・ 小中一貫教育の視点を踏まえ、児童・生徒が自らの生き方を考え、自らのキャリア形成のために必要な様々な基礎的・汎用的能力を育成するため、「キャリア教育全体計画」に基づき、地域や企業と連携した計画的・組織的なキャリア教育・進路指導を推進する。 ・ 中学校では職場体験を引き続き実施し、働くことの意義について生徒の理解を深める。 ・ 教育活動に地域の人材を活用し、地域に根差した教育や、世代間交流を促進する。 ・ 小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫された個人評価ツール「キャリア・パスポート」を活用し、児童・生徒が主体的に学びに向かう力を育み、自己実現を図っていくことができるよう取り組む。 ・ 学校が「キャリア・パスポート」を効果的に活用し、キャリア教育の充実を図るために、進路指導主任会等において、好事例の紹介をするとともに、校内推進体制の把握に努め、工夫・改善のための指導を行う。			
一 次（内部）評価				
NO	事業名	取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評価	
	事業概要			
1	キャリア教育全体計画の作成と各教科等におけるキャリア教育の推進	各校においてキャリア教育に関わる全体計画に基づき、人間関係形成力やキャリアプランニング能力等の基礎的・汎用的能力の育成に努め、望ましい勤労観を育んできた。	A	
	各学校において「キャリア教育全体計画」に基づき、計画的にキャリア教育を推進し、児童・生徒が将来への夢をもてるようにするとともに、望ましい勤労観を育む。 (教育指導課)			
2	中学校での職場体験活動の実施	令和 7 年度は市内全中学校の第 2 学年において、3 日程度の職場体験を実施した。受入先については、学区域の店舗だけでなく、市の公共施設やイオンモールなどにも依頼をしている。	A	
	市内全中学校において、2 年生による職場体験活動を行い、働くことの意義や勤労観・職業観を育むとともに、主体的に進路を選択できる能力や態度を育成す			

	る。 （教育指導課）		
3	教育ボランティアの活用	全小・中学校に教育ボランティアを派遣し、授業等を含めた様々な場面において活用した。令和7年度は、市内全小・中学校に延べ2,418日の教育ボランティアを派遣した。授業等において個に応じた指導を充実させ、児童・生徒の基礎的・基本的な知識・技能の定着が図られた。	A
	教育活動に地域の人材を活用し、地域に根差した教育や、世代間交流を促進し、児童・生徒が自らの生き方を考えられる機会を確保する。 （教育指導課）		
4	キャリア・パスポートの活用	各校において特別活動や総合的な学習の時間を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりしながら成長を自己評価できるように活動の記録等をキャリア・パスポートに保管した。	A
	行事等で体験したことや、将来に向けて自らが考えたことなどを、「キャリア・パスポート」に保管し、振り返ることができるようにする。進学時には、次の校種へ確実に引き継ぎ、キャリア形成を推進する。 （教育指導課）		
総合評価※			
A		A：一次（内部）評価におけるS及びAの割合が5割以上	
		B：一次（内部）評価におけるBの割合が5割以上	
		C：一次（内部）評価におけるCの割合が5割以上	
今後の方針			
	拡充	≪説明≫ No.1：各学校において「キャリア教育全体計画」に基づき、計画的にキャリア教育を推進し、児童・生徒が将来への夢をもてるようにするとともに、望ましい勤労観を育む。 No.2：市内全中学校において、2年生による職場体験活動を行い、働くことの意義や勤労観・職業観を育むとともに、主体的に進路を選択できる能力や態度を育成する。 No.3：地域人材等を活用し、個に応じた指導を一層充実させ、児童・生徒の基礎的・基本的な知識・技能の定着及びそれらを活用した思考力・判断力・表現力の育成を図る。 No.4：行事等で体験したことや、将来に向けて自らが考えたことなどを、「キャリア・パスポート」に保管し、振り返ることができるようにする。進学時には、次の校種へ確実に引き継ぎ、キャリア形成を推進する。	
○	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

主 管 課		教育指導課 教育支援係	
具 体 的 施 策	番 号	特別支援教育の充実	
	1 4		
予 算 額 (決算額)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度（当初）
	59,216 千円 (35,169 千円)	61,807 千円 (36,264 千円)	58,628 千円
趣旨・概要	・ 特別な教育支援や発達支援が必要な児童・生徒一人一人に適切な支援を行うため、第五次特別支援教育推進計画に基づき、市立学校の特別支援教育の一層の推進を図る。		
一次（内部）評価			
NO	事業名	取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評価
	事業概要		
1	第五次特別支援教育推進計画の推進	令和 7 年 4 月 1 日に第十小学校に開設した。	A
	重点事業である西部地区小学校知的障害及び自閉症・情緒障害特別支援学級を令和 7 年 4 月に開設する。 (教育指導課)		
2	介助員・特別支援教育支援員の配置	介助員 1 4 名、特別支援教育支援員 9 名を配置した。 また、年度当初に専門家による研修会を実施し、介助員・支援員の役割等基礎的な内容から特別支援教育について理解促進に努めた。	A
	特別な支援を必要とする障害のある児童・生徒を支援するため、必要に応じて配置する。 (教育指導課)		
3	巡回相談員の配置	令和 7 年度の巡回相談件数は 3 4 件であった。巡回相談を実施した児童・生徒等については、特別支援教育専門委員会において報告し、当該児童・生徒の特性や指導上の留意点等についての意見交換を通じ、共通理解を深め、指導内容の充実を図っている。 市教委が指定する学校同士の巡回相談を実施。学校からの派遣依頼が増加し巡回相談員を派遣して行動観察・指導助言を実施した。	A
	各学校からの要請に応じ、巡回相談員が小・中学校を巡回し、児童・生徒一人一人のニーズを把握し、必要とする支援の内容・方法などについて、担任やコーディネーター、保護者等に適切な助言を行う。 (教育指導課)		
4	特別支援教育研修の充実	発達障害に対する理解と支援を推進するため、「特別支援教育講演会」を、都立羽村特別支援学校及び東大和市教育委員会と連携し開催した。	A
	特別支援教育研修会を実施し、各校の特別支援教育コーディネーターを中心に、各校の実態に応じた研修会を計画的に実施する。 (教育指導課)		

5	就学支援シートの作成・活用	令和4年度より就学支援シートの記入方法を記述式のみならず、チェック式との併用方式に変更し、チェック項目を就学時に簡易に比較できる項目とした。 令和6年度に施行した電子申請は継続せず、教育委員会経由で学校へ送致していたものを、保護者が学校へ直接提出する方式に改めた。	B
	保育所・幼稚園等の様子を小学校等に引継ぎ、学校生活を豊かで適切なものとしてくため、活用を推進する。 (教育指導課)		
6	学校生活支援シート・個別指導計画の作成・活用	①「学校生活支援シート」を作成して、個別の教育支援を行っている児童・生徒数(特別支援学級・通級指導学級・特別支援教室) 作成率 100.0% ②通常の学級に在籍している小・中学生のうち、「個別指導計画」を作成して、個別の指導や支援を行っている児童・生徒の割合 作成率 5.69%	A
	障害のある児童・生徒一人一人のニーズを把握し、学齢期において一貫して的確な支援を行うため、学校生活支援シートを作成するとともに、それに基づいた個別指導計画を作成・活用する。また、続く学年、学校に引き継ぎ、適切な支援を行う。 (教育指導課)		
7	交流及び共同学習の推進	障害の有無に関わらず、共に支え合って生きようとする態度を育むため、交流及び共同学習を推進した。	A
	特別支援学級に在籍する児童・生徒と、通常の学級に在籍する児童・生徒との交流及び共同学習を推進し、障害の有無に関わらず、共に支え合って生きようとする態度を育む。 (教育指導課)		
8	個別学習室における個別指導の推進	個別学習室や図書室といった施設も活用しつつ、対象の児童へ社会性や人との関わり方を身に付ける指導を行い、集団への適応を進めた。	A
	集団での指導だけでは十分に適応できない児童・生徒に対して、自校における個別学習室等で社会性や人との関わり方を身に付ける指導を行い、全ての児童・生徒の集団への適応を図る。 (教育指導課)		
9	通級指導学級における指導の充実	通級指導学級において社会性や人との関わり方を中心に指導を行い、全児童・生徒の集団への適応を図るよう取り組んだ。	A
	集団での指導だけでは十分に適応できない児童・生徒に対して、通級指導学級において社会性や人との関わり方を身に付ける指導を行うことを通して、全ての		

	児童・生徒の集団への適応を図る。 (教育指導課)		
10	地域や特別支援学級との交流の推進 学校・地域行事等の様々な相互交流を通して、地域との連携の充実を図る。 (教育指導課)	校外学習をはじめとする様々な機会の活用により、地域との連携の充実を図った。	A
総合評価※			
A		A : 一次(内部)評価におけるS及びAの割合が5割以上	
		B : 一次(内部)評価におけるBの割合が5割以上	
		C : 一次(内部)評価におけるCの割合が5割以上	
今後の方針			
	拡充	≪説明≫ No. 1 : 令和7年4月1日から第十小学校特別支援学級を開設した。今後、現場の実態に即した整備・充実化を進める検討を行う。 No. 5 : 令和6年度試行した電子申請が負担軽減につながらない部分があり、提出方法を入学先の学校へ直接提出する方法に変更した。 上記2項目以外についても、規模の拡大の有無に関わらず、充実化を目指す。	
○	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

主 管 課		教育指導課 教育支援係		
具 体 的 施 策	番 号	不登校への対応・適応指導の充実		
	1 5			
予 算 額 (決算額)	令和 6 年度		令和 7 年度	令和 8 年度（当初）
	22,047 千円 (16,132 千円)		18,793 千円 (16,410 千円)	35,988 千円
趣旨・概要	・ 児童・生徒及び保護者の悩みや課題にきめ細かく対応していくため、適応指導教室や教育相談室の充実化を図り、教育相談室、スクールカウンセラー、福祉及び医療機関等の関係機関と連携しながら、児童・生徒の状況や地域の実情に合った柔軟な取組を実現し、学校のみでの対応が困難な事例等に対応する。			
一 次（内部）評価				
NO	事業名 事業概要		取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評価
1	適応指導教室の充実 不登校や不登校傾向にある児童・生徒の学校復帰支援に向けて、一人一人の課題にきめ細かく対応するため、適応指導教室の充実を図る。 (教育指導課)		適応指導教室に通室する児童・生徒の多様な課題に対応した指導や支援を行うため、学習指導、室外学習及び相談対応等を通じ、学校復帰及び社会的自立に向けた支援を行った。 また、適応指導教室機能強化補助事業を実施し、適応指導教室にも通室していない児童・生徒の家庭に学習・登校支援員を派遣し、通室や登校に向け、状況に応じた教育環境の整備に当たった。	A
2	スクールカウンセラーの配置 不登校やいじめ、暴力等の問題を未然に防止するとともに、学校生活や友人関係などに関する心理的相談を通して、学校への適応を図るため、スクールカウンセラーを配置する。 (教育指導課)		不登校やいじめ、暴力等の問題を未然に防止、改善及び解決並びに学校内の教育相談体制等の充実を図ることを目的として全校へスクールカウンセラーを配置している。	A
3	スクールソーシャルワーカーの派遣 学校だけでは解決が困難な事例等に対して、社会福祉等の専門的な知識・技術を生かして児童・生徒や保護者の相談に応じて、他の関係機関との連携を推進するためにスクールソーシャルワーカーを学校に派遣し、問題の解決を図る。 (教育指導課)		いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、問題を抱える児童・生徒に支援を行うスクールソーシャルワーカーが学校を巡回し、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童・生徒が置かれた様々な環境に働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、学校だけでは対応が困難な事例などに対応した。 巡回学校数 小学校 9校 中学校 5校	A

4	「不登校カルテ」の作成と情報連携	「不登校カルテ」に基づく情報連携を図ることにより、児童・生徒の学校復帰を支援した。	A
	不登校等の児童・生徒一人一人に対する適切な支援を実現するため、各学校において「不登校カルテ」を作成し、学校と教育委員会との情報連携により、学校復帰支援を図る。 (教育指導課)		
総合評価※			
A		A：一次（内部）評価におけるS及びAの割合が5割以上	
		B：一次（内部）評価におけるBの割合が5割以上	
		C：一次（内部）評価におけるCの割合が5割以上	
今後の方針			
	拡充	≪説明≫ 令和6年度からNo.3のスクールソーシャルワーカーを4名に増員し、巡回型で運用しており、適応指導教室に通室する児童・生徒の支援及びスクールソーシャルワーカーの派遣を活用し、不登校児童・生徒への支援を強化する。	
○	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

主 管 課		教育指導課 教育支援係		
具 体 的 施 策	番 号	学校における教育相談体制の整備		
	1 6			
予 算 額 (決算額)	令和 6 年度		令和 7 年度	令和 8 年度（当初）
	66,951 千円 (48,819 千円)		65,344 千円 (51,775 千円)	31,053 千円
趣旨・概要	・ 不登校児童・生徒等への対応を図るため、教育相談研修を実施するとともに、全ての教職員による校内教育相談体制を整備し、組織的教育相談体制を確立する。また、教育相談室に専任相談員を配置し、集団への不適応や人間関係の悩み等についての相談体制を充実するとともに、障害のある児童・生徒の就学相談を行う。			
一次（内部）評価				
NO	事業名		取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評価
	事業概要			
1	教育相談体制の充実		教育相談室に教育特別相談員及び就学相談員を配置し、集団への適応や人間関係の悩み等についての相談体制を充実するとともに、障害のある児童・生徒の就学相談等を行った。	A
	教育相談室に教育特別相談員及び就学相談員を配置し、集団への不適応や人間関係の悩み等についての相談体制を充実するとともに、障害のある児童・生徒の就学相談等を行う。 (教育指導課)			
2	学校教育相談体制の確立		学校の管理職が参加する連絡会等の機会において、教育相談に係る情報共有を図ることにより、各校における組織的な教育相談体制の確立を図り、児童・生徒・保護者への対応にあたった。	A
	全ての教員が、児童・生徒や保護者に対して教育相談を行うことができるよう、各学校において、組織的な教育相談体制を確立する。 (教育指導課)			
3	教育相談研修会の実施		教育相談研修会を実施することにより、教員の教育相談に関わる知識・技能を高めた。	A
	教員の教育相談に関する知識・技能を高め、児童・生徒とより良い人間関係を構築できるようにするとともに、児童・生徒や保護者の心理的相談に対応できるようにするため、教育相談研修会を実施する。 (教育指導課)			
総合評価※				
A	A：一次（内部）評価における S 及び A の割合が 5 割以上			
	B：一次（内部）評価における B の割合が 5 割以上			
	C：一次（内部）評価における C の割合が 5 割以上			

今後の方針		
	拡充	≪説明≫ 引き続き、学校における教育相談体制の充実につなげるため、教育相談体制の充実を図り、教育相談研修を実施していく。
○	現状維持	
	縮小・見直し	
	廃止・休止	

主 管 課	教育指導課 指導係		
具 体 的 施 策	番 号	「学校 2020 レガシー」の構築に向けた取組の推進	
	17		
予 算 額 (決算額)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度 (当初)
	0 千円 (0 千円)	0 千円 (0 千円)	0 千円
趣旨・概要	・ 各学校が展開してきたオリンピック・パラリンピック教育において、5つの資質(「ボランティアマインド」、「障害者理解」、「スポーツ志向」、「日本人としての自覚と誇り」、「豊かな国際感覚」)の育成と関連付けて発展させてきた活動又はこれを契機に新たに取り組を始めた活動の中から、学校経営方針、教育目標、児童・生徒の実態等に鑑み、学校の特色としてこれからも継続させる活動を今後は「学校 2020 レガシー」として展開します。		
一 次 (内 部) 評 価			
NO	事業名	取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評価
	事業概要		
1	「学校 2020 レガシー」の構築に向けた取組 オリンピック・パラリンピック教育で取り組んできた活動の中でこれからも継続させていく活動を「学校 2020 レガシー」として展開する。 (教育指導課)	オリンピック・パラリンピック教育で重点的に育成してきたボランティアマインド、障害者理解、豊かな国際感覚等の資質を育成するため、これまで培ってきたネットワークや家庭・地域との連携を生かした体験活動を実施した。	B
総 合 評 価 ※			
B		A : 一 次 (内 部) 評 価 に お け る S 及 び A の 割 合 が 5 割 以 上	
		B : 一 次 (内 部) 評 価 に お け る B の 割 合 が 5 割 以 上	
		C : 一 次 (内 部) 評 価 に お け る C の 割 合 が 5 割 以 上	
今 後 の 方 針			
	拡 充	≪ 説 明 ≫ No.1 : オリンピック・パラリンピック教育で取り組んできた活動の中でこれからも継続させていく活動を「学校 2020 レガシー」として展開する。	
○	現 状 維 持		
	縮 小 ・ 見 直 し		
	廃 止 ・ 休 止		

主 管 課		文化振興課 生涯学習係	
具体的施策	番号	新・放課後子ども総合プラン事業の推進	
	2 1		
予 算 額 (決算額)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度（当初）
	51,817 千円 (43,920 千円)	53,306 千円 (46,663 千円)	56,544 千円
趣旨・概要	- 国の「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえ、「学童クラブ」や「放課後子供教室」の拡充と連携により、子供たちが放課後等を安全・安心に過ごし、学習や遊びなど多様な体験・活動を行うことができる環境づくりを進める。 - 児童が放課後も適切な遊びや安全な居場所を確保できるよう、学校、家庭及び地域と連携しながら、学校の余裕教室などを活用し、「放課後子供教室」を運営する。		
一次（内部）評価			
NO	事業名	取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評価
	事業概要		
1	放課後子供教室の充実	令和 4 年度から小学校全校で放課後子供教室を実施。放課後に児童が安心・安全に過ごせる居場所を提供。 年間、約 1 8 4 日実施し、1,185 名の児童が利用した。	A
	小学校の余裕教室等を活用して、放課後の子供たちの安全で安心な居場所を確保するとともに、多様な学習の充実、地域住民との交流活動等の取組を推進する。 (文化振興課)		
2	一体型の学童クラブ及び放課後子供教室の運営	同じ校内・敷地内にある学童クラブは併用利用が可能となっており、放課後の子供たちの居場所を確保している。 各放課後子供教室で年に 1 度イベントを開催し、その際に学童クラブ児童にも参加してもらった。	A
	学童クラブの児童と放課後子供教室の児童が同じ活動場所で同一のプログラムに参加できるよう、一体型の学童クラブ及び放課後子供教室の運営に努める。 (文化振興課)		
総合評価※			
A		A：一次（内部）評価における S 及び A の割合が 5 割以上	
		B：一次（内部）評価における B の割合が 5 割以上	
		C：一次（内部）評価における C の割合が 5 割以上	
今後の方針			
	拡充	≪説明≫ 児童の居場所の確保ができていることから、継続し安定した運営を図る。	
○	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

主 管 課		文化振興課 生涯学習係・教育指導課 指導係		
具体的施策	番号	家庭教育の支援		
	2 2			
予 算 額 (決算額)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度（当初）	
	184 千円 (54 千円)	184 千円 (26 千円)	184 千円	
趣旨・概要	・ 家庭の教育力を高めるため、家庭教育に関する講座を開催する。 ・ 「レッツ・チャレンジ」などの啓発パンフレットなどを用いて、家庭教育の重要性を常に発信し、子供たちが、家庭において基本的な学習習慣、生活習慣などを身に付けることができるよう、家庭教育を支援する。			
一 次（内部）評価				
NO	事業名	取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評価	
	事業概要			
1	家庭教育講座の実施	幅広い世代を対象に、基本的な生活習慣や生活能力、社会的マナーなどの知識、技術の習得を図る。 令和 7 年度においては、①「暮らしに役立つマネー講座」②「親子で星空観察会」③「障がい児・者への発達支援」を実施し、合計で 37 名の参加者があった。	A	
	家庭の教育力を高めるため、家庭教育に関する講座を開催します。広い世代を対象に、基本的な生活習慣や生活能力、社会的マナーなどの知識、技術の習得を図る。 （文化振興課）			
2	家庭教育の啓発資料の配布	「家庭における 5 つの実践」については、武蔵村山市第二次教育振興基本計画より内容に盛り込み、市全体で取り組むべき内容として全ての教職員に周知するとともに、転入教職員研修会においても配布した。また、保護者会等で活用し、各家庭の啓発を図るための説明をした。	A	
	家庭教育を支援するため、「レッツ・チャレンジ」等の啓発パンフレットなどを基に、各校で作成した啓発資料を各家庭に配布する。 （教育指導課）			
総合評価※				
A		A：一次（内部）評価における S 及び A の割合が 5 割以上		
		B：一次（内部）評価における B の割合が 5 割以上		
		C：一次（内部）評価における C の割合が 5 割以上		
今後の方針				
	拡充	《 説明 》 No. 1：今後も、適切な講座を選択し、継続した運営を図る。 No. 2：「家庭における 5 つの実践」啓発パンフレットの内容を活かし、教育委員会や各校で資料を作成・配布することを通して、家庭教育の啓発を図っていく。		
○	現状維持			
	縮小・見直し			
	廃止・休止			

主 管 課	教育指導課 指導係		
具 体 的 施 策	番 号	カリキュラム・マネジメントの推進	
	2 3		
予 算 額 (決算額)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度 (当初)
	0 千円 (0 千円)	0 千円 (0 千円)	0 千円
趣旨・概要	・ 学校教育全体や各教科等における指導を通して育成を目指す 資質・能力を踏まえつつ、学校の教育目標や目指す子供像などを、 家庭・地域と共有しながら、教育活動の質の向上を目指す。		
一 次 (内 部) 評 価			
NO	事業名	取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評価
	事業概要		
1	カリキュラム・マネジメントの推進	各校において教育課程の編成、実施、評価改善を計画的かつ組織的に進め教育の質を高め学校の特色を生かしたカリキュラムの編成に努めた。	A
	学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら、組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上を図る。 (教育指導課)		
総 合 評 価 ※			
A		A : 一 次 (内 部) 評 価 に お け る S 及 び A の 割 合 が 5 割 以 上	
		B : 一 次 (内 部) 評 価 に お け る B の 割 合 が 5 割 以 上	
		C : 一 次 (内 部) 評 価 に お け る C の 割 合 が 5 割 以 上	
今 後 の 方 針			
	拡 充	≪ 説 明 ≫ No.1 : 教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら、組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上を図る。	
○	現 状 維 持		
	縮 小 ・ 見 直 し		
	廃 止 ・ 休 止		

主 管 課		教育総務課 教育政策係・教育指導課 指導係		
具体的施策	番号	児童・生徒の安全確保		
	2 4			
予 算 額 (決算額)	令和 6 年度		令和 7 年度	令和 8 年度（当初）
	11,493 千円 (10,642 千円)		10,835 千円 (8,791 千円)	10,801 千円
趣旨・概要	・ 頻発する交通事故や犯罪による被害、新型コロナウイルス感染症の拡大、自然災害への脅威など、子供たちの周りには危険が多くあることから、家庭、地域ボランティア及び関係機関と連携し、児童・生徒の安全確保に努めることが重要。 ・ 地域の住民等の協力によって行う子ども安全ボランティアをサポートするなど、登下校時等における安全見守りを徹底する。 ・ 防犯対策として、防犯パトロールによる巡回や子供の見守り活動を補完する防犯カメラを運用し、児童・生徒の安全を確保する。 ・ 児童・生徒が安全にかつ安心して学校生活を送ることができるよう、学校施設の安全点検を徹底する。 ・ 大規模災害等の発生時に、保護者・地域との連携により、児童・生徒の安全確保ができる体制を確立する。 ・ 児童・生徒が、交通事故や不審者、SNSなどを利用した犯罪、薬物乱用など、様々な危険に巻き込まれないよう、セーフティ教室を開催する。 ・ 児童・生徒の安全確保のため、昼間在宅していることが多い家庭、商店等を子ども110番ハウスとして登録し、登下校時等の緊急時における避難場所として確保する。			
一次（内部）評価				
NO	事業名	取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等		評価
	事業概要			
1	登下校時の安全見守りの推進	登下校時に小学校の通学路上に立ち、児童に対する交通安全指導を行うことで、児童の交通安全を確保することができた。 配置箇所 14箇所		A
	学童交通擁護員を交差点等の危険箇所に配置し、児童の交通擁護を行う。 (教育総務課)			
2	子ども安全ボランティア活動の推進	登下校時の見守り活動を通して、児童の安全を確保することができた。 また、子ども安全ボランティアの募集チラシを作成し、事業の周知を図った。 子ども安全ボランティア登録者数 171人		A
	子ども安全ボランティアを募集し、子ども安全ボランティアをする方に対し横断旗や帽子等を貸与する。 (教育総務課)			
3	防犯パトロールの推進	週3回、小学校の通学路、公園等を青色防犯パトロールカーで巡回パトロールにあたった。 (防災安全課の対応)		A
	青色防犯パトロールカーで学校周辺のパトロールを行う。 (教育総務課)			

4	小学校通学路防犯カメラの設置	地域の見守り活動を補完し、犯罪、交通事故等の起こりにくい安心・安全な地域づくりを促進した。 また、防犯カメラを運用し児童・生徒の安全を確保した。	A
	地域の見守り活動を補完する目的で防犯カメラを設置する。 （教育総務課）		
5	学校施設の安全点検の徹底	東大和警察署と連携し、スクールサポーターによる学校施設の巡回指導を実施した。	A
	スクールサポーターによる学校施設の巡回指導を行う。 （教育総務課）		
6	保護者・地域との連携による安全確保体制の確立	大規模災害等の発生時を想定した引き渡し訓練を実施し、非常時の対応について、保護者と連携を図った安全確保体制の構築に努めた。	A
	大規模災害等の発生時に、保護者・地域との連携により、児童・生徒の安全確保ができる体制を確立する。 （教育指導課）		
7	セーフティ教室の開催	各学校で年に1回、東大和警察署等と連携したセーフティ教室を実施し、交通事故防止やSNSの利用に関連した危険やトラブルを未然に防止するための安全指導を行った。	A
	児童・生徒が、交通事故や不審者、SNSなどを利用した犯罪、薬物乱用など、様々な危険に巻き込まれないよう、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、セーフティ教室を開催する。また、交通事故防止の意識を高めるため、主に中学生向けにスケアード・ストレイト教育技法による交通安全教室を開催する。 （教育指導課）		
8	子ども110番ハウス事業の充実	通学路周辺の民家や店舗などが緊急避難所となり、避難してきた児童を保護し、警察へ通報する協力拠点となった。	A
	「子ども110番ハウス」のポスターや「パトロール中」の用紙をPTAに配布する。 （教育総務課）		
総合評価※			
A	A：一次（内部）評価におけるS及びAの割合が5割以上		
	B：一次（内部）評価におけるBの割合が5割以上		
	C：一次（内部）評価におけるCの割合が5割以上		

今後の方針		
	拡充	≪説明≫ No.1：危険箇所に学童交通擁護員を配置し、児童の交通擁護を行う。 No.2：子ども安全ボランティアの募集チラシを活用し、市報等で事業を周知する。 No.3：防災安全課と協力を図り、青色防犯パトロールカーによる巡回パトロールを実施する。 No.4：防犯カメラを設置し、地域の見守り活動を補完する。 No.5：東大和警察署と連携し、スクールサポーターによる学校施設の巡回指導を実施する。 No.6：大規模災害等の発生時に、保護者・地域との連携により、児童・生徒の安全確保ができる体制を確立する。 No.7：児童・生徒が、交通事故や不審者、SNSなどを利用しての犯罪、薬物乱用など、様々な危険に巻き込まれないよう、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、セーフティ教室を開催します。また、交通事故防止の意識を高めるため、主に中学生向けにスケアード・ストレイト教育技法による交通安全教室を開催する。 No.8：子ども110番ハウスのポスターを配布し、緊急避難所となる協力拠点を確保する。
○	現状維持	
	縮小・見直し	
	廃止・休止	

主 管 課		教育指導課 指導係		
具体的施策	番号	小中一貫教育・小中連携教育の推進		
	2 5			
予 算 額 (決算額)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度（当初）	
	0 千円 (0 千円)	0 千円 (0 千円)	0 千円	
趣旨・概要	- 本市では、「施設一体型」、「施設隣接型」、「施設分離型」の3つの型の小中一貫教育を推進し、本市の子供を自立した一人の人間にすることを目的に「知的能力」、「対人関係力」、「自己制御力」の3つを柱とした「人間力」の育成を目指す。 - 小中一貫教育検証委員会による検証結果では、小中一貫教育の成果については、「児童・生徒の主体性の伸長」、「他者意識、相手を思いやる気持ちの醸成」、「生活指導上の課題の減少」、「キャリア教育の充実」、「児童・生徒の不安の軽減」、「小・中学校教員の連携・信頼関係の構築」などが挙げられ、課題については、「小中一貫教育の広報と市民の理解」、「小中一貫教育の立地条件等による限界」、「学力の向上」などが挙げられる。 - 今後も育成に当たっては、「確かな学力の定着」、「豊かな心の育成」、「志をもって取り組む態度の育成」、「中1ギャップ支援」、「教師力の向上」の5つのプロジェクトの下、中学校区ごとに取組を推進する。 - 各中学校区で研究してきた小中一貫教育の取組を計画的に実施し、児童・生徒へのきめ細やかな支援と本市の地域特性に適した小中一貫教育・小中連携教育を推進する。 - 小中一貫教育・小中連携教育推進の象徴ともいえる、「小中一貫教育の日」では、校区ごとに実態に即したテーマを設定し、小・中学校の教員が、「目指す児童・生徒像」の実現に向けた研究や研修を積み重ね、児童・生徒の人間力育成の確実な実現に努める。 - 市民、保護者等に小中一貫教育について理解を深めてもらうため、その内容について周知、啓発を図る。 - 校種間の円滑な接続を図るため、幼稚園、保育所、小学校及び中学校の連携を推進する。			
一 次（内 部） 評 価				
NO	事業名	取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評 価	
	事業概要			
1	各中学校区における小中一貫教育・小中連携教育の推進	各中学校区において小中一貫教育カリキュラムを基に研究を進めてきた。各校の校内研究授業を公開しあったり、合同の協議会を設けたりして、中学校区で目指す児童・生徒像を共有して、各校の教育課程を編成した。	A	
	各中学校区で研究してきた小中一貫教育の取組を計画的に実施し、小中一貫教育・小中連携教育を推進する。 (教育指導課)			

2	「小中一貫教育の日」の実施	「小中一貫教育の日」を設定し、各校区で授業を公開し合い、授業の計画・展開・評価の在り方等について協議できるようにするとともに、小中一貫教育の充実を図ります。	A
	毎年１０月に「小中一貫教育の日」を設定し、各校区で授業を公開し合い、授業の計画・展開・評価の在り方等について協議できるようにするとともに、小中一貫教育の充実を図る。 （教育指導課）		
3	市民・保護者等に対する小中一貫教育の周知・啓発	「村山学園 手づくりの小中一貫教育」（平成 24 年 1 月）、「小中一貫校村山学園検証委員会報告書」（平成 25 年 6 月）、「小中一貫教育検証委員会報告書」（令和 2 年 3 月）等をおして、検証された成果と課題を踏まえ、各中学校区で教育活動を推進するとともに、その取組をホームページ、X（旧ツイッター）、配布物等で発信してきた。	B
	市民、保護者等に小中一貫教育について理解を深めてもらうため、その内容について周知、啓発を図る。 （教育指導課）		
4	幼保小中連携の推進	年度末等に幼稚園等から小学校、小学校から中学校への円滑な接続を図ることを目的とした情報交換、教員の交流等を行い、幼児・児童・生徒の実態や指導の在り方について連携を図り、小学校・中学校での学習や生活への適応課題に正対して取り組んだ。	A
	幼稚園、保育所、小学校及び中学校の交流、情報の交換、教員の交流等を通じて幼児・児童・生徒の実態や指導の在り方について連携を図り、小学校・中学校での学習や生活への適応の課題を解決する。 （教育指導課）		
総合評価※			
A		A：一次（内部）評価における S 及び A の割合が 5 割以上	
		B：一次（内部）評価における B の割合が 5 割以上	
		C：一次（内部）評価における C の割合が 5 割以上	
今後の方針			
	拡充	≪説明≫ No.1：小中一貫教育の日を設定し、各中学校区での合同研究を継続していく。学校区ごとに共通理解事項をまとめて、教育課程の編成に生かしていく。	
○	現状維持	No.2：毎年１０月に「小中一貫教育の日」を設定し、各校区で授業を公開し合い、授業の計画・展開・評価の在り方等について協議できるようにするとともに、	

	縮小・見直し	小中一貫教育の充実を図る。 No.3:「施設一体型」、「施設隣接型」、「施設分離型」を基本にした小中一貫教育が、将来においても通用するような指導体制や人的体制を整備するとともに、市民意識の醸成と向上を図っていきたい。 No.4:幼稚園、保育所、小学校及び中学校の交流、情報の交換、教員の交流等を通じて幼児・児童・生徒の実態や指導の在り方について連携を図り、小学校・中学校での学習や生活への適応の課題を解決する。
	廃止・休止	

主 管 課		教育指導課 指導係	
具体的施策	番号	一 校 一 研 究 の 推 進	
	2 6		
予 算 額 (決算額)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度（当初）
	27,089 千円 (22,474 千円)	15,787 千円 (14,942 千円)	15,570 千円
趣旨・概要	・ 子供たちが、授業や全ての教育活動の中で、学びの意義を理解し、学びの楽しさを実感できるようにするとともに、教職員の質の向上及び学校全体の質の向上を目指すため、国、東京都又は市などの指定校、推進校又は奨励校等の指定を受け、校内研究を通して特色ある学校づくりを一層推進する。		
一次（内部）評価			
NO	事業名	取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評価
	事業概要		
1	校内研究の推進	全ての小・中学校において、文部科学省・東京都教育委員会・武蔵村山市教育委員会等の指定・奨励等を複数受け、特色ある学校づくりに向けた充実した校内研究に取り組んできた。人権教育の推進、食育、言語能力の向上、情報機器活用等、各学校における教育課題の解決に向けた取組を充実させ、各学校での研究発表会又は教育研究発表会において、全ての小・中学校における取組を市内全校に向けて発信をし、その成果を還元している。 児童・生徒に主体的に学ぶ意欲や確かな学力を身に付けさせるとともに、豊かな心、健やかな体を武蔵村山市全体で育む取組となっている。	A
	文部科学省、東京都教育委員会、武蔵村山市教育委員会等の指定校・推進校・奨励校等による校内研究を支援し、特色ある学校づくりを一層推進する。 （教育指導課）		
総合評価※			
A	A：一次（内部）評価における S 及び A の割合が 5 割以上		
	B：一次（内部）評価における B の割合が 5 割以上		
	C：一次（内部）評価における C の割合が 5 割以上		
今後の方針			
	拡充	《説明》 NO.1：引き続き、文部科学省・東京都教育委員会・武蔵村山市教育委員会等の指定校・推進校・奨励校等による校内研究を支援し、特色ある学校づくりを推進する。	
○	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

主 管 課		教育指導課 指導係	
具体的施策	番号	部活動等の充実	
	27		
予算額 (決算額)	令和6年度	令和7年度	令和8年度（当初）
	17,833千円 (14,845千円)	17,123千円 (12,857千円)	17,240千円
趣旨・概要	・ 中学校の部活動を充実させるため、生徒の部活動加入を促進するとともに、中学校部活動に地域の方を外部指導員として派遣し、部活動の活性化を図る。 ・ 運動部部活動のうち、中学校1校につき1団体に専門性の高い外部指導員を派遣し、技術面や戦術面の支援を行い、部活動の活性化及び強化を図るとともに、教員の異動によって部活動の継続性が損なわれないよう調整に努める。 ・ 全国・関東大会出場時の交通費・宿泊費の補助を行うなど、保護者の負担を軽減する。		
一次（内部）評価			
NO	事業名	取組状況及び具体成果等	評価
	事業概要		
1	中学校における生徒の部活動加入の促進	生徒一人一人の特性を生かして部活動に加入できるよう市内中学校5校で計60以上の部活動を運営してきた。 活動を通じて一つのことを諦めずに継続して行うことや、仲間と協力して成し遂げることの喜びを体験できるような部活動運営に努めてきた。	A
	各中学校において、生徒一人一人の特性を生かして部活動に加入できるようにするとともに、一つのことを諦めずに継続して行うことや、仲間と協力して成し遂げることの喜びを体験できるようにする。 (教育指導課)		
2	部活動外部指導員の派遣	全中学校に令和7年度は51名の部活動外部指導員を派遣し、部活動の一層の活性化を図った。	A
	中学校に部活動外部指導員を派遣し、部活動の一層の活性化を図る。 (教育指導課)		
3	部活動支援事業の実施	全中学校に部活動外部指導員を派遣し、部活動の活動内容に応じた技能面や戦術面の支援を行い、部活動の強化を図ることができた。	A
	市内全中学校の運動部部活動のうち、1校につき1団体に外部指導員を派遣し、技能面や戦術面の支援を行い、部活動の強化を図ることを目的に実施する。 (教育指導課)		
4	全国・関東大会出場時の支援	令和7年度においては、実績なしであったが、当該事業は、宿泊を伴うケースでは負担額も大きくなるため、この取組みにより保護者の負担軽減を図ることができている。	A
	全国・関東大会出場時の交通費・宿泊費等の補助を行い、保護者の負担を軽減す		

	る。 (教育指導課)		
総合評価※			
A	A : 一次(内部)評価におけるS及びAの割合が5割以上		
	B : 一次(内部)評価におけるBの割合が5割以上		
	C : 一次(内部)評価におけるCの割合が5割以上		
今後の方針			
	拡充	≪説明≫ No.1 : 各中学校において、生徒一人一人の特性を生かして部活動に加入できるようにするとともに、一つのことを諦めずに継続して行うことや、仲間と協力して成し遂げることの喜びを体験できるようにする。 No.2 : 引き続き全中学校へ、幅広く部活動の支援員を配置し、部活動の更なる活性化を図る。 No.3 : 引き続き全中学校へ、部活動の活動内容に応じた技能面や戦術面の支援を行い、部活動の強化を図る。 No.4 : 保護者の負担軽減を図ることを通じて、部活動の更なる活性化を図る。	
○	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

主 管 課		教育指導課 指導係		
具体的施策	番号	教職員研修・研究の充実		
	2 8			
予 算 額 (決算額)	令和 6 年度		令和 7 年度	令和 8 年度（当初）
	0 千円 (0 千円)		0 千円 (0 千円)	0 千円
趣旨・概要		・ 教職員の質の向上を図るため、夏季休業期間中を中心に校長、副校長、主幹教諭、主任教諭、教諭等、職層に応じた教職員研修を実施する。 ・ 校内全体で実施する授業研究を一層充実させ、教員同士の学び合いの場を設定し、授業力の向上を図る。 ・ 教職員の能力開発や指導力の向上のため、各種教職員研修の実施教職員が相互に授業実践について協議できるよう、各中学校区で授業実践を行う「小中一貫教育の日」を設定するとともに、東京都や関係機関と連携しながら、教職員の職層に応じた研修・研究の充実を図る。 ・ 小・中学校の各教育研究会において、指導・助言を行うとともに、講師を紹介するなどして、教員の教科等への専門性の向上を図る。		
一次（内部）評価				
NO	事業名		取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評価
	事業概要			
1	指導力向上に向けた各種教職員研修の実施		令和 7 年度は職層に応じた 1 1 の研修会を設定し、教職員の指導力の向上を図ってきた。	A
	教職員の質の向上を図るため、年間を通して校長、副校長、主幹教諭、主任教諭、教諭等、職層に応じた教職員研修を実施する。また、若手教員育成研修等を計画的に実施し、教職員の指導力向上を図る。 (教育指導課)			
2	校内研修の推進		各校の実態に応じた教育課題を解決するための研究活動を行い、研究を通じて授業力の向上を図ってきた。	A
	校内全体で実施する授業研究を一層充実させ、教員同士の学び合いの場を設定し、授業力の向上を図る。 (教育指導課)			
3	「小中一貫教育の日」の実施		「小中一貫教育の日」を設定し、各校区で授業を公開し合い、授業の計画・展開・評価の在り方等について協議できるようにするとともに、小中一貫教育の充実を図る。	A
	毎年 1 0 月に「小中一貫教育の日」を設定し、各校区で授業を公開し合い、授業の計画・展開・評価の在り方等について協議できるようにするとともに、小中一貫			

	教育の充実を図る。 （教育指導課）		
4	小中学校教育研究会への支援の充実	高い専門性を有する学識経験者や指導主事を講師に招聘し、教育研究会の充実に資する取組を行ってきた。	A
	小・中学校の各教育研究会において、指導・助言を行うとともに、講師を紹介するなどして、教員の教科等への専門性の向上を図る。 （教育指導課）		
総合評価※			
A		A：一次（内部）評価におけるS及びAの割合が5割以上	
		B：一次（内部）評価におけるBの割合が5割以上	
		C：一次（内部）評価におけるCの割合が5割以上	
今後の方針			
	拡充	≪説明≫ No.1：教職員の質の向上を図るため、年間を通して校長、副校長、主幹教諭、主任教諭、教諭等、職層に応じた教職員研修を実施する。また、若手教員育成研修等を計画的に実施し、教職員の指導力向上を図る。 No.2：引き続き教員同士の学び合いの場を設けた上、研究を通じた授業力の向上を図る。 No.3：毎年10月に「小中一貫教育の日」を設定し、各校區で授業を公開し合い、授業の計画・展開・評価の在り方等について協議できるようにするとともに、小中一貫教育の充実を図る。 No.4：小・中学校の各教育研究会において、指導・助言を行うとともに、講師を紹介するなどして、教員の教科等への専門性の向上を図る。	
○	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

主 管 課		教育指導課 指導係	
具体的施策	番号	授業改善の推進	
	2 9		
予 算 額 (決算額)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度（当初）
	0 千円 (0 千円)	0 千円 (0 千円)	0 千円
趣旨・概要	・ 毎年度、学校ごとに策定する「授業改善推進プラン」に基づき、子供たちに分かりやすい授業づくりと授業規律の確立を目指す。 ・ 東京都教育委員会における特別訪問など、教科ごとに専門性の高い講師を招き、授業改善についての具体的な指導を受ける機会を設定する。		
一次（内部）評価			
NO	事業名	取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評価
	事業概要		
1	授業改善推進プランの作成・活用 国、東京都、本市の学力調査の結果及び児童・生徒の実態等に基づき、各学校において「授業改善推進プラン」を作成し、授業の質的向上を図るとともに、児童・生徒一人一人の学力向上を目指す。 (教育指導課)	授業改善推進プランについては児童・生徒の日頃の学習状況から見取り作成を行い、各学校のホームページで公開した。個々の教員が授業改善推進プランを作成することを通して、児童・生徒の実態を踏まえた日々の授業改善及び個に応じた指導の充実が図られた。	A
総合評価※			
A		A：一次（内部）評価における S 及び A の割合が 5 割以上	
		B：一次（内部）評価における B の割合が 5 割以上	
		C：一次（内部）評価における C の割合が 5 割以上	
今後の方針			
	拡充	≪説明≫ No.1：引き続き諸学力調査の結果分析を通して把握した各学年の実態を踏まえ、授業改善推進プランを作成・活用することで、一人一人の児童・生徒に応じた指導の充実を図っていく。	
○	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

主 管 課		教育総務課 教育政策係、教育指導課 指導係・教職員係		
具体的施策	番号	教員の「働き方改革」の推進		
	3 0			
予 算 額 (決算額)	令和 6 年度		令和 7 年度	令和 8 年度（当初）
	80,600 千円 (76,320 千円)		110,877 千円 (105,427 千円)	112,322 千円
趣旨・概要		・ 業務改善やＩＣＴ化の推進、学校を支える人員体制の確保などの多様な取組を複合的に実施するなど、教員の負担軽減を図ることや、教員の長時間労働の改善に努め、教育の質の向上を図る。		
一次（内部）評価				
NO	事業名		取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評価
	事業概要			
1	校務支援システムの活用		令和 6 年 9 月に導入したクラウド版統合型校務支援システムの更なる活用に向けて、令和 7 年度は教育情報セキュリティポリシーを策定した。また、学校外での利用について検証を進め、研修や出張時に学校外での教職員用端末の利用を可能とし、更なる校務の効率化を図った。	A
	全校に導入している校務支援システムを活用し、校務の効率化を積極的に推進し、児童・生徒と向き合う時間、教材作成の時間等を生み出すため、適切な運用を図る。 (教育総務課)			
2	教員の「働き方改革」の推進		スクール・サポート・スタッフ、副校長補佐、エデュケーション・アシスタント（補助教員）など会計年度任用職員を配置し、学校を支える人員の確保に努めた。	A
	教員の在校時間や校務の状況を適宜把握し、その改善を図りながら、教員の「働き方改革」を推進する。 (教育指導課)			
総合評価※				
A		A：一次（内部）評価における S 及び A の割合が 5 割以上		
		B：一次（内部）評価における B の割合が 5 割以上		
		C：一次（内部）評価における C の割合が 5 割以上		
今後の方針				
○	拡 充	≪ 説明 ≫ No.1：校務支援システムの活用による更なる校務の効率化方法を模索・検討することで、教員の「働き方改革」の推進に寄与していく。 No.2：特別非常勤講師（スクール・サポート・スタッフ等）を任用することで教員の負担軽減及び教育の質的向上を図っていく。		
	現 状 維 持			
	縮 小 ・ 見 直 し			
	廃 止 ・ 休 止			

主 管 課		文化振興課 生涯学習係		
具体的施策	番号	生涯学習の推進		
	4 1			
予 算 額 (決算額)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度（当初）	
	3,828 千円 (3,780 千円)	3,828 千円 (3,815 千円)	3,828 千円	
趣旨・概要	・ 市民が培った知識や技術等を地域社会にいかすための場の検討を行い、多様な人材の発掘、指導者の育成を図る。 ・ 学習・施設ボランティアの育成や地域づくりリーダーを確保するとともに、学校教育等を支援する広域的な人材活用のネットワーク化を進める。また、青少年リーダーの養成とともに、青少年リーダーの能力を地域づくりに生かす仕組みを検討する。			
一次（内部）評価				
NO	事業名	取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等		評価
	事業概要			
1	第五次生涯学習推進計画の推進	社会教育関係団体補助金 3,020,000 円 郷土芸能連絡協議会交付金 252,000 円 第 5 6 回市民文化祭（10 月 26 日～11 月 16 日の土・日・祝日）を開催。参加者 約 5,315 人		A
	第五次生涯学習推進計画を踏まえ、市民の生涯学習を支援する。 (文化振興課)			
2	指導者の育成と人材の活用	第 2 8 回生涯学習フェスティバル 日時：令和 7 年 1 1 月 2 日（日） 午前 1 0 時～午後 3 時 場所：武蔵村山市役所市民駐車場 武蔵村山市民会館 参加者数：約 8 0 0 人 参加団体：1 4 団体		A
	生涯学習の一層の推進を図るため、指導者及びボランティアの育成と活用を図る。 (文化振興課)			
3	青少年リーダーの育成	令和 7 年度実績 「ツリークライミング」 全 2 回 1 8 名		A
	小学校 1 年生から中学校 3 年生までを対象に、青少年教室を通じてリーダーシップ、グループワークなどの大切さを学習する場の提供を行う。 (文化振興課)			
総合評価※				
A	A：一次（内部）評価における S 及び A の割合が 5 割以上			
	B：一次（内部）評価における B の割合が 5 割以上			
	C：一次（内部）評価における C の割合が 5 割以上			

今後の方針		
	拡充	≪説明≫ 生涯学習の推進においては、概ね取組の成果を上げることができた。今後も引き続き事業を継続し市民の生涯学習活動や社会参加活動を支援します。
○	現状維持	
	縮小・見直し	
	廃止・休止	

主 管 課		文化振興課 生涯学習係		
具体的施策	番号	生涯学習情報の提供と学習機会の充実		
	4 2			
予 算 額 (決算額)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度（当初）	
	5,063 千円 (4,416 千円)	5,037 千円 (4,481 千円)	5,286 千円	
趣旨・概要	・ 市政に対する理解を深めることを目的に、市の職員等が出向き行う出前講座の充実を図る。 ・ 市民の生活課題や今日課題など、市民の多様な学習ニーズに応えるための講座を開催する。 ・ 自宅等から公用施設の空き状況検索や予約を行うことのできる公共施設予約システムを運用し、生涯学習活動の支援及び公共施設利用の利便性の向上を図る。			
一 次（内部）評価				
NO	事業名	取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等		評価
	事業概要			
1	出前講座の充実	講座数については、目標数とした 70 講座に達成した。 令和 6 年度開催回数 17 回 令和 7 年度開催回数 18 回		A
	市民の生涯学習活動を振興し、市政に対する理解を深めることを目的に、市の職員が出向く、出前講座を行う機会の充実を図る。 (文化振興課)			
2	生涯学習講座の充実	令和 7 年度実績 ○市民講座 ・「終活講座～人生の終い方～」 全 3 回 53 人 ・「色鮮やかなチョークアート講座」 全 1 回 6 人 ○市民企画講座 「武蔵村山の魅力を記事にして発信してみよう」 全 3 回 10 人 ○シルバー教室 ・「スマートフォン初級講座」 全 2 回 27 人 ・「スマートフォン中級講座」 全 2 回 30 人 ・「「睡眠」と「健康」の知恵袋講座」 全 1 回 16 人 ・「パズルで脳トレ」 全 1 回 11 人 ○家庭教育講座 ・「暮らしに役立つマネー講座」 全 1 回 10 人 ・「親子で星空観察会」全 1 回 20 人 ・「障がい児・者への発達支援」 全 1 回 7 人		A
	市民の生活課題や今日的課題など、市民の多様な学習ニーズに応えるための講座を開催する。 (文化振興課)			

3	生涯学習情報提供システムの整備	公共施設予約システム等を活用した生涯学習活動に関連する情報の提供については、更なる検討が必要である。 キャッシュレス決済については、利用者の支払い方法の選択肢が増えたことで徐々にではあるが増えてきており、前システムと比べると苦情や要望はほぼ無い状況である。	B
	公共施設予約システムで生涯学習関連情報や出前講座等の情報を提供するとともに、キャッシュレス決済など、利便性の向上に努める。 (文化振興課)		
総合評価※			
A		A：一次（内部）評価におけるS及びAの割合が5割以上	
		B：一次（内部）評価におけるBの割合が5割以上	
		C：一次（内部）評価におけるCの割合が5割以上	
今後の方針			
	拡充	《説明》 今後も引き続き生涯学習情報の提供と学習機会の充実及び施設利用者の利便性向上に努める。	
○	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

主 管 課		文化振興課 生涯学習係		
具体的施策	番号	生涯学習施設・設備の整備		
	4 3			
予 算 額 (決算額)	令和 6 年度		令和 7 年度	令和 8 年度（当初）
	0 千円 (0 千円)		67,192 千円 (56,570 千円)	20,403 千円
趣旨・概要	・ 音楽・芸術等文化活動に触れる機会と場所を提供するとともに、優れた芸術文化を鑑賞する機会を設け、市民の文化意識の高揚を図れるよう、市民会館の快適な利用に向けた整備を行う。 ・ 市民にとって身近な学習施設になるよう、学習等供用施設の快適な利用に向けた整備を行う。 ・ 公民館、図書館、市民会館等の生涯学習施設との機能分担のあり方等に配慮しながら、中央図書館及び中央公民館の機能を併せ持つ複合施設として、（仮称）生涯学習センターの整備を検討する。 ・ 市民会館について、指定管理者制度を継続し、モニタリングを実施することで、施設の適正な管理運営に努める。			
一次（内部）評価				
NO	事業名		取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評価
	事業概要			
1	市民会館の整備		令和 7 年度においては、老朽化した照明操作卓及び関係機器類の交換並びにこれに伴う付帯工事類、総合運動調整を行った。	A
	音楽・芸術等文化活動に触れる機会と場所を提供するとともに、優れた芸術文化を鑑賞する機会を設け、市民の文化意識の高揚を図れるよう、市民会館の快適な利用に向けた整備を行う。 （文化振興課）			
2	学習等供用施設の整備		令和 7 年度においては、大南地区学習等供用施設の変圧器の入替工事を行った。	A
	市民にとって身近な学習施設になるよう、学習等供用施設の快適な利用に向けた整備を行う。 （文化振興課）			
3	（仮称）生涯学習センター整備の検討		公民館、図書館、市民会館などこれらの生涯学習施設の機能分担等の在り方に配慮し、中央図書館及び中央公民館の機能を併せ持つ（仮称）生涯学習センターの設置に向けた公共施設等整備・再編推進作業本部会において、令和 5 年度に当該施設の基本構想の先送りが決定した。	C
	公民館、図書館、市民会館等の生涯学習施設との機能分担の在り方等に配慮しながら、中央図書館及び中央公民館の機能を併せ持つ複合施設としての「（仮称）生涯学習センター」の整備の検討を進める。 （文化振興課）			

4	市民会館の適正な管理運営	市民会館の管理運営について、令和５年度～令和９年度まで引き続き指定管理者制度を活用し、管理運営体制の効率化と計画的な維持管理に努めた。	A
	市民会館について、指定管理者制度を継続し、モニタリングを実施することで、施設の適正な管理運営に努める。 （文化振興課）		
総合評価※			
A	A：一次（内部）評価におけるＳ及びＡの割合が５割以上		
	B：一次（内部）評価におけるＢの割合が５割以上		
	C：一次（内部）評価におけるＣの割合が５割以上		
今後の方針			
	拡充	≪説明≫ 今後も引き続き学習等供用施設の快適な利用に向けた整備を行うとともに市民会館の適正な管理運営に努める。	
○	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

主 管 課		図 書 館	
具 体 的 施 策	番 号	図 書 館 運 営 の 充 実	
	4 4		
予 算 額 (決 算 額)	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度	令 和 8 年 度 (当 初)
	3,175 千 円 (2,759 千 円)	3,175 千 円 (2,167 千 円)	2,922 千 円
趣 旨 ・ 概 要	・ 「武蔵村山市第四次子供読書活動推進計画」に基づき、子供たちが自主的に読書をしようとする意欲や態度を育み、社会全体で子供の読書活動を推進することを目標としている。		
一 次 (内 部) 評 価			
NO	事 業 名	取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評 価
	事 業 概 要		
1	第四次子供読書活動推進計画の推進	自主的な子供読書活動の推進に寄与するために新着本案内、小学生向けブックリストの発行、おはなしの会の実施、学校図書館との連携により、テーマ図書の巡回展示等の取組を行った。また令和9年度からの次期「第五次子供読書活動推進計画」の策定に向けて、新たな取り組みの検討を行う。	A
	「第四次子供読書活動推進計画」に基づき、子どもたちが自主的に読書に親しみ、読書習慣が身につくよう社会全体で子供の読書活動を推進することを目的として計画したもの。 (図書館)		
2	図書館の整備	公共施設等総合管理計画の次期計画を策定する中で、既存の公共施設の最適配置や運営方法等の検討を行う。	—
	「武蔵村山市第四次生涯学習推進計画」において、市民の要望の高い、中央図書館と中央公民館の機能を併せ持つ(仮称)生涯学習センターの整備を幅広く検討することが位置づけられていることから、引き続き検討を行う。 (図書館)		
3	近隣市町と連携した図書館の相互利用の実施	平成23年度 昭島市・瑞穂町の図書館との相互利用開始 平成24年度 東大和市の図書館との相互利用開始 平成26年度 立川市の図書館との相互利用開始	A
	市民の読書活動をより一層推進するため、近隣の市町の図書館の相互利用の充実に努める。 (図書館)		
4	学校図書館との連携	学校司書連絡会等を通じて、学校図書室(館)との連携を行い、図書館交換便の有効活用を推進するなど学校利用の利便性を高めた。また、テーマ図書の巡回展示を学校と連携して行った。	A
	学校で開催している学校司書連絡会への出席等を通じて、情報交換を行う。また、団体貸出、読書相談、資料相談等の読書活動の推進に関する施策を充実する。		

	(図 書 館)		
5	電子図書の導入	令和４年１０月の開設後、令和５年７月に市内小・中学校の児童・生徒等のタブレット端末を活用した学校利用を開始した。令和８年度からは読み放題パックを導入した。	A
	電子図書館を導入する。 電子図書館を開設し、電子書籍の充実を図り市民の文化的教養の高揚に寄与する。 (図 書 館)		
総合評価※			
A	A：	一次（内部）評価におけるＳ及びＡの割合が５割以上	
	B：	一次（内部）評価におけるＢの割合が５割以上	
	C：	一次（内部）評価におけるＣの割合が５割以上	
今後の方針			
	拡充	≪説明≫ 各項目において、利用が増加するよう施策の充実を図る。 令和８年度には、昨年に引き続き、図書環境の整備やWi-Fiを導入するなど、図書館ＤＸ等を推進し、より利用しやすい環境の整備を図る。	
○	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

主 管 課		ス ポ ー ツ 振 興 課 ス ポ ー ツ 振 興 係		
具 体 的 施 策		番 号	ス ポ ー ツ の 推 進	
		4 5		
予 算 額 (決 算 額)		令 和 6 年 度	令 和 7 年 度	令 和 8 年 度 (当 初)
		27,112 千 円 (23,874 千 円)	29,007 千 円 (25,921 千 円)	30,825 千 円
趣 旨 ・ 概 要		・ 第二次スポーツ推進計画に定めるとおり、市民のスポーツライフの計画的な創出を推進する。令和7年度は、広く市民が参加できるスポーツイベントとして「歩け歩け大会」、「スポーツ都市宣言記念事業」、「駅伝競走大会」、「地区ふれあいスポレク大会」等を実施した。また、主に小学生を対象として「少年野球大会」、「少年少女サッカー大会」、「少年少女ドッジボール大会」等を開催した。		
一 次 (内 部) 評 価				
NO	事 業 名		取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評 価
	事 業 概 要			
1	第二次スポーツ推進計画の推進		第二次スポーツ推進計画に基づき、市の情勢、地域の現状や市民ニーズの把握に努め、市民の主体的なスポーツ活動を支援することを目的に、各種イベントの計画、実施に取り組んだ。	A
	第二次スポーツ推進計画に基づき、市民のスポーツを総合的かつ計画的に推進する。 (スポーツ振興課)			
2	地域スポーツの振興		スポーツ推進委員協議会や市内4地区のスポーツ協力員連絡会等と連携するため、毎月開催される定例会に出席し、各種スポーツイベントの企画・運営について支援した。	A
	地域でのスポーツ活動の充実と基盤形成のため、スポーツ推進委員やスポーツ協力員等との連携、協力を図り、地域スポーツの振興に努める。 (スポーツ振興課)			
3	総合型地域スポーツクラブの運営支援		平成25年2月に設立された「総合型地域スポーツクラブ よってかっしえクラブ」に対し、補助金を交付するとともに、事業の開催や運営等について助言を行うなど支援を行った。	B
	いつでも、どこでも、誰でも、いつまでも各自の興味・目的に応じてスポーツに親しめるようなスポーツ社会を実現するため、総合型地域スポーツクラブの運営を支援する。 (スポーツ振興課)			
総 合 評 価 ※				
A		A ： 一 次 (内 部) 評 価 に お け る S 及 び A の 割 合 が 5 割 以 上		
		B ： 一 次 (内 部) 評 価 に お け る B の 割 合 が 5 割 以 上		
		C ： 一 次 (内 部) 評 価 に お け る C の 割 合 が 5 割 以 上		

今後の方針		
	拡充	≪説明≫ 今後も引き続き、第二次スポーツ推進計画のもと、市民のスポーツを総合的かつ計画的に推進する。
○	現状維持	
	縮小・見直し	
	廃止・休止	

主 管 課		ス ポ ー ツ 振 興 課 ス ポ ー ツ 振 興 係		
具 体 的 施 策		番 号	ス ポ ー ツ 施 設 ・ 設 備 の 整 備	
		4 6		
予 算 額 (決 算 額)		令 和 6 年 度	令 和 7 年 度	令 和 8 年 度 (当 初)
		103,047 千円 (100,399 千円)	203,807 千円 (175,443 千円)	150,627 千円
趣 旨 ・ 概 要		・ 競 技 ス ポ ー ツ な どの 高 度 な ス ポ ー ツ ニーズ に 応 え る た め、 総 合 体 育 館 を 中 核 と し た 総 合 運 動 公 園 の 機 能 の 充 実 に 努 め る と と も に、 公 共 施 設 予 約 シ ス テ ム を 活 用 し、 利 用 者 の 利 便 性 の 向 上 を 図 る。 ・ 日 常 生 活 圏 で ス ポ ー ツ に 親 し め る 場 や 環 境 を 確 保 す る た め、 体 育 施 設 の 整 備 ・ 充 実 に 努 め、 地 域 ス ポ ー ツ の 振 興 を 図 る。		
一 次 (内 部) 評 価				
NO	事 業 名		取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評 価
	事 業 概 要			
1	総 合 運 動 公 園 の 整 備		高 度 な ス ポ ー ツ ニーズ に 応 え る た め、 指 定 管 理 者 と の 連 絡 調 整 を 密 に す る こ と に よ り、 総 合 体 育 館 を 中 核 と し た 総 合 運 動 公 園 の 機 能 の 充 実 に 努 め た。	B
	競 技 ス ポ ー ツ な どの 高 度 な ス ポ ー ツ ニーズ に 応 え る た め、 総 合 体 育 館 を 中 核 と し た 総 合 運 動 公 園 の 機 能 の 充 実 に 努 め る。 (ス ポ ー ツ 振 興 課)			
2	総 合 体 育 館 の 適 正 な 管 理 運 営		総 合 体 育 館 に つ い て は、 指 定 管 理 者 制 度 を 継 続 し、 指 定 管 理 者 と の 連 絡 調 整 を 密 に す る と と も に、 モ ニ タ リ ン グ を 年 2 回 実 施 す る こ と で、 施 設 の 適 正 な 管 理 運 営 に 努 め た。	A
	総 合 体 育 館 に つ い て、 指 定 管 理 者 制 度 を 継 続 し、 モ ニ タ リ ン グ を 実 施 す る こ と で、 施 設 の 適 正 な 管 理 運 営 に 努 め る。 (ス ポ ー ツ 振 興 課)			
3	体 育 施 設 の 整 備 ・ 充 実		大 南 公 園 及 び 雷 塚 公 園 の 庭 球 場 へ の 人 工 芝 敷 設 等、 各 体 育 施 設 の 整 備 ・ 充 実 に 努 め、 地 域 ス ポ ー ツ の 振 興 を 図 っ た。	A
	体 育 施 設 の 整 備 ・ 充 実 に 努 め、 地 域 ス ポ ー ツ の 振 興 を 図 る。 (ス ポ ー ツ 振 興 課)			
4	校 庭 ・ 屋 内 運 動 場 開 放 の 推 進		小 ・ 中 学 校 の 校 庭 ・ 屋 内 運 動 場 を 社 会 教 育 団 体 等 に 開 放 し、 地 域 ス ポ ー ツ の 振 興 を 図 っ た。	A
	小 ・ 中 学 校 の 校 庭 ・ 屋 内 運 動 場 を 社 会 教 育 団 体 等 に 開 放 し、 地 域 ス ポ ー ツ の 推 進 を 図 る と と も に、 小 学 校 校 庭 を 在 学 児 童 の 遊 び 場 と し て 開 放 す る。 (ス ポ ー ツ 振 興 課)			

総合評価※		
A		A：一次（内部）評価におけるS及びAの割合が5割以上
		B：一次（内部）評価におけるBの割合が5割以上
		C：一次（内部）評価におけるCの割合が5割以上
今後の方針		
	拡充	≪説明≫ 今後も、総合体育館を中核とした総合運動公園の機能の充実に努める。また、日常生活圏でスポーツに親しめる場や環境を確保するため、体育施設の整備・充実に努め、地域スポーツの振興を図る。
○	現状維持	
	縮小・見直し	
	廃止・休止	

主 管 課		文化振興課 生涯学習係		
具体的施策	番号	新・放課後子ども総合プラン事業の推進に伴う施設の有効活用		
	4 8			
予 算 額 (決算額)	令和 6 年度		令和 7 年度	令和 8 年度（当初）
	51,817 千円 (43,920 千円)		53,306 千円 (46,663 千円)	56,544 千円
趣旨・概要		・ 児童が放課後も適切な遊びや安全な居場所を確保できるよう、学校、家庭及び地域と連携しながら、学校の余裕教室などを活用し、「放課後子供教室」を運営する。 ・ 国の「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえ、「学童クラブ」や「放課後子供教室」の拡充と連携により、子供たちが放課後等を安全・安心に過ごし、学習や遊びなど多様な体験・活動を行うことができる環境づくりを進める。		
一次（内部）評価				
NO	事業名		取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評価
	事業概要			
1	放課後子供教室の充実		令和 4 年度から小学校全校で放課後子供教室を実施。放課後に児童が安心・安全に過ごせる居場所を提供。年間、約 1 8 4 日実施し、1,185 名の児童が利用した。	A
	小学校の余裕教室等を活用して、放課後の子供たちの安全で安心な居場所を確保するとともに、多様な学習の充実、地域住民との交流活動等の取組を推進する。 (文化振興課)			
2	新・放課後子ども総合プラン事業の推進に伴う施設の有効活用		同じ校内・敷地内にある学童クラブは併用利用が可能となっており、放課後の子供たちの居場所を確保している。 各放課後子供教室で年に 1 度イベントを開催し、その際に学童クラブ児童にも参加してもらった。	A
	学童クラブの児童と放課後子供教室の児童が同じ活動場所で同一のプログラムに参加できるよう、一体型の学童クラブ及び放課後子供教室の運営に努め、教育財産の有効な活用を図る。 (文化振興課)			
総合評価※				
A		A：一次（内部）評価における S 及び A の割合が 5 割以上		
		B：一次（内部）評価における B の割合が 5 割以上		
		C：一次（内部）評価における C の割合が 5 割以上		
今後の方針				
	拡充		≪説明≫ 児童の居場所の確保ができていることから、継続し安定した運営を図る。	
○	現状維持			
	縮小・見直し			
	廃止・休止			

主 管 課		ス ポ ー ツ 振 興 課 ス ポ ー ツ 振 興 係		
具 体 的 施 策	番 号	校 庭 ・ 屋 内 運 動 場 開 放 の 推 進		
	4 9			
予 算 額 (決 算 額)	令 和 6 年 度		令 和 7 年 度	令 和 8 年 度（当初）
	4,375 千 円 （4,032 千 円）		4,492 千 円 （4,076 千 円）	3,846 千 円
趣 旨 ・ 概 要	・ 地域の草の根スポーツを推進するため、学校教育に支障のない範囲で、学校体育施設を市民に広く開放することにより、教育財産の有効な活用を図る。			
一 次（内部）評 価				
NO	事 業 名		取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評 価
	事 業 概 要			
1	小学校校庭遊び場開放		年間を通じ、市内各小学校の校庭に開放管理員を配置し、放課後の遊び場として開放した。	A
	開放管理員を配置して事故防止に努めながら、在学する児童を対象に放課後の小学校の校庭を遊び場として開放する。 （スポーツ振興課）			
2	学校体育施設開放		小・中学校の校庭・屋内運動場を社会教育団体等に開放し、地域スポーツの振興を図るとともに、教育財産の有効な活用を図った。	A
	地域の草の根スポーツを推進するため、学校教育に支障のない範囲で、学校体育施設を市民に広く開放することにより、教育財産の有効な活用を図る。 （スポーツ振興課）			
総 合 評 価※				
A		A：一次（内部）評価における S 及び A の割合が 5 割以上		
		B：一次（内部）評価における B の割合が 5 割以上		
		C：一次（内部）評価における C の割合が 5 割以上		
今 後 の 方 針				
	拡 充		≪ 説 明 ≫ 地域の草の根スポーツを推進するため、学校教育に支障のない範囲で、学校体育施設を市民に広く開放することにより、教育財産の有効な活用を図る。	
○	現 状 維 持			
	縮 小 ・ 見 直 し			
	廃 止 ・ 休 止			

主 管 課	文化振興課 生涯学習係		
具体的施策	番号	生涯学習施設・設備の整備	
	5 0		
予 算 額 (決算額)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度 (当初)
	0 千円 (0 千円)	0 千円 (0 千円)	0 千円
趣旨・概要	・ 公民館、図書館、市民会館等の生涯学習施設との機能分担の在り方等に配慮しながら、中央図書館及び中央公民館の機能を併せ持つ複合施設としての「(仮称)生涯学習センター」の整備について検討を進める。		
一次 (内部) 評価			
NO	事業名	取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評価
	事業概要		
1	(仮称)生涯学習センター整備の検討	引き続き、関係各課等と調整を図りつつ、整備に向けた検討を進める。	C
	公民館、図書館、市民会館等の生涯学習施設との機能分担の在り方等に配慮しながら、中央図書館及び中央公民館の機能を併せ持つ複合施設としての「(仮称)生涯学習センター」の整備について検討を進める。 (文化振興課)		
総合評価※			
C		A : 一次 (内部) 評価における S 及び A の割合が 5 割以上	
		B : 一次 (内部) 評価における B の割合が 5 割以上	
		C : 一次 (内部) 評価における C の割合が 5 割以上	
今後の方針			
	拡充	≪ 説明 ≫ 施設整備事業として、「(仮称)生涯学習センター」の整備について基本構想の先送りが決定した。	
○	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

3 教育委員会の活動状況

(1) 教育委員会の仕組み

武蔵村山市教育委員会は、武蔵村山市長が武蔵村山市議会の同意を得て任命した教育長と4人の委員により組織される合議制の執行機関であり、その権限に属する教育に関する事務を管理執行しています。教育長の任期は3年、委員の任期は4年で、原則として毎月1回定例会を開催するほか、必要に応じて臨時会、視察等を行っています。

(2) 教育委員会の構成（令和7年度）

職 名	氏 名	備 考
教 育 長	池 谷 光 二	自 令和6年4月1日 至 令和9年3月31日
教育長職務代理者	大 野 順 布	自 令和6年1月1日 至 令和9年12月31日
教 育 委 員	杉 原 栄 子	自 令和6年10月1日 至 令和10年9月30日
教 育 委 員	潮 美 和	自 令和4年10月1日 至 令和8年9月30日
教 育 委 員	内 野 輝	自 令和7年10月1日 至 令和11年9月30日

(3) 令和7年教育委員会の開催状況

教育委員会の会議は、毎月1回の定例会（原則として第3金曜日）及び必要に応じて臨時会が開催されます。

令和7年中の開催状況及び審議された議案は、次のとおりです。

ア 開催状況

開催回数 12回（定例会12回）

イ 審議された議案

委員会名	議案番号	件名	結果
第1回 定例会 (1/17)	議案第1号	令和6年度教育予算の補正（第8号）の申出について	可決
	議案第2号	令和7年度教育予算の申出について	可決
	議案第3号	令和7年度 武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業について	可決
第2回 定例会 (2/14)	議案第4号	令和6年度武蔵村山市立小・中学校卒業証書授与式の告辞について	可決
	議案第5号	校長の任命に係る内申について	可決
	議案第6号	副校長の任命に係る内申について	可決
	議案第7号	武蔵村山市立学校の給食費に関する規則の一部を改正する規則について	可決
第3回 定例会 (3/21)	議案第8号	令和6年度教育予算の補正（第9号）の申出に係る臨時代理の承認について	承認
	議案第9号	令和7年度教育予算の補正（第1号）の申出に係る臨時代理の承認について	承認
	議案第10号	教育財産取得の申出について	可決
	議案第11号	武蔵村山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について	可決
	議案第12号	武蔵村山市立学校の指定に関する規則の一部を改正する規則について	可決
	議案第13号	武蔵村山市立学校の給食費に関する規則の一部を改正する規則について	可決
	議案第14号	武蔵村山市教育委員会施設勤務職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部を改正する規程について	可決
	議案第15号	担当部長、参事及び担当課長の設置並びにその所管事務等を定める要綱の一部を改正する要綱について	可決
	議案第16号	令和7年度武蔵村山市学校給食基本計画について	可決
	議案第17号	武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命について	可決
	議案第18号	武蔵村山市立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について	可決

委員会名	議案番号	件名	結果
第3回 定例会 (3/21)	議案第19号	令和7年度武蔵村山市立小・中学校及び小中一貫校村山学園入学式の告辞について	可決
	議案第20号	令和7年度武蔵村山市立学校教育課程の受理について	可決
	議案第21号	東京都教育委員会職員の派遣に関する協定締結に係る臨時代理の承認について	承認
	議案第22号	指導主事の任命について	可決
	議案第23号	教育センター職員の任命について	可決
第4回 定例会 (4/18)	議案第24号	武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認について	承認
	議案第25号	武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任免等に係る臨時代理の承認について	承認
	議案第26号	武蔵村山市生涯学習審議会委員の委嘱等に係る臨時代理の承認について	承認
	議案第27号	武蔵村山市防災食育センター備品整備基金条例を廃止する条例の申出について	可決
	議案第28号	武蔵村山市立学校令和8年度使用教科用図書採択要領について	可決
	議案第29号	武蔵村山市スポーツ推進委員の委嘱について	可決
第5回 定例会 (5/23)	議案第30号	令和7年度教育予算の補正（第2号）の申出に係る臨時代理の承認について	承認
	議案第31号	武蔵村山市教育委員会事務局職員の任命に係る臨時代理の承認について	承認
	議案第32号	武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任免等に係る臨時代理の承認について	承認
	議案第33号	令和7年度教育予算の補正（第3号）の申出について	可決
	議案第34号	武蔵村山市外国語指導助手の任用に関する規則の一部を改正する規則について	可決
	議案第35号	武蔵村山市立学校職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程について	可決

委員会名	議案番号	件 名	結果
第 6 回 定例会 (6/19)	議案第 36 号	武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認について	承認
	議案第 37 号	武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の解任に係る臨時代理の承認について	承認
	議案第 38 号	武蔵村山市学校給食運営委員会委員の委嘱等に係る臨時代理の承認について	承認
	議案第 39 号	武蔵村山市外国語指導助手の任用に関する規則の一部を改正する規則について	可決
第 7 回 定例会 (7/25)	議案第 40 号	武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認について	承認
	議案第 41 号	武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命に係る臨時代理の承認について	承認
	議案第 42 号	武蔵村山市立小学校特別支援学級令和 8 年度使用教科用図書の採択について	可決
第 8 回 定例会 (8/22)	議案第 43 号	令和 7 年度教育予算の補正（第 4 号）の申出について	可決
	議案第 44 号	令和 7 年度実施 令和 6 年度教育委員会事務事業点検・評価報告書について	可決
第 9 回 定例会 (9/18)	議案第 45 号	武蔵村山市教育委員会事務局職員の解任に係る臨時代理の承認について	承認
	議案第 46 号	武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命に係る臨時代理の承認について	承認
第 10 回 定例会 (10/17)	議案第 47 号	武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認について	承認
	議案第 48 号	武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任免に係る臨時代理の承認について	承認
	議案第 49 号	武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について	可決
	議案第 50 号	武蔵村山市食物アレルギー対応マニュアル（案）について	可決
第 11 回 定例会 (11/21)	議案第 51 号	令和 7 年度教育予算の補正（第 5 号）の申出について	可決
	議案第 52 号	武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命に係る臨時代理の承認について	承認
	議案第 53 号	武蔵村山市立学校の令和 8 年度入学式及び卒業証書授与式の日程について	可決

委員会名	議案番号	件名	結果
第 12 回 定例会 (12/19)	議案第 54 号	武蔵村山市立学校学校運営協議会規則の一部を改正する規則について	可決
	議案第 55 号	武蔵村山市教育委員会施設勤務職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部を改正する規程について	可決

(4) 令和7年度教育委員会の活動状況

教育委員会による令和7年4月から令和8年3月までの会議・行事等の活動状況は、次のとおりである。

年 月	会議・行事等	場 所
令和7年4月	校長会・副校長会合同会議	中部地区会館（401 大集会室）
	市立小学校及び市立中学校入学式	各学校
	東京都市教育長会	東京自治会館
	第4回教育委員会定例会	中部地区会館（401 大集会室）
	東京都市町村教育委員会連合会 令和7年度第1回常任理事会・理事会	東京自治会館
令和7年5月	第75回定期大会・研究大会（川越大会）	埼玉県川越市ウェスタ川越
	東京都市町村教育委員会連合会 第69回定期総会	東京自治会館
	第5回教育委員会定例会	中部地区会館（401 大集会室）
令和7年6月	令和7年度少年少女スポーツ大会 第55回少年野球大会開会式	総合第3運動場
	第6回教育委員会定例会	中部地区会館（401 大集会室）
	公益財団法人東京都学校給食会 令和7年定時評議員会	東京都学校給食会館
	市町村教育長・教育委員研究協議会（第1回）	オンライン配信
令和7年7月	東京都市町村教育委員会連合会 第2回研修推進委員会	東京自治会館
	姉妹都市交流事業第19回栄村駅伝大会	長野県栄村極野公民館
	東京都市教育長会	東京自治会館
	第7回教育委員会定例会	中部地区会館（401 大集会室）
	東京都市教育長会研修会	東京自治会館
令和7年8月	東京都市町村教育委員会連合会 第3回研修推進委員会	東京自治会館
	東京都市教育長会	Web会議
	第8回教育委員会定例会	中部地区会館（401 大集会室）
	東京都市町村教育委員会連合会第2回常任理事会	東京自治会館
	東京都市町村教育委員会連合会 第2回理事会及び第1回理事研修会	東京自治会館
令和7年9月	令和7年度武蔵村山市少年・古希軟式野球チーム 親善試合	総合第3運動場
	第9回教育委員会定例会	中部地区会館（401 大集会室）
令和7年10月	令和7年度武蔵村山市スポーツ都市宣言記念事業 「いきいきわくわくスポーツ教室」	総合体育館第1体育室
	東京都市教育長会	東京自治会館
	第10回教育委員会定例会	中部地区会館（401 大集会室）

年 月	会議・行事等	場 所
令和 7 年 10 月	第 2 0 回ふれあいスポレク大会	第一中学校校庭、総合運動公園運動場（第 2 運動場）、大南公園野球場、雷塚公園野球場
	教育委員定例学校訪問	第九小学校、第十小学校
令和 7 年 11 月	第 5 6 回市民文化祭 及び 第 2 8 回武蔵村山市生涯学習フェスティバル	さくらホール 2 階 エントランスホール
	令和 7 年度東京都市町村教育委員会連合会 第 3 ブロック研修会	防災食育センター
	第三中学校開校 5 0 周年記念式典	第三中学校
	第 1 7 回村山デエドラまつり 開会式及び閉会式	イオンモールむさし村山 臨時駐車場
	東京都市教育長会	東京自治会館
	令和 7 年度少年少女スポーツ大会 第 4 2 回少年少女サッカー大会	総合第 2 運動場
	第 1 1 回教育委員会定例会	中部地区会館（401 大集会室）
	第八小学校開校 5 0 周年記念式典	第八小学校
	第 1 4 回武蔵村山市小中学生百人一首大会	総合体育館 第二・第三体育室（2 階）
令和 7 年 12 月	第 5 2 回武蔵村山市民駅伝競走大会	総合体育館
	第 1 2 回教育委員会定例会	中部地区会館（401 大集会室）
	令和 7 年仕事納め式	中部地区会館（401 大集会室）
令和 8 年 1 月	令和 8 年仕事始め式	中部地区会館（401 大集会室）
	令和 8 年 2 0 歳を祝う会	さくらホール大ホール
	東京都市町村教育委員会連合会 第 3 回常任理事会及び第 2 回理事研修会	東京自治会館
	第 1 回教育委員会定例会	中部地区会館（401 大集会室）
	令和 7 年度少年少女スポーツ大会 第 2 3 回少年少女ドッジボール大会開会式	総合体育館第一体育室
令和 8 年 2 月	研究・研修成果報告会	教育センター
	七市教育長会	小平市役所
	第 2 回教育委員会定例会	中部地区会館（401 大集会室）
	東京都市教育長会	東京自治会館
	特色ある学校づくり推進校発表会	第五中学校
	東京都市町村教育委員会連合会第 2 回研修会	オンライン配信
令和 8 年 3 月	市立中学校卒業証書授与式	各学校
	市立小学校卒業証書授与式	各学校
	第 3 回教育委員会定例会	中部地区会館（401 大集会室）

資 料

- 資料 1 武蔵村山市教育委員会の教育目標
令和 7 年度武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業
- 資料 2 令和 7 年度武蔵村山市教育委員会の重点項目
- 資料 3 武蔵村山市第三次教育振興基本計画 施策体系
- 資料 4 武蔵村山市教育委員会組織一覧
- 資料 5 教育部各課（館）の事務分掌
- 資料 6 令和 7 年度一般会計予算（目的別歳出）内訳

武蔵村山市教育委員会の教育目標

武蔵村山市教育委員会は、日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり、我が国と郷土の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、以下の「教育目標」を制定する。

学校教育においては、家庭における教育の成果を基盤としながら、児童・生徒が、豊かな心を持ち、確かな学力や健やかな体力を身に付けることができるようにするために、

- 自ら学び、主体的に判断し、創造力豊かに、よりよく問題を解決しようとする子供
- 思いやりと協力を重んじ、規範意識及び公共の精神に基づき、進んで社会の形成に参画しようとする子供
- 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与しようとする子供
- 伝統と文化を尊重し、我が国と郷土を愛するとともに、国際社会の平和と発展に貢献しようとする子供

の育成を重視する。

社会教育においては、あらゆる場所における学習を通して、市民一人一人が、自己の人格を磨き、互いに支え合いながら豊かな人生を送ることができるようにするために、

- 自ら進んで、幅広い知識と教養を身に付け、豊かな情操と健やかな身体を養おうとする人間
- 個人の尊厳を重んじるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の発展に寄与しようとする人間
- 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与しようとする人間
- 伝統と文化を継承し、我が国と郷土を愛するとともに、新しい文化の創造及び世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする人間

を育成する生涯学習社会の実現を目指す。

上記の教育目標の達成に向けて、武蔵村山市教育委員会は、児童・生徒及び市民のための教育が、家庭・学校及び地域のそれぞれが責任を果たし、連携して行われることを目指して、施策の充実を図っていく。

平成23年12月 教育委員会決定

令和7年度 武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業

武蔵村山市教育委員会は、「教育目標」を達成するために、「武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱・武蔵村山市第三次教育振興基本計画（令和4年2月策定）」で定めた「基本方針」に基づき、武蔵村山市の特性を生かして、令和7年度における主要施策・主要事業を総合的に推進する。

【基本方針1 生きる力を育む教育の推進】

知識基盤社会において、いかに社会が変化しようと、子供たち一人一人が、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決することができるようにするために必要な「生きる力」を育むことが求められる。

また、これからの子供たちには、「何を学ぶか」だけでなく、「何を理解しているか、何ができるか」、「理解していること・できることをどう使うか」、「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」という三つの柱で資質・能力を育成するとともに、誰一人取り残さない持続可能な社会づくりに貢献できる人材を育成することが重要である。

そのために、家庭における教育の成果を基盤としながら、子供たちの確かな学力の定着や健やかな心と体の育成を図ることができる教育を推進する。また、思考力・判断力・表現力等を育む教育や、持続可能な開発目標（SDGs）の理念等を踏まえ、地域の課題から地球規模の諸課題まで幅広く自らの課題として考え、解決する力を育む教育を推進するとともに、個に応じたきめ細やかな指導の充実を図る。

【基本方針2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進】

我が国と郷土の未来を切り拓く子供たちのための教育が、一層効果的に行われるようにするために、学校、家庭及び地域社会が、それぞれの機能を十分に発揮して、その責任を果たすとともに、これまで以上に連携・協働体制を強化することが求められる。

そのために、コミュニティ・スクールとして開かれた学校づくりを推進するとともに、地域社会全体で子供たちを育てる仕組みの構築を図る。

【基本方針3 教育の質の向上と教育環境の整備】

保護者や地域から信頼される学校づくりを実現するために、義務教育9年間を見通した教育活動の充実を図り、教員が、自らの資質や能力を向上させるとともに、成果と課題の検証に基づき、教育活動の改善を図ることが求められる。

そのために、教員対象の研修や、校内における人材育成のための組織を確立するとともに、学校評価に基づく経営改善を推進する。

また、学校における教育活動の効果を一層高めるため、GIGAスクール構想により整備されたタブレット端末を活用して、個別の教育的ニーズや学習状況に応じた学習を充実させるとともに、施設、教育機器等の教育環境の整備を推進する。

【基本方針４ 自己実現を目指す生涯学習の推進】

人生１００年時代の到来が予測される中、あらゆる場所における学習を通して市民一人一人が、自己の人格を磨き、互いに支え合いながら豊かな人生を送ることができるようにするとともに、我が国と郷土を愛し、主体的に社会の発展に寄与しようとする気持ちや態度を育む生涯学習社会の実現が求められる。

そのために、市民が生涯を通じて、自ら学んだり、伝統や文化に触れたりすることができる多様な学習機会の充実を図るとともに、「武蔵村山市スポーツ都市宣言」の趣旨を踏まえ、スポーツとの関わりをもてる環境整備を進め、スポーツ活動の振興を図る。

【基本方針５ 教育財産の有効活用の推進】

市が保有する財産を最大限活用するという観点から、教育財産についてもその活用を推進することが求められる。

そのために、特に学校施設は、様々な用途を考え、多様な観点に立って積極的な活用を推進する。

令和7年度 武蔵村山市教育委員会の重点項目

学 校 教 育

【まちづくり学習の推進】

「武蔵村山市第五次長期総合計画」に示された将来都市像の実現に向けて、まちづくりの視点を取り入れた学習を推進し、児童・生徒が市の発展や課題について自ら学び考え、問題解決に取り組む姿勢を培うとともに、地域の教育資源を活用し、子供たちの成長と学びを支える教育活動を推進します。

【D X の推進】

G I G Aスクール構想に係る1人1台端末をはじめとしたI C T機器等を最大限活用し、効果的な学習及び利用の日常化を目指します。

クラウド活用による効果的・効率的な校務支援システムの安定稼働及び教育セキュリティポリシーに則った柔軟な運用を図り、教育データの分析・利活用や校務の効率化を積極的に推進します。

I C T支援員の活用を図り、デジタル技術の活用を含めた教職員研修を充実させることで、教育の質の向上に努めます。

【学校規模適正化の推進】

児童・生徒にとって望ましい教育環境を確保していくため、市内の人口動向や児童・生徒数の実態、学校規模等を踏まえ、学校規模の適正化を推進します。

【計画的な学校施設・設備改修の推進】

「公共施設等総合管理計画」に基づき策定された「学校施設長寿命化計画」に沿って、適正な教育環境を維持・改善するため、児童・生徒の安全に考慮しながら、学校施設・設備改修の推進に努めます。また、引き続き学校施設の照明器具をL E D化することによる省電力化を図り、脱炭素社会の実現に貢献する取組を推進します。

【安全・安心な教育環境の整備】

防災食育センターの稼働に伴い食物アレルギー対応食（除去食）の提供開始に向けた準備を進めます。また、施設見学や食育の授業等を通じて教職員、児童・生徒及び保護者の食物アレルギーに対する知識・理解を深めるとともに、運用状況の定期的な評価と改善により、安全安心な学校給食の更なる充実を目指します。

東京都の補助金を活用した学校給食費無償化を継続し、保護者の経済的負担の軽減に努めます。

【人権教育・道徳教育の推進】

いじめはどの学校でもどの子供にも起こり得るとの認識の下、「いじめ撲滅宣言」の趣旨を踏まえ、いじめを許さない、見逃さない指導を徹底させるとともに、子供たちが自分の権利について学び、思いやりの心を育み、あらゆる偏見や差別をなくすために、教育活動全体を通じて子供の権利に関する理解促進や人権教育・道徳教育を推進します。

【確かな学力の定着・体力の向上】

子供たちの基礎的・基本的な知識・技能の習得と言語能力の向上を図るための指導を充実させ、学習意欲の向上及び学習規律の確立を図り、探究的な学びを目指します。

「東京都統一体力テスト体力調査」のデジタル化により体力向上策の検証・分析・改善を効率的に進め、数値的根拠に基づく取組を推進します。

【共生社会の実現に向けた教育の推進】

児童・生徒及びその家庭が抱える様々な課題に対する教育相談体制の充実に向けて、引き続き体制整備を推進するとともに、子供たち一人一人が自分のよさや可能性を認識し、多様性を受け入れ尊重し合いながら学べる機会の確保に努めます。

「第五次特別支援教育推進計画」に基づき、特別な教育支援や発達支援が必要な子供一人一人に対し、連続性のある適切な指導と必要な支援が行われるようにするとともに、特別支援教室における指導の充実を図ります。

【小中一貫教育の推進】

義務教育9年間を通して、系統的・継続的な教育活動を全校で展開するため、目指す子供の姿を保護者・地域と共有し、コミュニティ・スクールの機能を生かした連携を一層推進し、地域とともに進める小中一貫教育の充実に努めます。

生涯学習

【生涯学習の推進】

「第五次生涯学習推進計画」に基づき、生涯学習情報の提供や学習機会の充実を図り、「いつでも」「どこでも」「だれでも」自発的に学習活動や表現活動のできる環境づくりを推進します。

また、現行計画の計画期間が令和7年度をもって満了することから次期計画を策定します。

国の「こども大綱」の内容を勘案しながら子供たちが意見を表明しやすい環境づくりや子供の主体性を育む取組を推進します。

【家庭教育の支援】

家庭は教育の根本であることから、幅広い世代を対象として、基本的な生活習慣や生活能力、社会的マナーなどの重要性についての普及啓発活動に努めるとともに、地域全体で家庭教育力の向上が支えられるよう、共に学び交流する視点から家庭教育講座を開催し、家庭教育を支援します。

【社会教育の充実】

地域住民等の協力により実施する学習支援の場である「地域未来塾」事業や、放課後に子供たちの安全で安心な居場所を確保するための「放課後子供教室」事業が、子供たちにとってよりよい「居場所」ともなるよう継続実施するとともに、「放課後児童対策パッケージ2025」に基づき、学童クラブとの連携を推進します。

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に向けた体制整備について検討し、社会教育の充実による地域の教育力の向上を目指します。

【文化財の調査、保護・活用】

市内に残る文化財の保護や調査を実施し、文化財の適正な保護・保存に努めるとともに、歴史民俗資料館及び分館収蔵資料の展示・公開等を実施し、文化財保護思想の普及啓発を促進します。

【スポーツの推進】

「スポーツ都市宣言」の理念を踏まえ、スポーツ・レクリエーション事業の拡充を図り、賑わいと活力あるまちづくりを進め、市民の健康・体力づくりの推進に努めます。

「第二次スポーツ推進計画」に基づき、スポーツ推進委員及び各地区のスポーツ協力員と連携しながら、地域の実情に応じたニーズの把握に努め、地域のスポーツの場づくりを促進します。

【図書館運営の充実】

「第四次子供読書活動推進計画」に基づき、広報活動による図書館の魅力向上及び読書活動に関する施策を充実させるとともに、電子書籍の充実や学校図書館との利用連携を進め、図書環境の充実を図ります。

武蔵村山市第三次教育振興基本計画 施策体系

基本方針	基本施策	具体的施策
1 生きる力を育む教育の推進	(1) 豊かな心を育む教育の推進	① 人権教育の推進【重点】
		② 道徳教育の充実【重点】
		③ 体験・鑑賞活動の充実
	(2) 学力向上策の推進	④ 確かな学力の定着【重点】
		⑤ 読書活動の推進と言語能力の育成
	(3) 健康な身体や体力を育む教育の推進	⑥ 体力向上策の推進【重点】
		⑦ 食育の充実
		⑧ 心と身体の健康管理の充実
	(4) 社会の変化に対応できる力を育む教育の推進	⑨ 安全教育の充実【重点】
		⑩ G I G Aスクール構想の推進【重点】
		⑪ 国際理解教育の充実【重点】
		⑫ 日本の伝統・文化教育の充実
		⑬ キャリア教育の充実
	(5) 個に応じた支援と指導の充実	⑭ 特別支援教育の充実【重点】
		⑮ 不登校への対応・適応指導の充実
		⑯ 学校における教育相談体制の整備
	(6) 「学校2020レガシー」の構築に向けた取組の推進	⑰ 「学校2020レガシー」の構築に向けた取組の推進
2 学校・家庭・地域の連携強化	(1) 開かれた学校づくりの推進	⑱ コミュニティ・スクールの充実【重点】
		⑲ 学校公開等の実施
		⑳ 広報の充実
	(2) 学校・家庭・地域の協働体制の構築	㉑ 新・放課後子ども総合プラン事業の推進
		㉒ 家庭教育の支援【重点】
		㉓ カリキュラム・マネジメントの推進
		㉔ 児童・生徒の安全確保【重点】

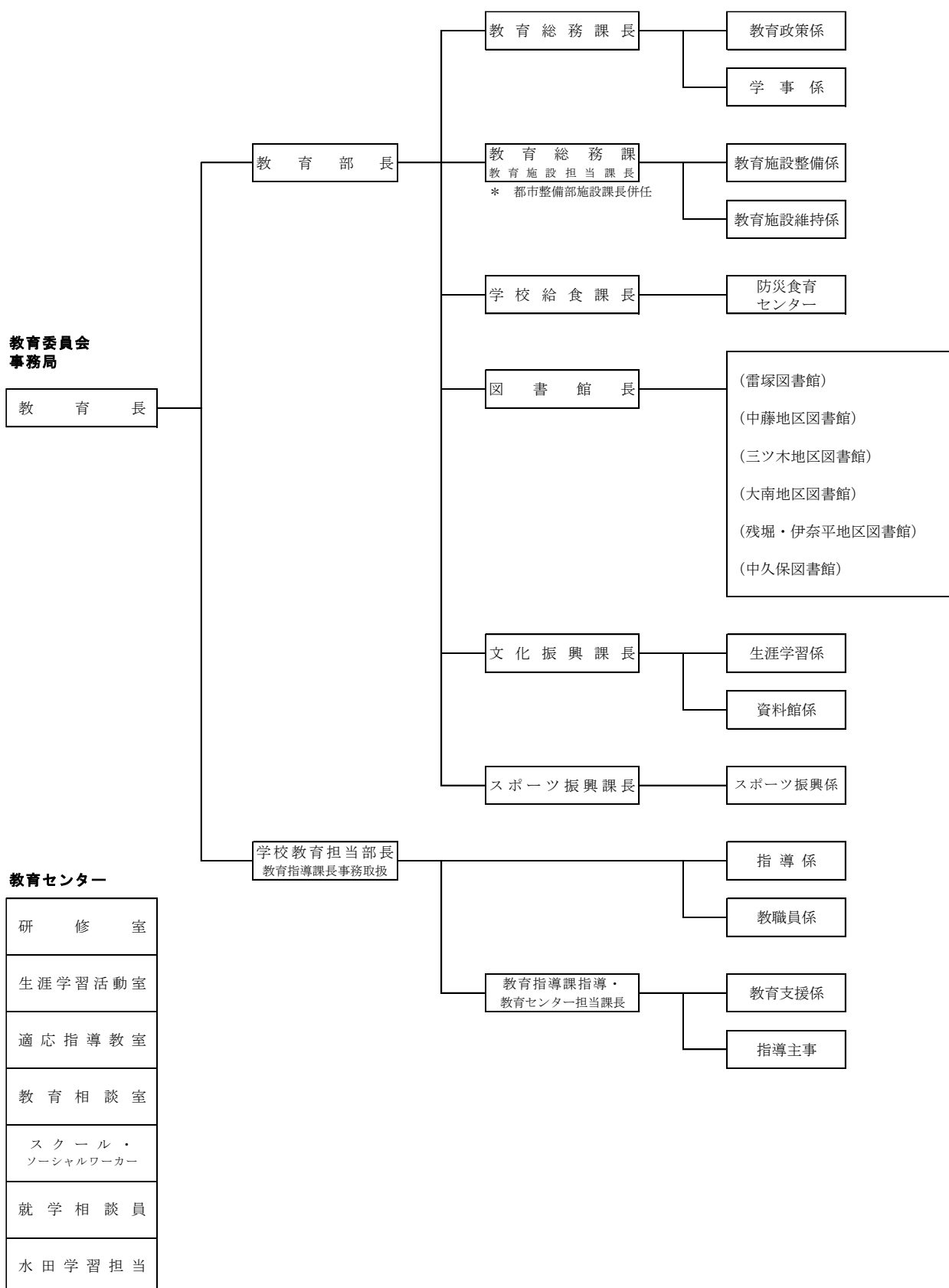
主要施策・主要事業
●人権教育の推進 ●人権教育全体計画の作成 ●ダイバーシティ教育の推進
●道徳科及び道徳授業地区公開講座の充実 ●各教科等における道徳教育の推進
●小学校での水田学習の実施 ●小学校での移動教室の実施 ●小・中学校での生産体験の実施 ●中学校での移動教室・修学旅行の実施 ●音楽鑑賞・芸術鑑賞の実施
●学力調査の実施 ●授業改善推進プランの作成・活用 ●小学校漢字検定の実施 ●中学校英語検定の実施 ●「主体的・対話的で深い学び」からの授業改善 ●地域未来塾の実施 ●個に応じた指導の実施（少人数指導・習熟度別指導・チーム・ティーチング） ●教育ボランティアの派遣 ●小学校補助教員の派遣
●読み聞かせの実践 ●学校図書館の利用促進 ●学校司書の配置と活用の推進
●東京都統一体力テストの実施・分析 ●体力向上に向けた指導法の工夫・改善
●「健やかプラン」の推進 ●（仮称）防災食育センターの整備
●定期健康診断・就学時健康診断の実施 ●保健指導の充実 ●心の健康管理の充実 ●「第三次学齢期における歯の健康づくり推進プラン」の推進
●学校における衛生管理の充実 ●学校安全計画の作成と安全指導の充実 ●避難訓練の実施 ●保護者・地域との連携による安全確保体制の確立 ●セーフティ教室の開催 ●小学生による地域安全マップの作成 ●スクールガード・リーダーによる学校安全巡回指導 ●交通安全教室・自転車安全教室の実施
●小・中学校コンピュータ等の活用の推進 ●プログラミング教育の充実 ●情報モラル及び情報リテラシー教育の充実
●ALT（外国語指導助手）の派遣・配置 ●小学校英語活動支援員の配置 ●帰国子女等指導助手の配置 ●国際姉妹校・国際交流活動との連携
●各教科等における日本の伝統・文化教育の推進 ●体験活動を通じた日本の伝統・文化教育の推進 ●地域との連携による伝統・文化教育の推進
●キャリア教育全体計画の作成と各教科等におけるキャリア教育の推進 ●中学校での職場体験活動の実施 ●教育ボランティアの活用 ●キャリア・パスポートの活用
●第五次特別支援教育推進計画の推進 ●介助員・特別支援教育支援員の配置 ●巡回相談員の配置 ●特別支援教育研修の充実 ●就学支援シートの作成・活用 ●学校生活支援シート・個別指導計画の作成・活用 ●交流及び共同学習の推進 ●個別学習室における個別指導の推進 ●通級指導学級における指導の充実 ●地域や特別支援学級との交流の推進
●適応指導教室の充実 ●スクールカウンセラーの配置 ●スクールソーシャルワーカーの派遣 ●「不登校カルテ」の作成と情報連携
●教育相談体制の充実 ●学校教育相談体制の確立 ●教育相談研修会の実施
●「学校2020レガシー」の構築に向けた取組
●コミュニティ・スクールの充実
●学校公開等の実施 ●保護者・地域への授業公開 ●道徳科及び道徳授業地区公開講座の充実【再掲】
●学校ホームページの充実 ●一斉配信メールの実施
●放課後子供教室の充実 ●一体型の学童クラブ及び放課後子供教室の運営
●家庭教育講座の実施 ●家庭教育の啓発資料の配布
●カリキュラム・マネジメントの推進
●登下校時の安全見守りの推進 ●子ども安全ボランティア活動の推進 ●防犯パトロールの推進 ●小学校通学路防犯カメラの設置 ●学校施設の安全点検の徹底 ●保護者・地域との連携による安全確保体制の確立【再掲】 ●セーフティ教室の開催【再掲】 ●子ども110番ハウス事業の充実

基本方針	基本施策	具体的施策
3 教育の質の向上と教育環境の整備	(1) 特色ある学校づくりの推進	㉔ 小中一貫教育・小中連携教育の推進【重点】
		㉕ 一校一研究の推進
		㉖ 部活動等の充実
	(2) 教職員の質の向上と教員の「働き方改革」の推進	㉗ 教職員研修・研究の充実
		㉘ 授業改善の推進【重点】
		㉙ 教員の「働き方改革」の推進【重点】
	(3) 学校経営力の充実	㉚ 人材育成の推進
		㉛ 学校評価の充実【重点】
	(4) 学校教育環境の充実	㉜ 学校施設・設備の整備【重点】
		㉝ 教育機器・教材の整備
		㉞ 学校ＩＣＴ環境の整備【重点】
		㉟ 学校規模適正化の推進【重点】
		㊱ 通学区域と中学校学校選択制の推進
		㊲ 学校給食の充実【重点】
		㊳ (仮称)防災食育センターの整備と小学校学校給食調理等業務の民間委託【重点】
		㊴ 経済的支援の実施
4 自己実現を目指す生涯学習の推進	(1) 生きがい、ふれあいを育む生涯学習の推進	㊵ 生涯学習の推進【重点】
		㊶ 生涯学習情報の提供と学習機会の充実【重点】
		㊷ 生涯学習施設・設備の整備
		㊸ 図書館運営の充実【重点】
	(2) スポーツ・レクリエーション活動の推進	㊹ スポーツの推進【重点】
		㊺ スポーツ施設・設備の整備
	(3) 郷土を愛し、理解を深める文化財の保護・活用	㊻ 文化財の調査、保護・活用【重点】
5 教育財産の有効活用の推進	教育財産の有効活用の推進	㊼ 新・放課後子ども総合プラン事業の推進に伴う施設の有効活用
		㊽ 校庭・屋内運動場開放の推進
		㊾ 生涯学習施設・設備の整備

主要施策・主要事業
●各中学校区における小中一貫教育・小中連携教育の推進 ●「小中一貫教育の日」の実施 ●市民・保護者等に対する小中一貫教育の周知・啓発 ●幼保小中連携の推進
●校内研究の推進
●中学校における生徒の部活動加入の推進 ●部活動外部指導員の派遣 ●部活動支援事業の実施 ●全国・関東大会出場時の支援
●指導力向上に向けた各種教職員研修の実施 ●校内研修の推進 ●「小中一貫教育の日」の実施【再掲】 ●小中学校教育研究会への支援の充実
●授業改善推進プランの作成・活用【再掲】
●校務支援システムの活用
●教員の「働き方改革」の推進
●〇ＪＴの推進 ●主幹教諭及び主任教諭の育成・活用 ●人事考課制度を活用した人材育成の推進
●学校経営方針の作成・推進 ●学校評価による経営改善の推進 ●学校運営協議会の活用 ●ＰＤＣＡサイクルの徹底
●学校施設長寿命化計画に基づく施設整備 ●学校施設（校舎・体育館、プール等）・設備の改修 ●校庭芝生の活用 ●災害対策用備蓄物資の備蓄
●教育機器・教材等の整備
●教育用及び児童・生徒用コンピュータの整備 ●校務用コンピュータの整備 ●校務支援システムの活用【再掲】 ●デジタル教科書の活用
●学校規模等適正化基本方針の改定
●少人数学級編成への対応
●通学区域の再編
●中学校学校選択制の実施
●学校給食の充実
●学校給食費会計の公平化・公正化
●（仮称）防災食育センターの整備と小学校学校給食調理等業務の民間委託
●就学援助の実施
●奨学金制度の実施
●第五次生涯学習推進計画の推進
●指導者の育成と人材の活用
●青少年リーダーの養成
●出前講座の充実
●生涯学習講座の充実
●生涯学習情報提供システムの整備
●市民会館の整備
●学習等供用施設の整備
●（仮称）生涯学習センター整備の検討
●市民会館の適正な管理運営
●第四次子供読書活動推進計画の推進 ●図書館の整備 ●近隣市町と連携した図書館の相互利用の実施 ●学校図書館との連携 ●電子図書の導入
●第二次スポーツ推進計画の推進 ●地域スポーツの振興 ●総合型地域スポーツクラブの運営支援
●総合運動公園の整備 ●総合体育館の適正な管理運営 ●体育施設の整備・充実 ●校庭・屋内運動場開放の推進
●文化財の調査・研究 ●文化財の保護の充実 ●関係団体・人材の育成 ●歴史民俗資料館の運営の充実
●放課後子ども教室の充実【再掲】 ●新・放課後子ども総合プラン事業の推進に伴う施設の有効活用
●小学校校庭遊び場開放
●学校体育施設開放
●（仮称）生涯学習センター整備の検討【再掲】

武蔵村山市教育委員会組織一覧

(令和8年4月1日現在)



教育部各課（館）の事務分掌

（令和 8 年 4 月 1 日現在）

教育部

教育総務課

- （１） 教育委員会の会議に関すること。
- （２） 事務局職員の任免、分限、服務、賞罰その他人事に関すること。
- （３） 教育委員会に関する規則その他の規程の制定及び改廃に関すること。
- （４） 他の機関との連絡調整に関すること。
- （５） 儀式、褒賞及び表彰に関すること。
- （６） 公告式に関すること。
- （７） 文書の収受及び発送に関すること。
- （８） 所掌事務に係る広報に関すること。
- （９） 教育予算の調整に関すること。
- （10） 請願及び陳情に関すること。
- （11） 中部地区会館の貸出しに関すること。
- （12） 児童・生徒の就学、転学、退学その他学籍に関すること。
- （13） 通学区域に関すること（特別支援教育に係るものを除く。）。
- （14） 学級編制に関すること（特別支援教育に係るものを除く。）。
- （15） 学齢簿の整備に関すること。
- （16） 児童・生徒の教育扶助に関すること。
- （17） 独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付等に関すること。
- （18） 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。
- （19） 市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）第 1 条に規定する職員及び児童・生徒の保健衛生、安全の確保等に関すること。
- （20） 教育施設の整備に関すること。
- （21） 教育財産の管理及び廃止に関すること。
- （22） 学校教育施設の調査及び研究に関すること。
- （23） 公立学校施設台帳に関すること。
- （24） 余裕教室に関すること。
- （25） 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定により管理運営の委任を受けた施設の整備に関すること。
- （26） 教育委員会の教育目標、基本方針等教育計画に関すること。
- （27） 教育に関する重要施策の形成に関すること。
- （28） その他教育政策に係る企画及び調査研究に関すること。
- （29） 他の課に属さないこと。
- （30） 部内の連絡調整及び部内の庶務（学校給食課に係るものを除く。）に関すること。

教育指導課

- (1) 教育指導方針及び教育課程に関すること。
- (2) 教科用図書及び教材に関すること。
- (3) 学校経営、学習指導、生活指導の指導助言に関すること。
- (4) 移動教室、音楽・演劇鑑賞教室及び学校行事の指導助言に関すること。
- (5) 学校教育の研究に関すること。
- (6) 教育相談に関すること。
- (7) 就学相談に関すること。
- (8) 特別支援教育に係る支援体制の推進・整備に関すること。
- (9) 特別支援学級に係る児童・生徒の通学に関すること。
- (10) 特別支援学級の学級編制に関すること。
- (11) 特別支援教育に係る普及啓発に関すること。
- (12) 特別支援教育に係る各種委員会等に関すること。
- (13) 特別支援教育に係る児童・生徒の指導に関すること。
- (14) 教育センターに関すること。
- (15) 都費負担教職員（以下「教職員」という。）の研修及び指導に関すること。
- (16) 教職員の任免、服務、身分取扱等の人事に関すること。
- (17) 教職員の給与、旅費及び公務災害補償に関すること。
- (18) 教職員の福利厚生に関すること（他の課に属するものを除く。）
- (19) 都費による時間講師、再任用職員及び会計年度任用職員等の任免に関すること。
- (20) 教職員の職員団体に關すること。
- (21) 教育実習に関すること。
- (22) 教育情報及び研究研修資料の収集及び整理に関すること。
- (23) 情報技術の活用等による教職員の校務の支援に関すること。
- (24) 教育情報化の推進に関すること。
- (25) その他教職員に関すること。

学校給食課

防災食育センター

- (1) 学校給食に関すること。
- (2) 学校給食運営委員会に関すること。
- (3) 学校給食センターの維持管理に関すること。
- (4) 食育の推進に関すること。
- (5) 学校給食調理業務の民間委託に関すること。
- (6) 課内の庶務に関すること。

文化振興課

- (1) 生涯学習及び社会教育の総合計画及び推進に関すること。
- (2) 生涯学習審議会に関すること。
- (3) 公民館の管理に関すること。
- (4) 市民会館に関すること。
- (5) 学習等供用施設（中部地区学習等供用施設及び雷塚地区学習等供用施設を除く。）の施設の維持管理に関すること。
- (6) 地区会館（中部地区会館を除く。）の運営管理に関すること。
- (7) 地区集会所の管理に関すること。
- (8) 教育センターの生涯学習活動室の運営管理に関すること。
- (9) 文化財に関すること。
- (10) 文化財保護審議会に関すること。
- (11) 歴史民俗資料館の管理に関すること。
- (12) その他文化振興に関すること。

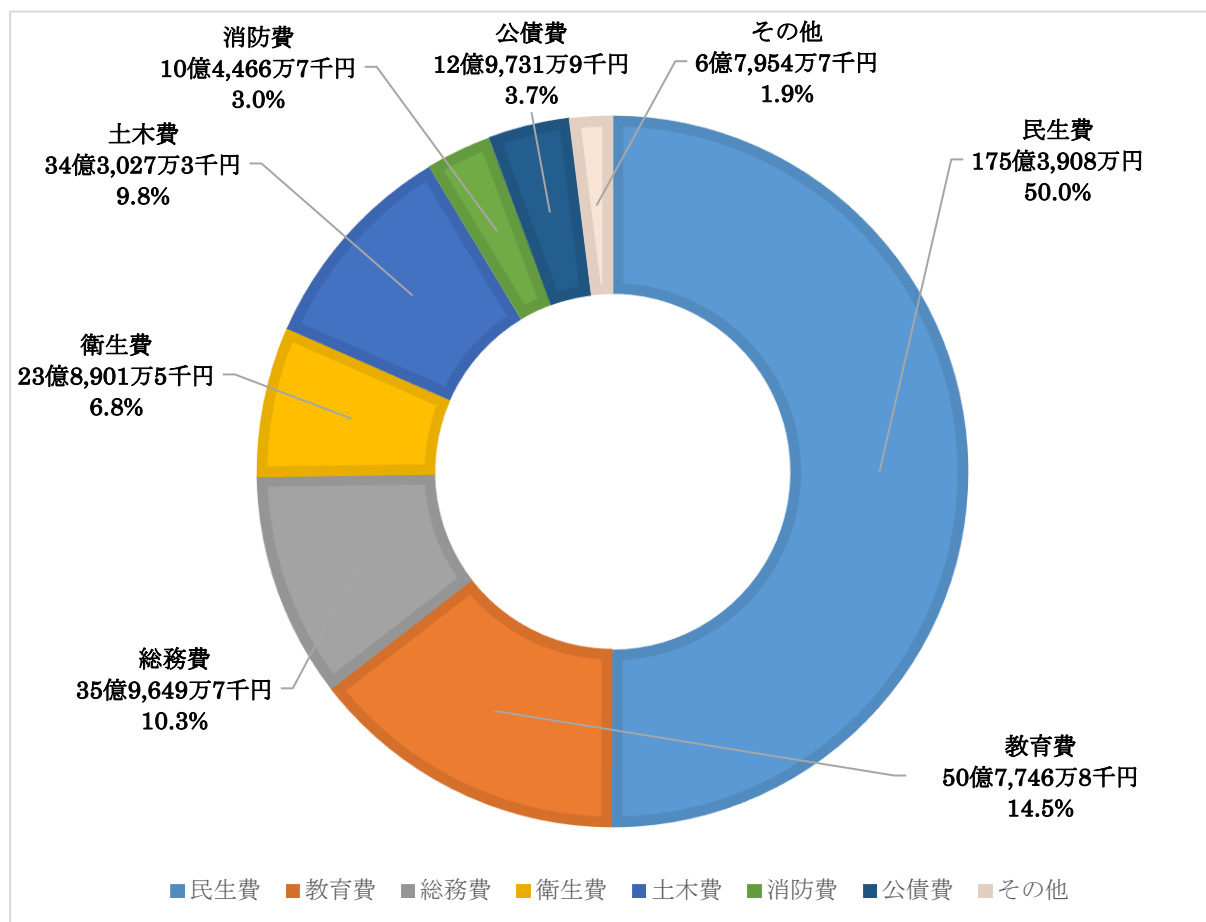
スポーツ振興課

- (1) 社会体育の総合計画及び推進に関すること。
- (2) スポーツ推進委員及び地区スポーツ協力員に関すること。
- (3) スポーツ、レクリエーション等の振興に関すること。
- (4) 総合体育館及び体育施設に関すること。
- (5) 学校体育施設の開放に関すること。
- (6) その他スポーツ振興に関すること。

図書館

- (1) 図書館協議会に関すること。
- (2) 公印の管守に関すること。
- (3) 文書の収受及び発送に関すること。
- (4) 図書館の管理に関すること。
- (5) 図書館資料の選定、収集、整理及び保存に関すること。
- (6) 図書館資料の閲覧及び貸出しに関すること。
- (7) 読書案内及び読書相談に関すること。
- (8) 読書会等の開催及び奨励に関すること。
- (9) 調査、統計及び広報に関すること。
- (10) 図書館の庶務に関すること。
- (11) 武蔵村山市立学習等供用施設のうち地区図書館の運営管理に関すること。
- (12) 武蔵村山市立雷塚地区学習等供用施設及び武蔵村山市公民館中久保分館の維持管理に関すること。
- (13) 前各号に掲げるもののほか図書館に関すること。

令和7年度 一般会計予算（目的別歳出）内訳



令和 8 年度実施 令和 7 年度教育委員会事務事業点検・評価報告書

発行年月／令和 8 年 月

発 行／武蔵村山市教育委員会

編 集／武蔵村山市教育委員会教育部教育総務課

〒208-8501

武蔵村山市本町一丁目 1 番地の 1

TEL 042 (565) 1111 (代表)



武蔵村山市教育委員会